

社会保障・福祉政策の動向と対応
～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして～
政策動向
令和7年度 No.6 Ver.1/2025.2.19

目次

〔項目〕

1. 財政・税制、経済・成長（社会保障全般含む）	P 1
2. 規制改革	P 4
3. 地方創生・地方分権等	P 6
4. 社会福祉法人	P 10
5. 高齢者	P 12
6. 障害者	P 22
7. 子ども・家庭福祉	P 31
8. 地域福祉	P 42
9. 人材確保等	P 45
10. 予算	P 50
11. 災害対策	P 69

本号は令和7年12月17日～2月3日頃までの制度動向や会議の開催等について掲載しております。上記期間以前の記事については、政策委員会ホームページよりバックナンバーをご参照ください。

1. 財政・税制、経済・成長(社会保障全般含む)

<通知・公表>

衆院選の結果を受けて 高市総裁会見(2025.2.9)

▶ 2月9日に、衆議院選挙の結果を受けて、自民党の高市総裁の記者会見が行われた。

【冒頭発言】 ～抜粋～

*下線は追記

速やかに特別国会を召集させていただき、まずは来年度予算や予算関連法案を1日でも早く成立させていく。野党の皆様にもご協力をお願い申し上げます。

同時に、国民会議への参加、早期開催についても協力を呼びかけてまいります。逆進性がある社会保険料負担に苦しむ低所得者、中所得者の皆様を集中的に支援して、恒常的に手取りが増えるようにする観点から、給付つき税額控除制度の導入に向けた議論を進めてまいります。

ただし、この制度導入には一定の時間がかかります。それまでの間2年間に限り、飲食料品に対する消費税率をゼロとすることについて、国民会議において、スケジュールや財源の在り方など、その実現に向けた諸課題の検討を進めていく考えです。いずれにせよ、特例公債の発行に頼ることはありません。

補助金や租税特別措置の見直し、税外収入などにより2年分の財源を確保した上で、できるだけ早く実現できるように知恵を絞ってまいります。高市政権で進める政策転換の本丸は、責任ある積極財政です。長い自民党の歴史の中で、政権公約に書かれたのは初めてです。

【質疑応答】 ～抜粋～

Q:次は国民会議での議論となりますけども、具体的にいつ、どの党に呼びかけて議論を行うのでしょうか。今回、選挙戦で野党各党とは減税のあり方が異なる中で、野党も含めてどう議論を収斂させるお考えでしょうか。

A:政府与党としては、選挙期間中にも申し上げてきたとおり、食料品の消費税率ゼロにつきましては、改革の本丸である給付付税額控除実施までの2年間に限ったつなぎと位置づけております。

ですから、食料品の消費税率ゼロから給付付税額控除への移行を見据えて検討を進める方針です。このため、食料品に限定した消費税率ゼロについては、今後改めて給付付税額控除の実現に賛同いただける野党の皆様にお声がけをして、超党派で行う国民会議をできるだけ早期に設置して、2年間に限り特例公債に頼らないということを前提として検討し、先ほど申し上げました諸課題を含めて、給付付税額控除とあわせて議論をして結論を得ていきたいと考えております。

その上で、野党の皆様の協力が得られれば、夏前には、少なくとも夏前には国民会議で中間取りまとめを行いたいと考えております。

日本成長戦略会議

◇第2回(2025.12.24)

- ▶ 12月24日、第2回日本成長戦略会議(議長:高市総理大臣)が開催され、「成長戦略の検討体制」「分野横断的課題への対応の方向性」について協議が行われた。
- ▶ 政府が定めた17の戦略分野や8の分野横断的課題(下記参照)について、戦略分野分科会を設置するとともに、官民で方向性を議論するWGを1月から設置することを決めた。

▶ 4～5月をめどに、官民での投資促進や課題解決に向け、具体策や目標などをまとめたロードマップを分野ごとに策定する。

1. 17の戦略分野における官民連携での危機管理投資・成長投資の促進

- ① AI・半導体
- ② 造船
- ③ 量子
- ④ 合成生物学・バイオ
- ⑤ 航空・宇宙
- ⑥ デジタル・サイバーセキュリティ
- ⑦ コンテンツ
- ⑧ フードテック
- ⑨ 資源・エネルギー安全保障・GX
- ⑩ 防災・国土強靱化
- ⑪ 創薬・先端医療
- ⑫ フュージョンエネルギー
- ⑬ マテリアル(重要鉱物・部素材)
- ⑭ 港湾ロジスティクス
- ⑮ 防衛産業
- ⑯ 情報通信
- ⑰ 海洋

2. 分野横断的課題への対応

- ① 投資促進(新技術立国・競争力強化)
- ② 人材育成
- ③ スタートアップ
- ④ 金融
- ⑤ 労働市場改革
- ⑥ 家事等の負担軽減
- ⑦ 賃上げ環境整備
- ⑧ サイバーセキュリティ



- ▶ 高市総理は「戦略分野の担当大臣は、専門家の御意見を踏まえて、官民が連携する投資を迅速かつ効果的に進める観点から、対象領域、課題等を、総花的にすることなく、戦略的に絞り込んだ上で、横断的分野における取組の成果も十分に取り込みつつ、目標・道筋・政策手段を明確にした、真に実効性のある『官民投資ロードマップ』を策定いただきたい。

各戦略分野の担当大臣においては、経済界と緊密に連携して、政府の投資促進措置によって新たに誘因される投資を含め、具体的な官民投資の見通しをできるだけ早急に示せるよう、検討を進めていただきたい。

分野横断的な課題の担当大臣においては、投資の受け皿となる産業用地を始め、ファイナンス・人材・データ・エネルギーなど成長投資の後押しや制約要因の解消につながる基盤整備を進めるために、新技術立国・競争力強化、金融等の分野で、次期通常国会に必要な法律案の準備を進めていただきたい。また、その他の分野においても、年度内に講ずるべき政策については、スピード感を持って措置していただきたい。

特に、労働市場改革については、心身の健康維持と従業者の選択を前提として、柔軟で多様な働き方を実現することが重要である。必要に応じ追加調査を実施するなど、現場のニーズを更にきめ細かく把握しながら、規制改革会議などの関係機関とも連携して、労働時間規制の運用・制度の両面から、検討を加速していただきたい。」と発言した。

経済財政諮問会議

◇第 1 回(2026.1.22)

- ▶ 1月22日、令和8年第1回経済財政諮問会議(議長:高市総理大臣)が開催され、中長期の経済財政に関する試算について協議を行った。
- ▶ 高市総理からは、「引き続き『責任ある積極財政』の考え方にに基づき経済財政運営を行い、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくことで財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信認を確保していく。そのためには、これまでの取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、成長率を高め、併せて金利上昇に目配りするという一方で、成長率の範囲内に債務残高の伸び率を確実に抑えていくことが重要である。

こうした考え方の下、これまでの単年度ごとのPB黒字化目標の達成状況を見ていくという方針を、数年単位でバランスを確認する方向に見直すなど、取り組んでまいります。

関係大臣が連携し、与党の議論も踏まえつつ、今年の骨太方針に向けた検討を進めていただきたい」と発言した。

◇第 15 回(2025.12.25)

- ▶ 12月25日、第15回経済財政諮問会議(議長:高市総理大臣)が開催され、令和8年度の経済見通しと今後の課題、経済対策の推進に向けて、経済・財政一体改革について議論が行われた。
- ▶ 高市総理からは、「総合経済対策の広報や進捗に関する報告を基に、その推進について意見交換を行った。これらの施策の効果を一刻も早く国民の皆様にも実感していただけるよう、特に、『子育て応援手当』『医療・介護等支援パッケージ』等を担当する大臣においては関係省庁ともよく連携しながら、地方自治体における施策の実施促進及びその活用状況のフォローアップに注力いただきたい。

また、『EBPM(証拠に基づく政策立案)アクションプラン』などの改訂について、社会保障分野、文教・科学技術分野など、国民生活の基盤となる重要政策について、その実効性を検証しつつ、スピード感を持って施策を進めてまいります。」との発言があった。

2. 規制改革

<会議>

規制改革推進会議

◇第26回(2025.12.24)

- ▶ 12月24日、内閣府は第26回規制改革推進会議(議長:富田哲郎 東日本旅客鉄道株式会社相談役)を開催し、規制・制度改革の今後の検討課題について協議を行った。
- ▶ 会議では、今後の検討課題として下記が示され、協議が行われた。

規制・制度改革の今後の検討課題(案)

資料1

- 人口減少・少子高齢化等の課題を克服し、日本経済の成長と地方の活性化につなげるため、国民生活に密着し社会・経済的に重要性が高い分野について、時代や環境の変化、テクノロジーの進化に合わせて、規制の緩和・強化・明確化といった適正化も含め、必要となる利用者目線の規制・制度改革を徹底する。
- 具体的には、「強い経済の実現」と「地方を伸ばし、暮らしを守る」を二本柱として取り組む。特に前者については、民間投資と技術革新が促進され将来にわたって挑戦できる環境が整備されることを目指し、来年夏の策定が予定されている成長戦略にも反映されるよう、日本成長戦略本部と連携して取り組む。

1. 強い経済の実現

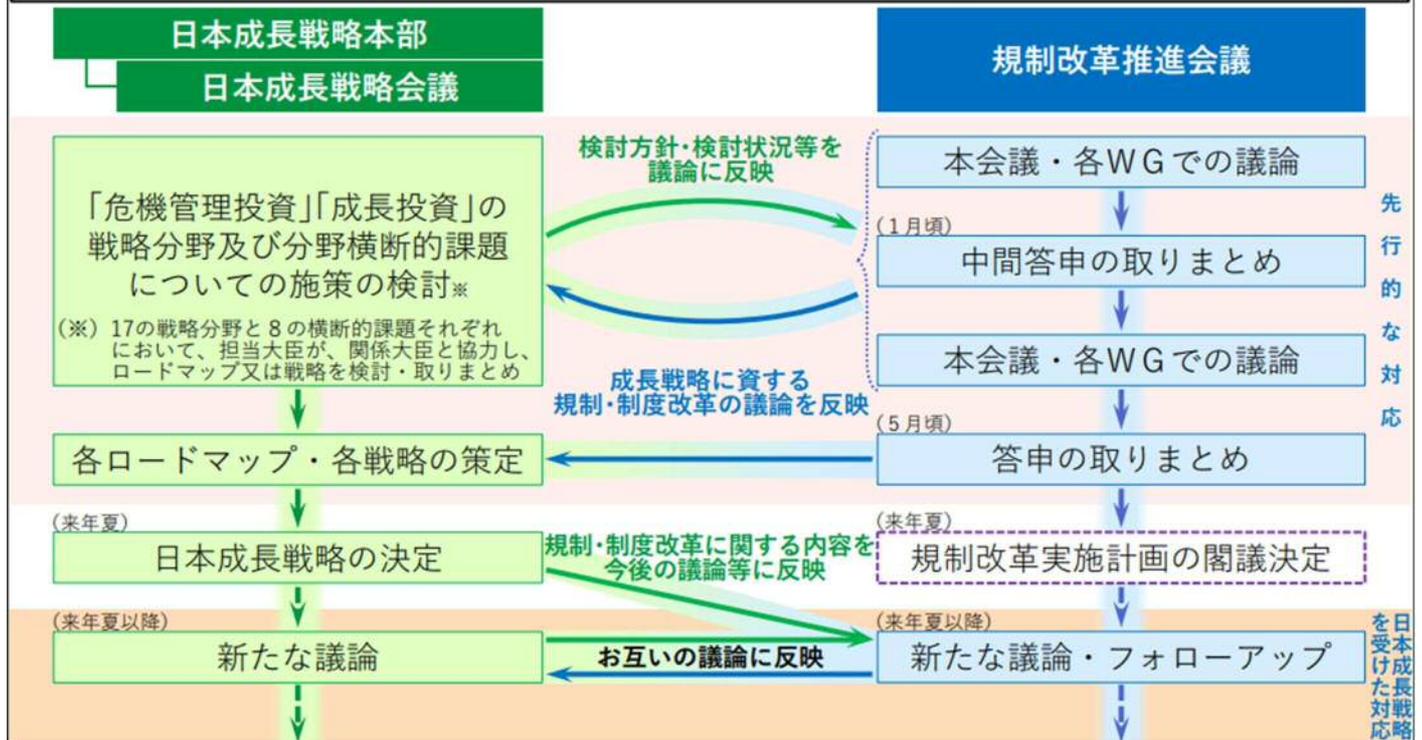
- AIの社会実装の促進
- 労働時間法制に係る政策対応の在り方
- 農地の大区画化、スマート農業の促進
- 医療等データの利活用の促進等
- 新技術(ドローン等)の社会実装の促進
- スタートアップへの投資促進・成長促進
- GX等への投資の促進
- 企業の持続的な成長に向けた企業法制の見直し

2. 地方を伸ばし、暮らしを守る

- 地方が持つ伸び代の活用
- 暮らしの安全の確保
- 外国人との秩序ある共生社会の推進
- 地域の実情に応じた介護サービス提供体制の見直し
- 年次有給休暇制度等の見直し
- 医療・介護分野におけるタスク・シフト/シェアの促進
- 自動車関係手続等の効率化と利便性向上
- 地域におけるオンライン診療の更なる普及・円滑化
- 全国における移動の不足の解消(ライドシェア等)

- ▶ また、日本成長戦略本部との連携案が示され、令和8年5月頃を目途に答申を取りまとめる。必要に応じて、中間取りまとめの公表を検討することとされた。なお、答申を待たずに、改革を実現すべき事項については、早期の実現を求めることとされた。

- 規制改革推進会議では、来年夏までの先行的な対応として、成長戦略に資する規制・制度改革について議論し、日本成長戦略本部等における検討に反映。
- 来年夏以降においては、各ロードマップ・各戦略を含む日本成長戦略の内容も踏まえ、規制・制度改革の観点で、成長戦略に資する新たな議論を行うとともに、決定事項に対するフォローアップに取り組む。



▶ 高市総理は「人口減少・少子高齢化の課題を克服し、日本経済の成長と、それから地方の活性化につなげるために、絶え間ない規制改革は重要である。『強い経済の実現』『地方を伸ばし、暮らしを守る』というこの二本柱で必要となる規制・制度改革を強力に進めていただくようお願いする。

働き方改革関連法施行から5年が経過したなか、施行状況や労働時間の動向も勘案しながら日本成長戦略本部とも連携のうえ、生産性の高い柔軟な働き方の推進につながるように、制度の在り方について、是非御検討をお願いしたい」と発言した。

規制改革推進会議 健康・医療・介護 ワーキング・グループ

◇第8回（2025.12.25）

- ▶ 内閣府は12月25日、第8回規制改革推進会議 健康・医療・介護 ワーキング・グループを開催し、「基準該当居宅サービス・離島等相当サービスの導入促進やサービスの枠組み拡張を踏まえた人員配置基準の緩和等」について協議を行った。
- ▶ 会議では、中泊町、備前市、社会福祉法人おおなん福祉会からの報告が行われた後、厚生労働省より社会保障審議会介護保険部会等における検討状況について報告が行われ、協議が行われた。

3. 地方創生・地方分権等

<法改正等>

「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定（2025.12.23）

- ▶ 12月23日に、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定された。
- ▶ 福祉分野に関する事項は以下のとおり。
 - 障害者支援施設における設備基準等の見直しについて
（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）
障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（44条3項及び84条2項）の中山間地域等における適用については、地域の実情に応じた持続可能なサービスの提供がなされるよう、社会保障審議会等において検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
 - 介護職員初任者研修における通信学習方式の学習時間の取扱いの弾力化
（介護保険法）
介護職員初任者研修については、介護職員等がより受講しやすい環境を整えるため、オンラインによる実施を認めることが適切な範囲等について検討し、結論を得る。その結果に基づいて令和7年度中に必要な措置を講ずる。
 - 福祉サービス第三者評価事業における認証手続き・評価調査者養成の見直し
（社会福祉法）
評価機関及び都道府県推進組織の負担軽減や、各都道府県における評価機関の確保を図るため、都道府県推進組織及び関係団体の意見を踏まえつつ、以下のとおりとする。
 - ・他の都道府県推進組織において研修を受講した評価機関について、その研修の内容が、都道府県推進組織が自ら実施する研修の内容と同等であると判断する場合、当該都道府県推進組織が定める認証要件のうち、研修受講要件の免除を可能とする方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
 - ・都道府県推進組織の負担軽減を図る観点から、事務の簡素化等について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ▶ 主な概要は以下のとおり。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針【概要】

〔 R7年の提案数:355件(R6:257件) うち実現・対応割合:88% (R6:86%) 〕

令和7年12月23日
閣議決定

- ◇ 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるもの。平成26年から「提案募集方式」を導入。
- ◇ 法律改正事項については、一括法案等を令和8年通常国会に提出することを基本。
- ◇ 12月23日に地方分権改革推進本部・閣議決定。

(件数は分権室による推計値)

1 デジタル化による国民の利便性向上

支障事例	対応方針	効果
① 事業者から地方公共団体への申請手続等のオンライン化 (e-Govの活用) ・事業者からの申請・届出を郵送や窓口で対応している場合があり、負担が生じている。	・事業者による届出について、オンライン化を可能に (e-Gov(政府共通の電子申請システム)の活用)。 (i) 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出 (ii) 振動規制法に基づく特定建設作業の届出 など	・事業者の負担を軽減。手続迅速化。 (i) 届出件数: 約9万7千件/年 (ii) 届出件数: 約5万7千件/年
② 公営住宅の家賃決定に係る収入申告書の省略 ・公営住宅に入居する住民は毎年度の収入申告書の提出が必要であり、住民や地方公共団体に負担が生じている。	・マイナンバー制度における情報連携等によって所得情報等を把握し、毎年度の書面での収入申告を不要とすることを検討。	・住民の負担を軽減。地方公共団体における督促等の事務負担を軽減。 ※公営住宅の入居戸数: 約165万戸 (令和5年度末時点)
③ 地方債のデジタル証券方式での発行を可能に ・投資家層の拡大に向けて、社債と同様に、デジタル証券による地方債を発行したい。	・地方債のデジタル証券方式での発行を可能に。	・投資家層の拡大による資金調達手段の多様化に寄与。

2 人口減少社会に柔軟に対応した地域づくり

支障事例	対応方針	効果
④ 空家等管理活用支援法人に商工会議所等の指定を可能に ・空家等の管理・活用をより円滑に支援するためには、空家等管理・活用支援法人に、ワンストップでの対応が期待でき、地域活性化の推進役となり得る法人を更に追加する必要がある。	・空家の管理等を行う事業者間の調整等を担える法人として、商工会議所・商工会等の非営利法人の指定を可能に。	・効率的・効果的な空家等対策の推進を通じた地域振興等の実現に寄与。
⑤ 公営住宅における建替えを伴わない団地集約の場合でも明渡請求を可能に ・入居率の低下や老朽化した公営住宅の団地集約を行おうとする場合、建替事業を実施しないと入居者へ住宅の明渡請求ができない。	・入居者の居住権の保護などを勘案した上で、建替事業を実施しない場合でも明渡請求を可能とすることについて検討。	・公営住宅の管理運営の効率化や自治体の負担軽減等に寄与。
⑥ 土地利用の実情に即した市街化区域の設定を可能に ・人口減少下における市街化区域の設定にあたっては、現行の将来人口に基づき設定する方法(人口フレーム方式)だけでは、有効な土地利用が困難。	・土地利用の現状や将来見通しに基づき市街化区域の設定が可能であることを周知。	・地域の実情に応じた土地利用によるまちづくりの推進に寄与。

3 自治体業務の簡素化・効率化

支障事例	対応方針	効果
⑦ 経由事務の廃止及び経由調査の見直し ・経由事務(国への申請等が地方公共団体を経由する事務)や経由調査(国の調査で地方公共団体が集計する調査)において、地方公共団体に事務負担が生じている。	・経由事務の廃止及び経由調査の見直し。 (i) 管理栄養士、薬剤師、精神保健指定医のオンライン申請における免許証等の交付 (ii) 医薬品国家検定の申請 (iii) 栄養士養成施設等の指定等に係る手続 など	・手続の迅速化、事務負担の軽減。 (i) 免許証等の新規交付件数: 約1.7万7千件/年 (ii) 医薬品国家検定申請件数: 約900件/年 (iii) 栄養士養成施設等の指定等に係る手続件数: 約400件/年
⑧ 都道府県による戸籍電子証明書等のオンラインでの公用請求を可能に ・都道府県が相続人特定のため戸籍証明書等の公用請求を郵送で行っており、事務負担・費用負担が生じている。	・都道府県がオンラインにより戸籍電子証明書等を公用請求することが可能に。	・事務負担・費用負担の軽減。 ※都道府県における戸籍の公用請求件数: 約60万7千件/年
⑨ 行政書士試験に関する事務のうち委任できない事務を委任可能とし全ての試験事務を委任可能に ・都道府県が行う試験問題作成等の事務は指定試験機関に委任可能とされているが、合格決定の事務のみ委任できない。	・合格決定の事務も委任可能とし、全ての試験事務について指定試験機関への委任を可能とするよう検討。	・事務負担の軽減。 ※合格証への押印: 約6千件/年
⑩ 介護・障害福祉サービス等報酬関連補助金に係る支払事務について都道府県から国民健康保険団体連合会への委託を可能に ・介護・障害福祉サービス等報酬の支払事務は国保連に委託可能とされている一方、関連補助金(※)の支払事務は国保連に委託できず、都道府県が直接事業者に支払っている。 ※例えば、令和6年度補正予算による福祉職員等の処遇改善等のための補助	・関連補助金に係る支払事務についても国保連への委託を可能とすることを検討。	・都道府県の事務負担を軽減、国保連による効率的な事務の実施。 ※令和6年度補正予算額 1,148億円の内数
⑪ 国への返還金に関する取扱いの見直し ・障害者自立支援給付費、障害児通所給付費、診療報酬等の国庫補助金等について、不正等を行った事業者等からの返還金が徴収困難な場合、当該返還金の未徴収額について、国や都道府県から交付を受けた補助金等を含め全額返還することとされており、結果として、市町村が全額負担することとなっている。	・実態把握のための全国調査を行い、他の国庫補助金等の状況も踏まえて対応を検討。	・障害児通所給付費: 児童発達支援管理責任者等、必要な人員を配置せず、約1.1億円の返還請求が生じたが、事業者の資金不足により、未徴収額が発生した事案 ※診療報酬: 看護師配置基準を満たしておらず、約1.4億円の返還請求が生じたが、医療機関の破産手続開始決定がされ、未徴収額が発生した事案
⑫ 社会情勢を踏まえた事務の簡素化 (i) 地方公共団体の財政状況等の公表回数を年2回以上から1回以上に (ii) 公社等の解散公告(債権の申出の催告)を3回以上から1回に (iii) 外部監査の補助者、土地区画整理組合の理事の住所の記載内容の見直しを検討 (iv) 地方公共団体の事務所における伝搬障害防止区域図の備付け等の廃止(総務省によるインターネットでの公表) (v) 基本測量・公共測量に係る都道府県による公示の廃止(国土地理院によるインターネットでの公表)		(i) 財政状況等の公表に係る事務負担が軽減。 (ii) R5年度に解散した土地開発公社数: 25(公社等数: 780) (iii) R4年度の外部監査の補助者: 752人 土地区画整理事業(組合による施行中)の地区数: 248 (iv) 備付けを廃止する地方公共団体の事務所: 約150事務所 (v) 基本測量・公共測量の公示件数: 約12,450件/年 ・基本測量 国土地理院が実施 ・公共測量 費用を国又は地方公共団体等が負担して実施
⑬ 計画策定事務の見直し ・離島活性化交付金等事業計画と離島振興計画等との一体的策定を可能に。 ・導入促進基本計画(先端設備等の導入)の策定に当たり、他の計画等からの引用を可能に。		・計画策定事務の負担を軽減。 ※離島活性化交付金等事業計画策定団体 26団体
⑭ 財産区議会(総会)設置条例について都道府県知事による提案に加え市区町村長等による提案も可能に ・財産区議会(総会)を設置・廃止する場合に、現行では都道府県知事のみ設置・廃止に係る条例の提案が認められているため、財産区が属する市区町村は都道府県に事前相談しなければならず、事務手続きが負担。 ※ 財産区: 地方公共団体の一種であり、山林や用水池等を有し、管理する法人。	・財産区議会(総会)を設置・廃止する条例の提案権について、都道府県知事の提案に加え、市区町村長等による提案を可能に。	・市区町村等自らの判断で条例の提案が可能に。 ※令和5年度財産区総数: 3,930(うち議会を設けている財産区: 591、総会を設けている財産区: 20)

「地方創生に関する総合戦略」を閣議決定（2025.12.23）

- ▶ 12月23日、「地方創生に関する総合戦略」が閣議決定された。期間は2025(令和7)年度～2029(令和11)年度。
- ▶ 本総合戦略は、これまでの地方創生の取組をフォローアップするとともに、地方創生施策の推進戦略を取りまとめたもの。
- ▶ 国においては、これまでの地方創生で進めてきた取組に加えて、地方が持つ伸び代をいかすことで、国民の暮らしと安全を守り、地方に活力を取り戻すことを目指し、「強い経済」の実現に力点を置いた形で取りまとめる全体戦略である「地域未来戦略」を令和8年夏目途に取りまとめることとしている。
- ▶ 主な概要は以下のとおり。

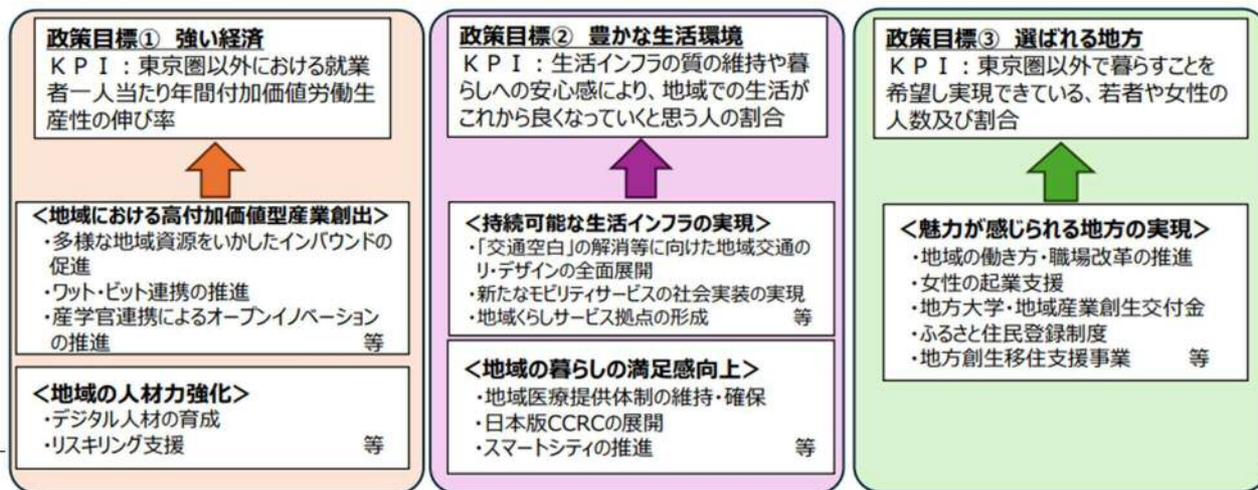
地方創生に関する総合戦略 ～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～の概要

- 「まち・ひと・しごと創生法」で、まち・ひと・しごと創生に関する**目標**及び施策に関する**基本的方向**並びに政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する**施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項**を定める「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定（閣議決定）することとされている。
また、同総合戦略の案を作成するに当たっては、検証に資するよう総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定することとされている。
- 2014年以降、総合戦略を累次策定しており、現行の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」は2023年度を初年度とする5か年の総合戦略として策定された。
※策定後も基本的に毎年末に改訂
- 今般、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を変更し、「**地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～**」（以下「本総合戦略」という。）を策定。（期間は2025年度～2029年度。）
 - ・各府省庁における地方創生のための具体的な事業を整理。
 - ・各施策の進捗管理・検証を行うために工程表の作成・KPIの設定をするとともに、目標と各施策との因果関係（ロジックモデル）を設定。
- 「**強い経済**」の実現に力点を置いた全体戦略としての「**地域未来戦略**」を来年夏を目処に取りまとめる。

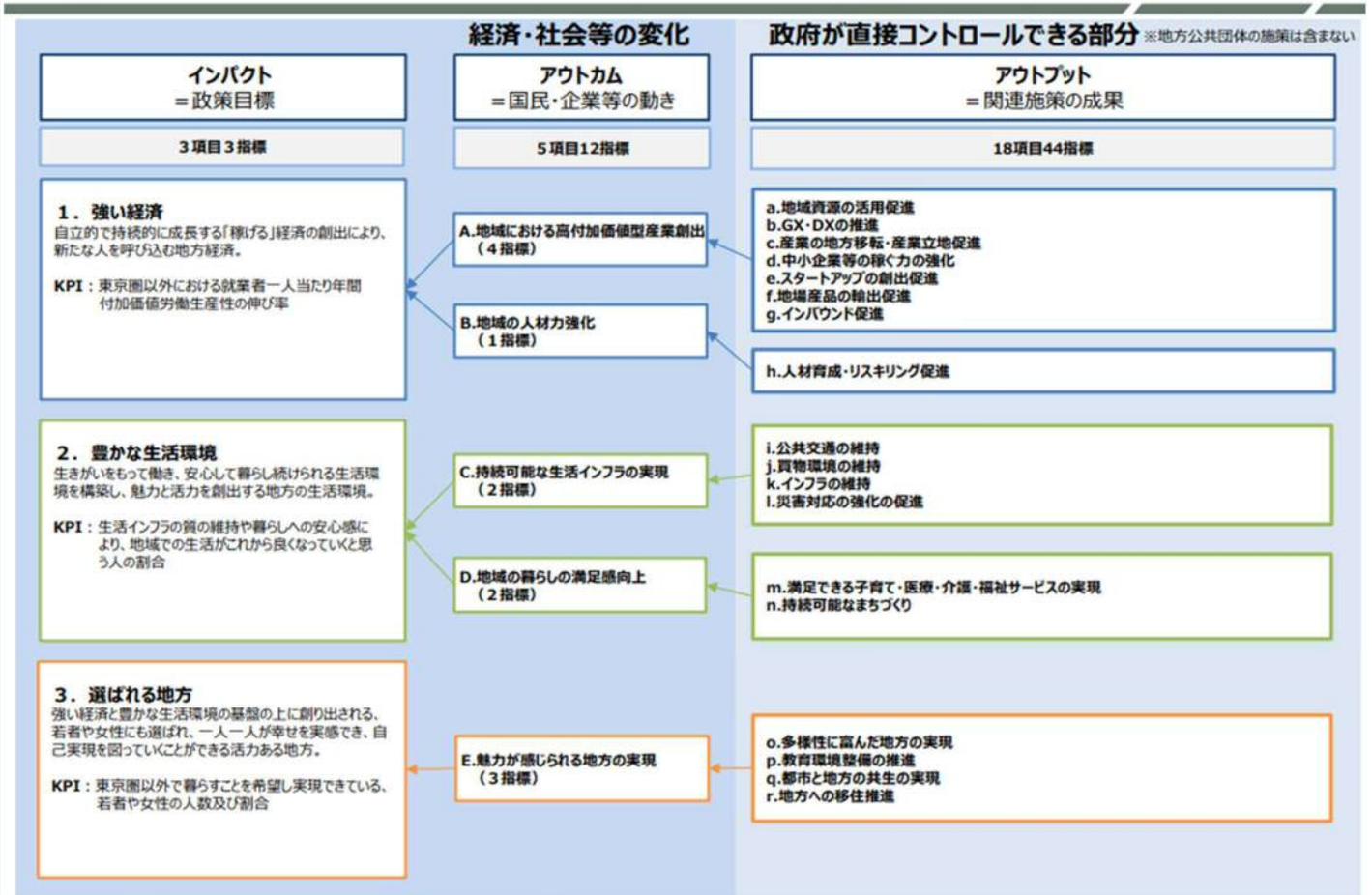
地方創生に関する総合戦略におけるKPIの設定

【本総合戦略の実効性を高めるためのロジックモデルの作成等】

- 「**強い経済**」「**豊かな生活環境**」「**選ばれる地方**」という目標を設定した上で、それを実現するための施策を具体化。さらに、目標と各施策との**因果関係（ロジックモデル）の整理**を行い、進捗や成果を客観的かつ的確に把握できる**KPIの設定及び工程表の作成**を行うことにより、PDCAサイクルを徹底し、本総合戦略全体の**実効性を高める**。



ロジックモデル（全体イメージ）



政策目標達成に貢献する施策（331施策）

政策目標① 強い経済（132施策）

- ・多様な地域資源をいかしたインバウンドの促進
- ・スマート農林水産業の推進
- ・伝統工芸品・地場産業の販路開拓等支援
- ・文化観光や文化施設（博物館・劇場等）の振興
- ・スポーツによる地域・経済の活性化

- ・ワット・ビット連携の推進
- ・GX・DX分野における大規模投資の促進
- ・本社機能の地方移転・拡充の更なる促進
- ・地域金融力の強化を通じた中小企業等の支援
- ・産学官連携によるオープンイノベーションの推進
- ・新規輸出1万者支援プログラム
- ・リスキング支援

等

政策目標② 豊かな生活環境（118施策）

- ・「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開
- ・新たなモビリティサービスの社会実装の実現
- ・地域暮らしサービス拠点の形成
- ・ロボット配送の社会実装
- ・広域的な連携によるインフラの老朽化対策
- ・避難生活環境の整備

- ・オンライン診療等による地域医療提供体制の維持・確保
- ・事業者間の連携等による地域の介護・福祉サービス等の維持・確保
- ・にぎやかで持続可能な地域づくりの推進
- ・地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進
- ・日本版CCRCの展開
- ・スマートシティの推進

等

政策目標③ 選ばれる地方（62施策）

- ・地域の働き方・職場改革の推進
- ・教育現場の意識改革の推進
- ・女性の起業支援
- ・地方大学・地域産業創生交付金の推進
- ・大学等の地方分散支援

- ・高校生の「地域留学」の推進
- ・学校と地域の連携・協働体制の構築等による人づくりの推進
- ・ふるさと住民登録制度の創設
- ・スモールコンセッションや空き家等を活用した二地域居住の推進
- ・プロフェッショナル人材事業の展開
- ・地方創生移住支援事業の展開

等

国の役割（19施策）

- ・地方創生伴走支援制度
- ・RESAS、RAIDAによる情報支援の強化

- ・地方創生における特区の再起動
- ・広域リージョン連携

等

4. 社会福祉法人等

<通知・公表>

社会保障審議会福祉部会 報告書公表（2025.12.18）

- ▶ 12月18日、厚生労働省は社会保障審議会福祉部会（部会長：菊池馨実早稲田大学理事・法文学術院教授）報告書を公表した。

社会保障審議会福祉部会報告書（概要）①

【議論の観点】

- ・ 2040年に向け、**人口減少・単身世帯の増加等**の社会情勢の変化や**多様化・複雑化する福祉ニーズ**、人口構造や世帯構成の変化スピードの**地域差**、地域における**支え合い機能の脆弱化**への対応が課題
- ・ **全ての市町村で**、多様な地域生活課題の解決に向けて、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、**包括的な支援体制の整備を強力に推進していく必要**
- ・ 地域と行政が一丸となり、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げるため、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す**地域共生社会のさらなる実現・深化**を行うことが重要

1. 地域共生社会の更なる展開について

① 包括的な支援体制整備に向けた対応

- ・ 包括的な支援体制整備のために**市町村が実施すべき施策の明確化**
（1）地域住民同士の支え合い推進のための環境整備、（2）支援関係機関同士の連携体制整備、（3）地域住民と支援関係機関の協働体制整備
- ・ **支援会議を活用可能な市町村の拡大**（※）、市町村が地域の見守り等に協力する**団体を委嘱できる仕組みの創設**

※ 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村にも拡大

- ・ **重層的支援体制整備事業の質の向上に向けた事業評価の導入**
- ・ **生活困窮者自立支援制度の対象として、頼れる身寄りがない高齢者等が含まれることの明確化等**

② 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

- ・ **過疎地域等における包括的な支援体制整備を推進するための新たな仕組みの創設**
福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の**配置基準**を縦割りの基準から**分野横断的な基準に柔軟化**、**地域との協働促進を図る事業**を実施

③ 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

- ・ **地域共生社会の実現に向けた行政責務・役割を明確化**
- ・ **福祉以外分野との連携・協働の強化**

2. 頼れる身寄りがない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について

① 新たな第二種社会福祉事業の創設

- ・ **頼れる身寄りがない高齢者等に対する「日常生活支援」「円滑な入院等の手続支援」「死後事務の支援」を行う事業**を第二種社会福祉事業に位置付ける

② 中核機関の位置付け等

- ・ 権利擁護支援のコーディネートや関係機関の連携強化等を行う事務を市町村の努力義務化
- ・ 上記事務を担う**中核機関の法定化**

3. 社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について

① 社会福祉連携推進法人制度の見直し

- ・ 地域の福祉ニーズを充足できていない場合等に、サービス提供体制確保のため、**第二種社会福祉事業等を実施可能とする**

② 既存施設の土地・建物等の有効活用

- ・ 地域の福祉サービスの提供を維持するため、**社会福祉連携推進法人が社員社会福祉法人の土地・建物等の貸付支援業務を実施**
- ・ 社会福祉法人の解散時の**残余財産の帰属先に地方公共団体を追加**

4. 災害に備えた福祉的支援体制について

① 平時からの連携体制の構築

- ・ 包括的支援体制の整備を推進するための連携分野に防災を追加
- ・ 市町村地域福祉計画等の記載事項に災害福祉を追加

② DWATの平時からの体制づくり・研修等

- ・ **災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する者の名簿登録や研修・訓練を国が実施**
- ・ 派遣要請時におけるDWATチーム員の派遣元使用者の配慮義務等を設ける

5. 介護人材の確保・育成・定着について

① 地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組

- ・ 都道府県が設置主体となって、人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むための**プラットフォームの制度化**

② 若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着

- ・ テクノロジーの活用、働きやすい環境づくりの整備、タスクシフト/シェアの推進（業務の整理・切り出しと介護助手の活用等）

③ 中核的介護人材の確保・育成

- ・ 潜在介護福祉士に係る届出制度の現任者への拡充
- ・ **介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置**について、終了・延長両方の意見や、今後の養成施設の役割も踏まえた**適切な対応**
- ・ **介護福祉士養成施設の今後の在り方**（国家資格の取得に向けた取組の強化、地域の担い手への研修、ICT教育、リカレント教育等）

④ 外国人介護人材の確保・定着

- ・ 小規模法人での外国人人材の確保・定着のため、海外現地への働きかけ、日本語教育・生活環境整備など地域ごとに必要な支援策の検討
- ・ **准介護福祉士制度**について、廃止すべきとの意見を踏まえ、フィリピン政府との関係等も考慮した**適切な対応**

令和 6(2024)年社会福祉施設等調査の概況(2025.12.17)

- ▶ 12月17日、厚生労働省は令和6(2024)年社会福祉施設等調査の概況を公表した。
- ▶ 「社会福祉施設等調査」は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的として、毎年10月1日現在の状況について調査を実施している。
- ▶ 令和6年は、全国の老人福祉施設や障害者支援施設、児童福祉施設等及び障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所のうち、155,806施設・事業所を対象として調査し、活動中の128,241施設・事業所について集計を行った。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。

【調査結果のポイント】

1 施設・事業所数

- ・保育所等 ※保育所型認定こども園及び保育所
23,51施設（対前年215施設(0.9%)の減少）
- ・有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)
18,460施設（対前年627施設(3.5%)の増加）
- ・居宅介護事業所
26,485事業所（対前年518事業所(2.0%)の増加）
- ・放課後等デイサービス事業所
22,643事業所（対前年1,521事業所(7.2%)の増加）

2 従事者数(常勤換算)

- ・保育所等における保育士 353,943人
- ・居宅介護事業所 155,444人
- ・放課後等デイサービス事業所 130,073人

5. 高齢者

<会 議>

社会保障審議会介護給付費分科会

◇第 253 回(2026.1.16)

- ▶ 1月16日、厚生労働省は第253回社会保障審議会介護給付費分科会(分科会長:田辺国昭東京大学大学院法学政治学研究科教授)を開催した。
- ▶ 今回は、「令和8年度介護報酬改定に向けて(介護報酬改定案について)」、「令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和8年度調査)の進め方及び実施内容」について協議が行われた。
- ▶ 令和8年度介護報酬改定に向けては、改定案が示され、協議が行われた。

令和8年度介護報酬改定の概要

概要

- 「「強い経済」を実現する総合経済対策」(令和7年11月21日閣議決定)において、「介護分野の職員の処遇改善については、(中略)他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。改定率は+2.03%(処遇改善分+1.95%、基準費用額(食費)の引上げ分+0.09%)となる。

令和8年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」(令和7年12月24日)(抄)

「強い経済」を実現する総合経済対策において、「介護分野の職員の処遇改善については、(中略)他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、**令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施**する。具体的には、政府経済見通し等を踏まえた介護分野の職員の処遇改善、介護サービス事業者の生産性向上や協働化の促進等のため、以下の措置を講じる。なお、これらの措置による**改定率は+2.03%**(国費+518億円(令和8年度予算額への影響額))となる。

- ・ 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置を実施する。
- ・ 生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円(2.4%)の上乗せ措置を実施する。
- ※ 合計で、介護職員について最大月1.9万円(6.3%)の賃上げ(定期昇給0.2万円込み)が実現する措置。
- ・ 上記の措置を実施するため、今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける。また、これまで処遇改善加算の対象外だった、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等について、新たに処遇改善加算を設ける。
- ・ また、令和9年度介護報酬改定を待たずに、介護保険施設等における食費の基準費用額について、1日当たり100円引き上げる(低所得者については、所得区分に応じて、利用者負担を据え置き又は1日当たり30~60円引上げ)。

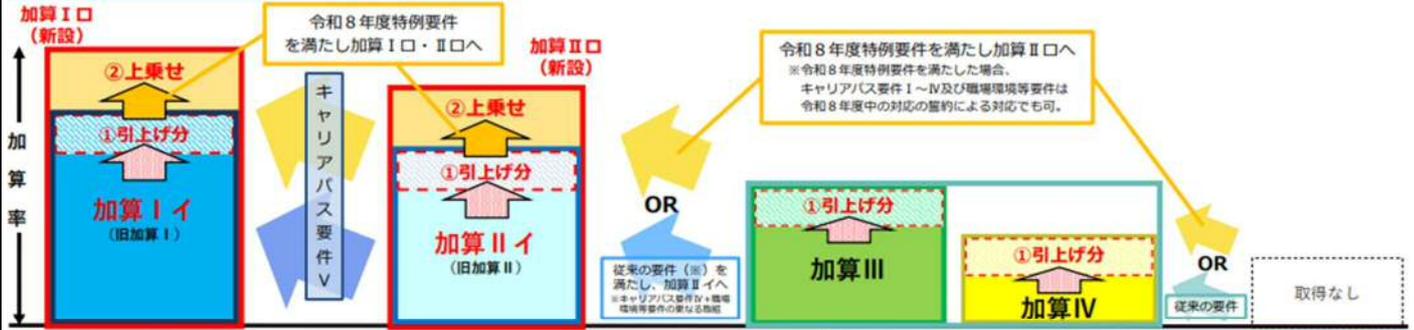
なお、令和9年度介護報酬改定においては、介護分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保を図る必要があるとの認識のもと、「介護事業経営実態調査」等において、介護サービス事業者の経営状況等について把握した上で、物価や賃金の上昇等を適切に反映するための対応を実施する。同時に、介護保険制度の持続可能性を確保するため、介護給付の効率化・適正化に取り組む必要がある。今般の有料老人ホームに関する制度改正の内容も踏まえつつ、サービスの提供形態に応じた評価の在り方について所要の措置を講じることを検討する。

介護職員等処遇改善加算の拡充①

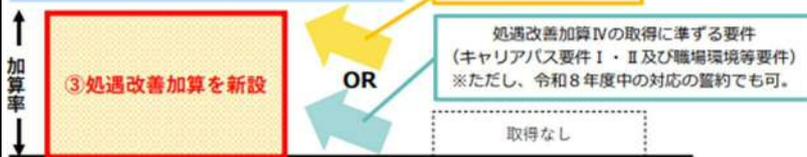
概要

- 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。
※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。
- 具体的には以下の措置を講じることとする。（あわせて、申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる。）
 - ① 今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大する（加算率の引上げ）。
 - ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）。
 - ③ 処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設する。

現行の処遇改善加算の対象サービス



新たに処遇改善加算の対象となるサービス (訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等)



注) 令和8年度特例要件：ア～ウのいずれかを満たすこと。
 ア) 訪問、通所サービス等
 →ケアプランデータ連携システムに加入(※) + 実績報告
 イ) 施設サービス等
 →生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得(※) + 実績報告
 ※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の
 監約で算定可とする。
 ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

介護職員等処遇改善加算の拡充②

加算率

サービス区分	介護職員等処遇改善加算					
	Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ	Ⅳ
	Ⅰイ	Ⅰロ	Ⅱイ	Ⅱロ		
訪問介護	27.0%	28.7%	24.9%	26.6%	20.7%	17.0%
夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	26.7%	27.8%	24.6%	25.7%	20.4%	16.7%
訪問入浴介護★	12.2%	13.3%	11.6%	12.7%	10.1%	8.5%
通所介護	11.1%	12.0%	10.9%	11.8%	9.9%	8.3%
地域密着型通所介護	11.7%	12.7%	11.5%	12.5%	10.5%	8.9%
通所リハビリテーション★	10.3%	11.1%	10.0%	10.8%	8.3%	7.0%
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	14.8%	15.9%	14.2%	15.3%	13.0%	10.8%
認知症対応型通所介護★	21.6%	23.6%	20.9%	22.9%	18.5%	15.7%
小規模多機能型居宅介護★	17.1%	18.6%	16.8%	18.3%	15.6%	12.8%
看護小規模多機能型居宅介護	16.8%	17.7%	16.5%	17.4%	15.3%	12.5%
認知症対応型共同生活介護★	21.0%	22.8%	20.2%	22.0%	17.9%	14.9%
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	16.3%	17.6%	15.9%	17.2%	13.6%	11.3%
介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護老人保健施設）★	9.0%	9.7%	8.6%	9.3%	6.9%	5.9%
介護医療院・短期入所療養介護（介護医療院）★・短期入所療養介護（病院等）★	6.2%	6.6%	5.8%	6.2%	4.7%	4.0%
サービス区分	介護職員等処遇改善加算（新設）					
訪問看護★						1.8%
訪問リハビリテーション★						1.5%
居宅介護支援・介護予防支援						2.1%

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の常勤換算の職員数に基づき設定。
 ※介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記

介護職員等処遇改善加算の拡充③

取得要件	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
			・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ） ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分		
職場環境の改善 (職場環境等要件)		○	○	◎	◎
昇給の仕組み (キャリアパス要件Ⅲ)			○	○	○
改善後賃金年額440万円 (キャリアパス要件Ⅳ)				○	○
経験・技能のある介護職員 (キャリアパス要件Ⅴ)					○

令和8年度特例要件
生産性向上や協働化の取組

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は
令和8年度中の対応の誓約で可。

加算Ⅰ・Ⅱを取得した
事業者の介護職員分の
加算率を上乗せ

注1) 新たに対象となる訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件により算定可能。
 ※ただし、加算Ⅳに準ずる要件は、加算の申請時点では、令和8年度中の対応の誓約で算定可能とする。

注2) 令和8年度特例要件：以下のア～ウのいずれかを満たすこと。
 ア) 訪問、通所サービス等：ケアプランデータ連携システムに加入（※）し、実績の報告を行う。
 イ) 施設サービス等：生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを取得（※）し、実績の報告を行う。
 ※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。
 ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

基準費用額（食費）の見直し

概要											
<p>○ 基準費用額は、介護保険法の規定に基づき、食事の提供及び居住等に要する平均的な費用の額を勘案して定めることとされているが、介護保険法においては、介護保険施設等における食事の提供又は居住等に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにそれらの額を改定しなければならないこととされている。</p> <p>○ 近年の食材料費の上昇や、令和7年度介護事業経営概況調査において、食事の提供に要する平均的な費用の額と基準費用額との差が生じている状況等を踏まえ、令和9年度改定を待たずに、令和8年8月より、基準費用額（食費）を100円/日引き上げる。また、負担限度額（食費）について、在宅で生活する者との公平性等を総合的に勘案し、令和8年8月より、利用者負担第3段階①の利用者は30円/日、第3段階②の利用者は60円/日引き上げる。</p> <p>※このほか、介護保険部会での議論を踏まえ、所得段階間の均衡を図る観点からの負担限度額の見直しもあわせて実施。 (参考) 診療報酬は、令和8年度改定において、入院時の食費基準額を40円/食引き上げ、この際には低所得者に配慮した対応として、所得区分等に応じ、患者負担を20円～40円/食引き上げる措置が検討されている。</p>											
基準費用額 令和8年7月まで 1,445円 ▶ 令和8年8月から 1,545円											
利用者負担段階	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>第1段階</th> <th>第2段階</th> <th>第3段階①</th> <th>第3段階②</th> <th>第4段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和8年7月まで 300円 ▶ 令和8年8月から 300円</td> <td>令和8年7月まで 390円 ▶ 令和8年8月から 390円</td> <td>令和8年7月まで 650円 ▶ 令和8年8月から 680円</td> <td>令和8年7月まで 1,360円 ▶ 令和8年8月から 1,420円</td> <td>全額利用者負担 施設と利用者の契約に基づき金額を設定</td> </tr> </tbody> </table>	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	令和8年7月まで 300円 ▶ 令和8年8月から 300円	令和8年7月まで 390円 ▶ 令和8年8月から 390円	令和8年7月まで 650円 ▶ 令和8年8月から 680円	令和8年7月まで 1,360円 ▶ 令和8年8月から 1,420円	全額利用者負担 施設と利用者の契約に基づき金額を設定
第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階							
令和8年7月まで 300円 ▶ 令和8年8月から 300円	令和8年7月まで 390円 ▶ 令和8年8月から 390円	令和8年7月まで 650円 ▶ 令和8年8月から 680円	令和8年7月まで 1,360円 ▶ 令和8年8月から 1,420円	全額利用者負担 施設と利用者の契約に基づき金額を設定							

▶ 「令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和8年度調査)の進め方及び実施内容」については、スケジュール案および実施内容案が示され、協議が行われた。

◇第 252 回(2025.12.26)

- ▶ 12月26日、厚生労働省は第252回社会保障審議会介護給付費分科会(分科会長:田辺国昭東京大学大学院法学政治学研究科教授)を開催した。
- ▶ 今回は、令和8年度予算に関する「大臣折衝事項」、地域区分について報告が行われた後、協議が行われた。

◇第 251 回(2025.12.19)

- ▶ 12月19日、厚生労働省は第251回社会保障審議会介護給付費分科会(分科会長:田辺国昭東京大学大学院法学政治学研究科教授)を開催した。
- ▶ 今回は、これまでの協議をふまえ令和8年度介護報酬改定に関する審議報告(案)が示され、令和8年度介護報酬改定 審議報告のとりまとめに向けて協議が行われた。
- ▶ その後、12月23日に令和8年度介護報酬改定に関する審議報告が取りまとめられた。
- ▶ 審議報告では、「1. 介護職員等の処遇改善」「2. 基準費用額」について基本的な考え方が示されている。
- ▶ 「1. 介護職員等の処遇改善」では、令和8年度介護報酬改定においては、「介護職員等処遇改善加算の拡充により、介護分野における処遇改善を行うことが適当である」とし、加算の対象について「介護職員以外の介護従事者を新たに対象とすることが適当である」「訪問看護及び介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション並びに居宅介護支援及び介護予防支援を新たに介護職員等処遇改善加算の対象とすることが適当である」としている。
- ▶ また、令和9年度介護報酬改定に向けた課題として、下記2点を挙げている。
 - 持続的な賃上げに向けた環境整備の必要性や事業所・施設の事務負担軽減の必要性等の観点から、介護分野の処遇改善に向けた考え方の整理を行うべき
 - 介護保険制度全体の課題として、介護サービスの適正化や重点化、財源が限られる中で保険料や利用者等の負担も念頭に置いた介護報酬の見直しを引き続き検討していくことが求められる
- ▶ 「2. 基準費用額」については、「利用者負担への影響も勘案しつつ、在宅で生活する者との公平性の観点から必要な対応を行うことが適当」としつつ、令和8年度介護報酬改定における対応は、令和7年度介護事業経営概況調査の結果を踏まえた緊急的な対応であるとしたうえで、「引き続き、物価の上昇が居住費・食費に及ぼす影響を適切に把握し、必要な対応を行うことが求められる」としている。

社会保障審議会介護給付費分科会 介護事業経営調査委員会

◇第 43 回(2026.1.29)

- ▶ 1月29日、厚生労働省は第43回社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会(委員長:田辺国昭東京大学大学院法学政治学研究科教授)を開催し、令和8年度介護事業経営実態調査の実施について協議を行った。
- ▶ 今回は、調査時期について令和8年5月に調査、令和8年10月に結果を公表し、介護給付費分科会に結果を報告する案が示された。また、各調査票案が示され、協議が行われた。

社会保障審議会介護保険部会

◇第 133 回(2025.12.25)

- ▶ 12月25日に、厚生労働省は、第133回社会保障審議会・介護保険部会(部会長:菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授)を開催し、介護保険制度の見直しに関する意見を取りまとめた。
- ▶ 取りまとめられた意見では、中山間・人口減少地域における特例介護サービスの枠組みの拡張や、事業継続に向けた介護事業者の連携強化に向けた仕組みの創設について、今後詳細の要件や報酬設

定等について介護給付費分科会等で議論することとされている項目が示されている。

- ▶ また、保険料の負担については、「被保険者の負担能力に応じた保険料設定について、引き続き検討を行う」とされている。
- ▶ 主な概要は以下のとおり。

介護保険制度の見直しに関する意見（概要） （令和7年12月25日 社会保障審議会介護保険部会）

- 2040年には、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の規模によって高齢化・人口減少のスピードに大きな差が生じることも踏まえ、早急な対応が求められる。
- このような社会環境の変化の中にあっても、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する場所で安心して生活できる社会を実現するため、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化や、これらを通じた地域共生社会の更なる実現・深化を行うことが必要。
- 福祉サービス間の連携に加え、介護や福祉以外の地域資源（地域におけるまちづくりや高齢者の移動支援等の取組）との効果的な連携が重要。

I 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

★：今後、詳細の要件や報酬設定等について介護給付費分科会等で議論することとされている項目

1. 地域の類型を踏まえたサービス提供体制・支援体制

○地域の類型の考え方

- ・計画策定プロセスにおいて、該当する地域類型を意識しながら、都道府県・市町村等の関係者間で議論を行うことが必要である

○中山間・人口減少地域（サービス需要が減少する地域）

- ・サービス提供の維持・確保を前提として、利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、新たな柔軟化のための枠組みを設ける
- ・特別地域加算の対象地域を基本としつつ、高齢者人口の減少に着目した地域の範囲について国において一定の基準を示す（市町村内の一部エリアを特定することも可能）★
- ・対象地域は、計画策定プロセスにおいて市町村の意向を確認し、都道府県が決定する

○大都市部（2040年にかけてサービス需要が増加し続ける地域）

○一般市等（2040年までの間にサービス需要が増加から減少に転じる地域）

- ・高齢者人口の増減・サービス需要の変化の見通しに基づき、現行制度の枠組みを活用したサービス基盤の維持・確保が求められる

2. 中山間・人口減少地域における柔軟な対応等

○特例介護サービスの枠組みの拡張

- ・中山間・人口減少地域において、職員の賃金の改善に向けた取組、ICT機器の活用や、サービス・事業所間の連携等を前提に、職員の負担への配慮やサービスの質の確保の観点も踏まえ、管理者や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件の緩和等を行うため、特例介護サービスに新たな類型を設ける（施設サービスや特定施設入居者生活介護も対象）★

○地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み

- ・特例介護サービスの新たなタイプの枠組みにおいて、例えば訪問介護について、現行のサービス提供回数に応じた出来高報酬と別途、包括的な評価（月単位の定額払い）を選択可能とする★

○介護サービスを事業として実施する仕組み

- ・中山間・人口減少地域における柔軟なサービス基盤の維持・確保の選択肢の一つとして、給付の仕組みに代えて、市町村が関与する事業（地域支援事業の一類型）により、給付と同様に介護保険財源を活用し、事業者がサービス提供を可能とする仕組みを設ける

○介護事業者の連携強化

- ・地域の法人・事業所が一定期間にわたり事業継続する役割を担い、複数事業所間の連携を促進し、業務効率化等の取組を推進する仕組みを設け、必要な支援を行う★

○既存施設の有効活用

- ・国庫補助により取得・改修等をした介護施設等を別の用途に供する際、一定の範囲内で国庫納付を求めない特例を拡充する

○調整交付金の在り方

- ・より精緻な調整を行う観点から、年齢区分を3区分から7区分に変更する

3. 大都市部・一般市等における対応

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の統合

- ・夜間対応型訪問介護を廃止し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と統合する

※多様なニーズに対応したサービスを提供するため、高齢者のニーズに沿った多様な住まいの充実（Ⅱ3）、テクノロジーの活用支援（Ⅲ2）等の取組を併せて推進する

II 地域包括ケアシステムの深化

1. 地域包括ケアシステムの深化に向けて

- ・2040年に向けて、可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、都道府県・市町村及び関係者が地域の状況に合わせて地域包括ケアシステムを深化させることが必要である

2. 医療・介護連携の推進

- 医療と介護の協議の場等
- ・総合確保方針に基づく協議の場を再編成するとともに、2040年に向けた介護の提供体制等について本格的に議論する体制を構築する

3. 有料老人ホームの事業運営の透明性確保、高齢者への住まい支援

- 有料老人ホームにおける安全性及び質の確保
- ・中重度の要介護者等を入居対象とする有料老人ホームについて登録制といった事前規制を導入する
- ・あわせて、更新制や一定の場合に更新を拒否する仕組みを導入する
- ・事業廃止や停止等の場合の関係者との連絡調整を義務付ける
- 入居者による有料老人ホームやサービスの適切な選択
- ・契約書や重要事項説明書の契約前の書面説明・交付を義務付ける
- 入居者紹介事業の透明性及び質の確保
- ・公益社団法人等が優良事業者を認定する仕組みを創設する
- いわゆる「囲い込み」対策の在り方等
- ・介護事業所と提携する有料老人ホームにおいて、ケアマネ事業所やケアマネジャーの独立性を担保する体制を確保する
- ・住まい事業と介護サービス等事業の会計を分離独立させる
- 住まいと生活の一体的支援
- ・改正セーフティネット法も踏まえ、居住施策との連携を促進する

4. 介護予防の推進、総合事業の在り方

- 介護予防・日常生活支援総合事業
- ・都道府県の伴走支援や多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を推進するとともに、総合事業の実施状況等を把握する仕組みを構築する
- 介護予防を主軸とした多機能の支援拠点
- ・高齢者の介護予防を主軸とし、障害、子育て、生活困窮等の地域の抱える課題の支援を一体的に実施する多機能の拠点を整備する

5. 相談支援等の在り方

- 頼れる身寄りがない高齢者等への支援
- ・ケアマネジャーの法定外業務（いわゆるシャドウワーク）として実施せざるを得ないケースも多い、頼れる身寄りがない高齢者等の抱える生活課題について、地域課題として議論できるよう地域ケア会議の活用を推進する
- ・包括的支援事業（総合相談支援事業等）において頼れる身寄りがない高齢者等への相談対応等を行うことを明確化する
- 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの在り方
- ・介護予防ケアマネジメントについて居宅介護支援事業所の直接実施を可能とする
- ケアマネジャーの資格取得要件、更新制・法定研修の見直し等
- ・介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件である国家資格を追加するとともに、実務経験年数を5年から3年に見直す
- ・介護支援専門員証の有効期間の更新の仕組みを廃止し、引き続き定期的な研修の受講を行うことを求め、事業者への必要な配慮を求める

- 有料老人ホームに係る相談支援
- ・登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホームの入居者に係るケアプラン作成と生活相談のニーズに対応する新たな相談支援の類型を創設する★

6. 認知症施策の推進等

- ・自治体の認知症施策推進計画の策定を通じて共生社会の実現を推進する

III 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援

1. 総合的な介護人材確保対策

- 人材確保のためのプラットフォーム
- ・都道府県単位で人材確保のためのプラットフォームを構築する

2. 介護現場の職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援、協働化等の推進

- 生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等
- ・国及び都道府県の責務として位置付ける
- ・人材確保のためのプラットフォームの中で、生産性向上による職場環境改善、経営改善支援等に向けた関係者との連携の枠組みを構築する

- ・人材確保や生産性向上による職場環境改善、経営改善支援等について、都道府県計画における位置付けを明確化する
- ・国・都道府県においてテクノロジーの更なる活用を支援する

- 事業者間の連携、協働化等
- ・バックオフィス業務等の間接業務の効率化等を進める

- 科学的介護の推進
- ・国に科学的介護を推進していく役割があることを明確化する

2

IV 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保

1. 2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方

- 中長期的な推計、2040年に向けた地域課題への対応
- ・2040年に向けた中長期的な推計を計画の記載事項に追加する
- ・地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、都道府県・市町村及び関係者間で議論を行う

2. 給付と負担

- 1号保険料負担の在り方
- ・被保険者の負担能力に応じた保険料設定について、引き続き検討を行う
- 「一定以上所得」、[現役並み所得]の判断基準
- ・能力に応じた負担と、現役世代を含めた保険料負担の上昇を抑える観点から、「一定以上所得」の判断基準の見直しについて検討する必要がある
- ・検討に当たっては、介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者の方々が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等に加えて、令和8年度に見込まれる医療保険制度における給付と負担の見直し、現在補給給付について行われている預貯金等の把握に係る事務の状況等を踏まえ、本部会で継続検討し、第10期介護保険事業計画期間の開始（令和9年度～）の前までに、結論を得る
- ・「現役並み所得」の判断基準については、医療保険制度との整合性及び利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討を行う
- 補給給付に関する給付の在り方
- ・第3段階②の負担限度額の上乗せを行う（令和8年度～）
- ・第3段階①と②をそれぞれ2つ（ア・イ）に区分し、第3段階①イ・②イの負担限度額の上乗せを行う（令和9年度～）
- 多床室の室料負担
- ・在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえつつ、介護給付費分科会において検討を行う★
- ケアマネジメントに関する給付の在り方
- ・住宅型有料老人ホームの入居者に関して、ケアプラン作成を含めて利用者負担の対象としている特定施設入居者生活介護等との均衡の観点から、登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホームの入居者に係る新たな相談支援の類型（Ⅱ5）に対して利用者負担を求めることが考えられるところ、丁寧に検討を行う

- 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方
- ・多様なサービス・活動の整備の進捗状況、従前相当サービス等における専門職の役割、専門職によるサービスと地域の支え合いの仕組みの連携の実施状況など、検討に必要なデータを多角的に収集・分析しつつ、市町村の意向や利用者への影響等も踏まえながら、引き続き、包括的に検討を行う

- 被保険者範囲・受給者範囲
- ・介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討を行う

- 金融所得、金融資産の反映の在り方
- ・金融所得の保険料や窓口負担等への反映については、後期高齢者医療制度での対応状況も踏まえつつ、将来的な導入について、制度面・運用面等の総合的な観点から、引き続き検討を行う
- ・金融資産の反映の在り方については、政府として預貯金等へのマイナンバーの付番を推進し、その状況を踏まえて、預貯金等の確認でのマイナンバーの活用について、引き続き検討を行う

- 高額介護サービス費の在り方
- ・制度の運用状況を踏まえ、引き続き検討を行う

3. その他の課題

- 介護被保険者証の事務・運用
- ・65歳到達時の交付から要介護認定申請時等の交付に変更する
- ・電子資格確認を導入する
- ・資格喪失時等の返還義務を一部免除する
- ・65歳到達時等の機会を捉えて、介護保険についての広報啓発を行う

- 高齢者虐待防止の推進
- ・高齢者住まいにおける高齢者虐待防止の取組を推進する

- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- ・全国レベルでの情報収集・分析を行い、事故発生の防止に有用な情報を介護現場にフィードバックする

- 要介護認定
- ・申請代行が可能な者を拡大する
- ・主治医見書の事前入手が可能である旨を明確化する

- 特定福祉用品販売
- ・貸与と販売の選択制の導入に伴い利用者への継続的な関与が必要とされていることを踏まえた制度上の所要の整備を行う

- 国民健康保険団体連合会の業務
- ・介護報酬に関連する補助金の支払事務について、委託を受けて行うことを可能とする

3

◇第 132 回(2025.12.22)

- ▶ 12月22日に、厚生労働省は、第132回社会保障審議会・介護保険部会(部会長:菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授)を開催し、取りまとめに向けた協議を行った。

<通知・公表>

令和7年度介護職員等の職場環境や処遇に関する実態調査結果(速報値)(2025.11.13)

- ▶ 11月13日、厚生労働省は令和7年度介護職員等の職場環境や処遇に関する実態調査結果(速報値)を公表した。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。

介護職員等の職場環境や処遇に関する実態調査結果のポイント

速報版

- 介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所における介護職員(月給・常勤の者)の基本給等(※1)について、令和6年9月と令和7年7月を比較すると**6,130円の増(+2.5%)**となっている。
- また、**平均給与額(※2)**については、令和6年9月と令和7年7月を比較すると**6,840円の増(+2.0%)**となっている。

介護職員等処遇改善加算取得	令和6年9月	令和7年7月	差額
基本給等(月給・常勤の者)	245,980円	252,110円	+6,130円
平均給与額	334,500円	341,340円	+6,840円

- ※1 基本給等 = 基本給(月額) + 手当のうち毎月決まって支払われる手当(通勤手当、扶養手当、超過労働給与額等は含まない。)
- ※2 平均給与額 = 基本給(月額) + 手当 + 一時金(4~7月の支給金額の1/6。賞与等含む。)
- ※3 金額は10円未満を四捨五入している。
- ※4 調査対象となった施設・事業所に、令和6年度と令和7年度ともに在籍している介護職員について比較している。

賃金改善の実施方法(複数回答)	
定期昇給	50.2%
ベースアップにより対応	42.4%
賞与等の引き上げまたは新設	40.6%
既存の各種手当の引き上げ	26.6%
各種手当の新設	20.3%

令和7年度の加算の取得状況	本調査(R7.7時点)	参考)介護給付費等実態統計※
介護職員等処遇改善加算	96.8%	95.3%
① 加算Ⅰ	54.9%	42.5%
② 加算Ⅱ	28.7%	36.3%
③ 加算Ⅲ	9.2%	11.1%
④ 加算Ⅳ	4.0%	2.6%

給与等の引き上げの対象者(複数回答)	
施設・事業所の職員全員	68.9%
調査対象サービスの介護従事者全員	11.9%
何らかの要件に該当した調査対象サービスの介護従事者	10.0%
調査対象サービスの介護職員全員	7.0%

※ 介護給付費等実態統計による特別集計(直近である令和7年3月サービス提供分)

加算額の一部の令和7年度への繰越状況	
加算額の一部を令和7年度に繰り越した	14.9%
加算の全額を令和6年度分の賃金改善に充てた	81.0%

介護職員等処遇改善加算の届出を行わない理由(複数回答) ※上位4つを掲載	
算定要件を達成できない	27.0%
事務作業が煩雑	25.7%
対象施設・事業所の制約のため困難	16.2%
届出に必要な事務を行える職員がいない	16.2%

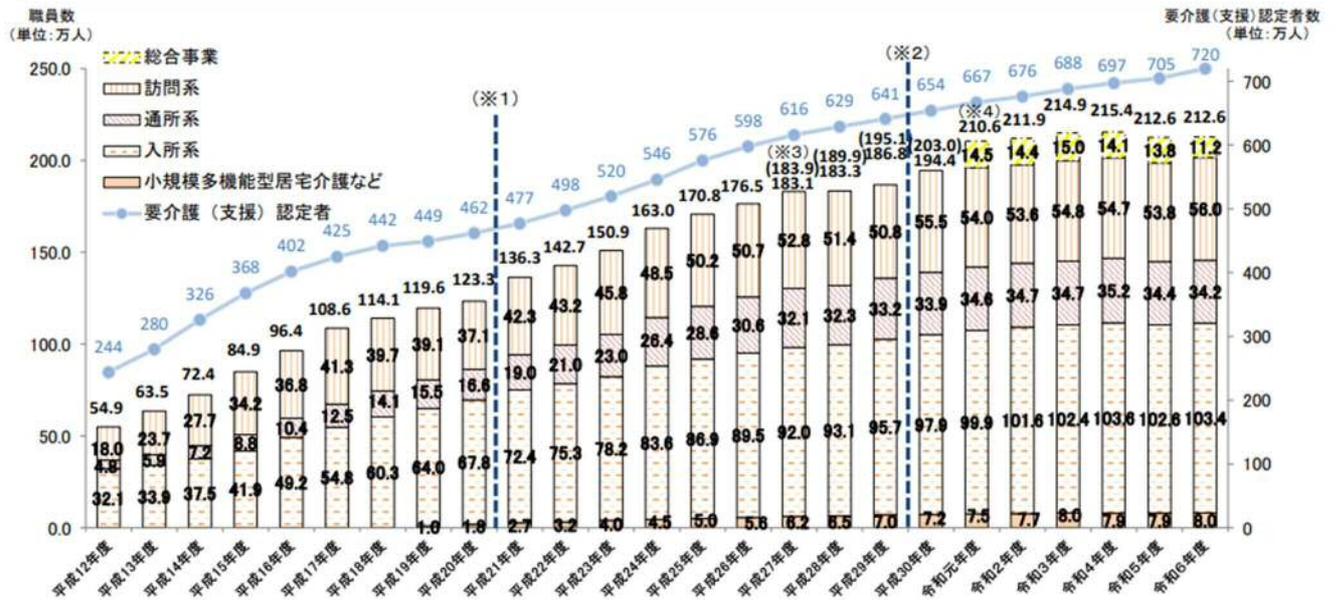
介護職員以外に配分した職員の範囲(複数回答) ※上位5つを掲載	
看護職員	63.0%
生活相談員・支援相談員	54.8%
事務職員	54.4%
介護支援専門員	44.0%
P・O・T・S・T又は機能訓練指導員	42.5%

介護職員数の推移(2025.12.19)

- ▶ 12月19日、厚生労働省は令和6年10月1日時点の介護職員数の推移を公表した。
- ▶ 介護職員数は、令和6年10月1日時点で、2,126,227人(対前年+487人)となった。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。

介護職員数の推移

○ 本表における介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する職員数。

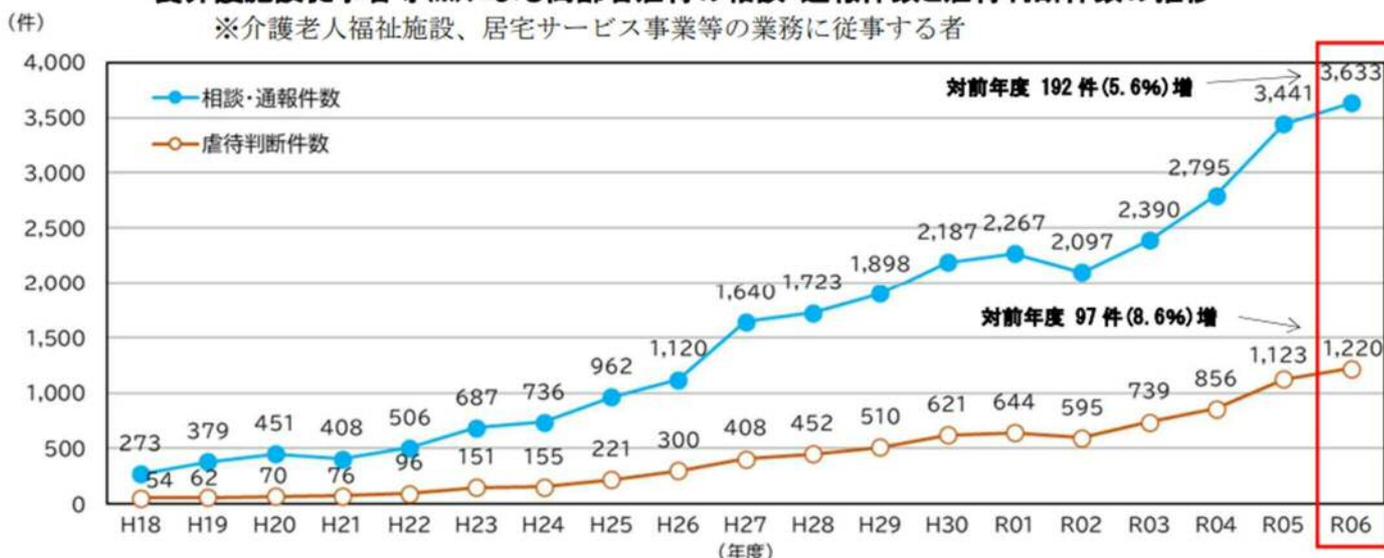


令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果(2025.12.25)

- ▶ 12月25日、厚生労働省は令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果を公表した。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。
 - 養介護施設従事者等(※)による虐待
 - ※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者
 - 相談・通報件数は、3,633件(対前年度192件(5.6%)増)。※過去最多で4年連続増加
 - 虐待判断件数は、1,220件(対前年度97件(8.6%)増)。※過去最多で4年連続増加
 - 相談・通報者の内訳は、当該施設職員(27.4%)が最も多く、当該施設管理者等(18.2%)、家族・親族(14.6%)の順。
 - 虐待の種別は、身体的虐待(51.1%)が最も多く、心理的虐待(27.7%)、介護等放棄(25.7%)、経済的虐待(10.3%)、性的虐待(3.4%)の順。
 - 虐待の発生要因は、「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」が(75.9%)で最も多く、次いで「職員の倫理観・理念の欠如」が(64.3%)、「職員のストレス・感情コントロール」が(62.5%)の順。
 - 施設・事業所の種別は、特別養護老人ホーム(28.9%)が最も多く、有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅を含む。)(28.4%)、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(14.8%)の順。
 - 虐待等による死亡事例は、5件(5人)。

養介護施設従事者等(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者

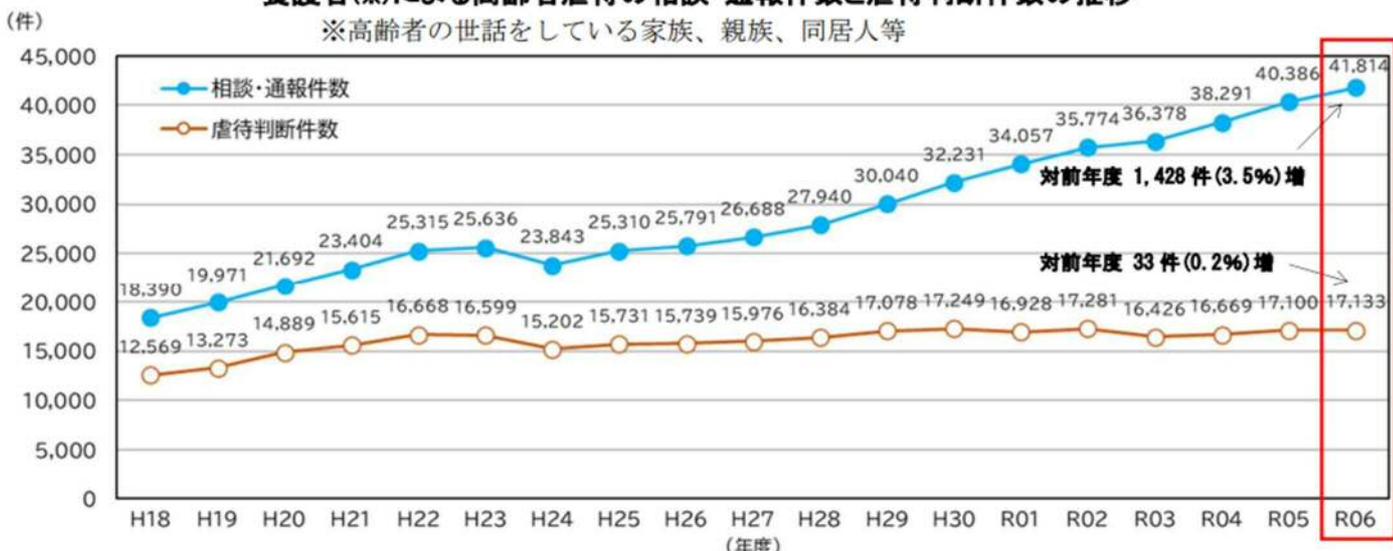


■養護者(※)による虐待 ※高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

- 相談・通報件数は、41,814 件(対前年度 1,428 件(3.5%)増)。※過去最多で 12 年連続増加
- 虐待判断件数は、17,133 件(対前年度 33 件(0.2%)増)。※横ばい傾向
- 相談・通報者の内訳は、警察(35.6%)が最も多く、介護支援専門員(24.4%)、家族・親族(7.1%)の順。
- 虐待の種別は、身体的虐待(64.1%)が最も多く、心理的虐待(37.2%)、介護等放棄(19.7%)、経済的虐待(16.4%)、性的虐待(0.4%)の順。
- 虐待者の続柄は、息子(38.9%)が最も多く、夫(23.0%)、娘(19.3%)の順。
- 虐待の発生要因は、「被虐待者の状態」として「認知症の症状」(58.1%)が最も多く、「虐待者側の要因」として「介護疲れ・介護ストレス」(57.2%)、「理解力の不足や低下」(49.6%)の順。
- 虐待等による死亡事例は、26 件(26 人)。

養護者(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

※高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等



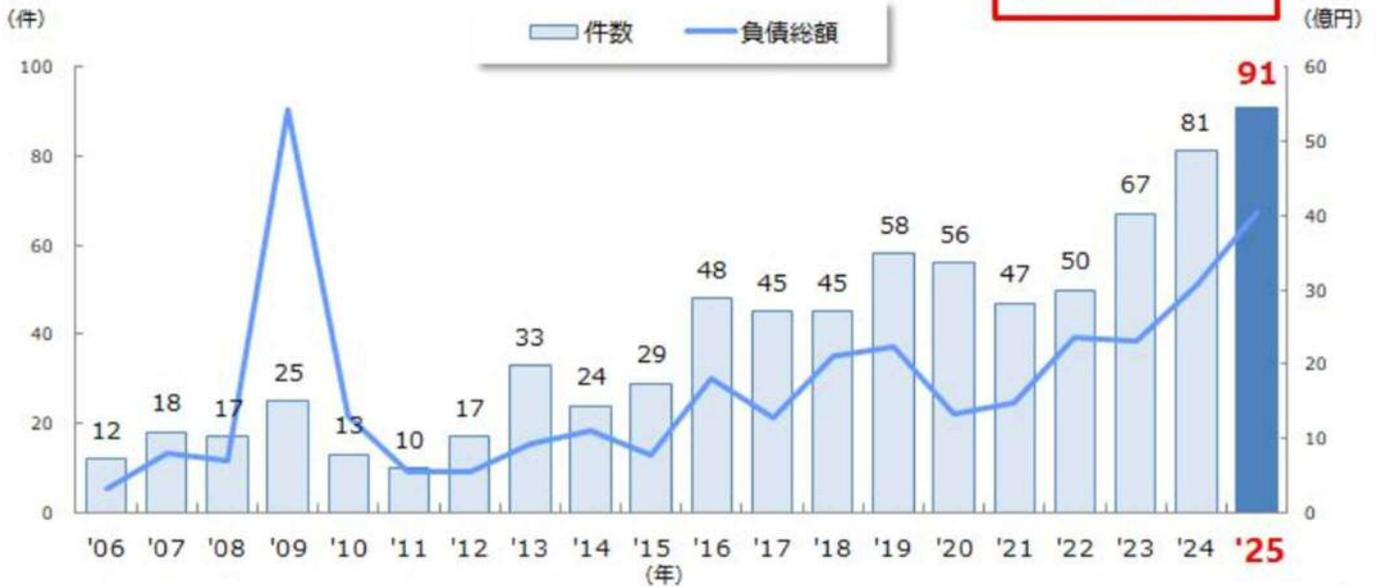
東京商工リサーチ 2025 年「訪問介護事業者」倒産動向(2026.1.8)

- ▶ 1 月 8 日、東京商工リサーチ(TSR)は 2025 年「訪問介護事業者」倒産動向を公表した。
- ▶ 訪問介護業界の倒産は 91 件(前年比 12.3%増)で介護保険制度が始まった 2000 年の調査開始以来、過去最多となった。
- ▶ 原因別では、売上不振(販売不振)が 75 件(構成比 82.4%)と 8 割超を占める。また、求人難や従業

員退職など「人手不足」関連倒産は 13 件判明し、最多だった 2023 年(11 件)を上回った。

訪問介護事業の倒産 年次推移

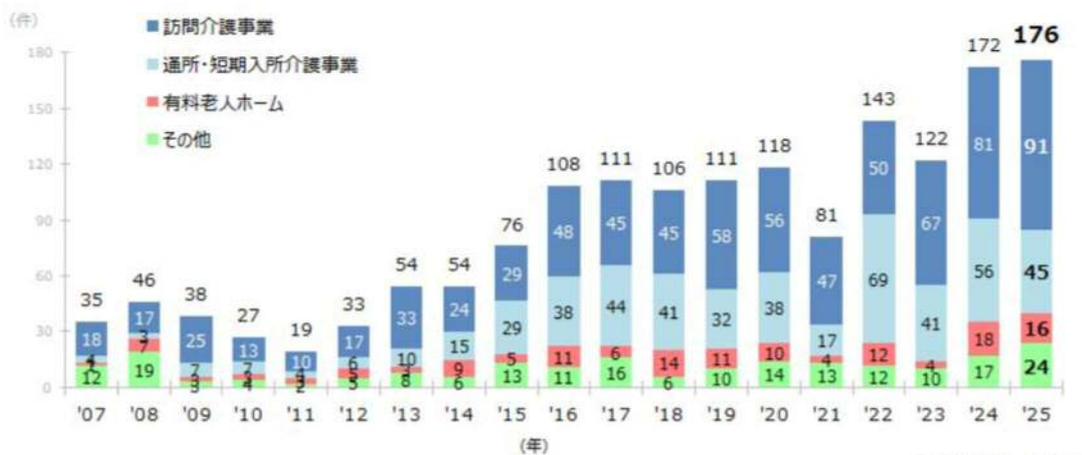
過去最多を更新



東京商工リサーチ 2025 年「介護事業者」倒産動向(2026.1.9)

- ▶ 1月9日、東京商工リサーチ(TSR)は 2025 年「介護事業者」倒産動向を公表した。
- ▶ 2025 年の介護事業者(老人福祉・介護事業)の倒産は、176 件(前年比 2.3%増)で、2年連続で最多を更新した。
- ▶ 介護事業者の倒産原因は、売上不振(販売不振)が 140 件(構成比 79.5%)で、約 8 割を占めた。
- ▶ 倒産事業者の規模は、資本金 500 万円未満(個人企業他含む)が 128 件(同 72.7%)、負債 1 億円未満が 141 件(同 80.1%)、従業員 10 人未満が 142 件(同 80.6%)と、事業規模の小さい小・零細事業者がほとんどを占めている。

「老人福祉・介護事業」の倒産件数 (年次推移)



東京商工リサーチ調べ

6. 障害者

<会議>

障害者政策委員会

◇第 87 回(2026.1.29)

- ▶ 1 月 29 日、内閣府は第 87 回障害者政策委員会(部会長:熊谷晋一郎 東京大学先端科学技術研究センター教授)を開催した。
- ▶ 前回に引き続き障害者基本計画(第 5 次)実施状況の「各分野における障害者施策の基本的な方向」のうち、今回は下記 4 点について報告が行われた後、協議が行われた。
 - ⑤行政等における配慮の充実
 - ⑧教育の振興
 - ⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興
 - ⑪国際社会での協力・連携の推進

【第5次障害者基本計画に関する各分野における障害者施策の基本的な方向】

- ①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- ②安全・安心な生活環境の整備
- ③情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- ④防災、防犯等の推進
- ⑤行政等における配慮の充実
- ⑥保健・医療の推進
- ⑦自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- ⑧教育の振興
- ⑨雇用・就業、経済的自立の支援
- ⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興
- ⑪国際社会での協力・連携の推進

社会保障審議会障害者部会

◇第 154 回(2026.1.19)

- ▶ 1 月 19 日、厚生労働省は第 154 回社会保障審議会障害者部会(部会長:菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授)を第 18 回こども家庭審議会障害児支援部会と合同で開催し、「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」と「2040 年に向けた障害福祉サービスの体制」について協議が行われた。
- ▶ 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについては、これまでの協議をふまえた改正後の概要案が示され、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項と成果目標に「障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上」が新たに付け加えられた。
- ▶ また、2040 年に向けた障害福祉サービスの提供体制についての議論や、高次脳機能障害者支援法の成立および法の施行に関する政令について示されたこと等も踏まえて、成果目標と活動指標に下記内容が付け加えられた。

4. 成果目標(計画期間が終了する令和11年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下【新規】
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上【新規】
- ・K6により住民のこころの状態を把握【新規】

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域【新規】
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④ 障害児支援の提供体制の整備等(続き)

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参考）
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域【新規】
- ・強度行動障害を有する児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各市町村又は圏域【新規】

⑤ 地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする【新規】

⑦ 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するフックストップ窓口の設置【新規】
- ・生産性向上に向けた関係者の連携を図る協議会の設置【新規】
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする【新規】

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行支援の利用者数、利用時間数 ○ 行動支援の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○ 就労移行支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数 ○ 療養介護の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ○ 施設における居室の個室化等の取組状況【新規】
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数【新規】

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
- 心のサポーター養成研修実施回数【新規】 ○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新規】
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） ○ 精神障害者の短期入所の利用者数【新規】

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 障害者に対する職業訓練の受講者数
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤ 発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援

(都道府県)

- 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数【新規】
- 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数【新規】

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数(都道府県)
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧ 相談支援体制の充実・強化等

(都道府県)

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組【新規】(市町村)
- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
- 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
- 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するフックストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数【新規】
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合【新規】

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数(都道府県・市町村)
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

2040年に向けた障害福祉サービスの提供体制について

- 昨年7月、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会（以下「2040検討会」という。）のとりまとめがなされたところ。本検討会では、福祉分野の共通課題についても議論がなされ、「2040年に向けて、高齢化・人口減少のスピードが異なる中、地域の実情を踏まえつつ、事業者など関係者の分野を超えた連携を図り、サービス需要に応じた介護、障害福祉、こどもの福祉分野のサービス提供体制の構築が必要」とされている。
障害福祉分野においても、中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保や、人材確保・ケアの充実のための生産性向上等の課題が共通しており、対応していく必要がある。
- また、地域住民を包括的に支えるための包括的支援体制の整備も併せて推進が必要とされており、障害福祉分野においても、分野を超えた連携を促進していく必要がある。
- こうした課題について、社会保障審議会介護保険部会や福祉部会等の関係審議会でも議論がとりまとめられたところ。それらを踏まえつつ、障害福祉分野で必要な取組について、必要な法令上の対応も含め、以下の点を検討する。

1. 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保
2. 人材確保・ケアの充実のための生産性向上等
3. 地域における包括的な支援体制の構築

1

1. 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保

現状・課題

- 障害福祉分野については、その需要の動向に人口構造だけでなく様々な要素が関係し、他分野と異なり、全体としてサービス利用は伸び続けている状況にある。一方、地域ごとに見ると、例えば約3割の市町村でサービス利用者数が前年同月比がマイナスになるなど、**中山間や小規模自治体において減少傾向**が見られ、また、生産年齢人口の減少により人材確保が難しくなる中で、**こうした地域におけるサービス提供体制の維持・確保が課題**。
- 現行制度においても、基準該当障害福祉サービスなど、一定の要件の下で柔軟なサービスの提供を可能としているが、2040検討会とりまとめにおいても、「**介護保険制度等の他制度も参考としつつ、必要に応じ、配置基準の弾力化など、制度を拡張・見直しをして対応していくことが考えられる**」とされているところ。
- **地方分権提案**においても、中山間地域等におけるサービス提供体制の確保のため、令和7年度は障害者支援施設、令和6年度は障害児通所支援について、**配置基準等に関する要望**が出されているところ。

今後の方向性

- 特に今後サービス利用が減少し、従事者の確保も難しくなる中山間・人口減少地域において、ニーズに応じた障害福祉サービスの維持・確保が必要。既存の現行制度の活用も進めつつ、以下の取組を進める。（詳細は次ページ以降）
（地域の実情に応じたサービス提供体制の維持のための仕組み）
- ① 現行の基準該当サービスに加え、**中山間・人口減少地域に限定して特例的なサービスを行う枠組として、新たな類型を設ける**。具体的には、一定の施策を講じた上でやむを得ない場合に、サービスの質の確保や職員の負担等への配慮の観点から一定の取組を前提とした上で、**配置基準の弾力化**を検討する。
また、特に訪問系サービスでは、都市部等とは事業環境が異なる中、安定的な経営のための報酬の仕組みとして、モラルハザード等に留意した上で**地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み**(月単位の定額払い)を選択可能とする。
（事業者の連携強化）
- ② 都道府県・市町村と連携しながら、**地域のニーズに応じた事業所間の連携において中心的な役割を果たす法人・事業所に対し、一定のインセンティブの付与**を検討するなど、**地域における連携を推進**する。
（地域の実情に応じた既存施設の有効活用）
- ③ 既存資源を有効活用しながら、地域のサービス需要の変化に柔軟に対応するため、国庫補助により取得・改修等をした障害者支援施設等を別の用途に供する際、**一定の範囲内で国庫納付を求めない特例**を設ける。

3

2. 人材確保・ケアの充実のための生産性向上等

現状・課題

- 障害福祉分野においても、有効求人倍率が令和7年11月時点で3.43倍と高い水準で推移しており、障害福祉サービスの利用者が引き続き増加傾向にある中で、**人材確保は喫緊の課題**である。
- 人材確保やその定着については、処遇改善をはじめ、職場環境改善、手続き負担の軽減、魅力発信、経営改善に向けた支援等、総合的な対策を進めてきている。引き続き、質の確保や経営基盤の確立を図るとともに、介護分野等の取組も参考としつつ、**医療分野や他の福祉分野など、他分野と連携できる部分は連携しながら、国・都道府県・市町村・事業者・地域の関係者等が連携し、より一層の取組を進めていく**ことが求められる。
その際、全国的な取組を進めるとともに、地域により利用者や従事者の状況等は異なることから、**各地域の実情に応じた対策を進める必要がある**。
- また、支援者一人一人が力を発揮しつつ、協働して、質の高い障害福祉サービスを効率的かつ効果的に提供する観点からは、障害福祉事業者における**ケアの充実のための生産性向上の取組を一層充実**する必要がある。介護現場の取組も参考にしつつ、障害福祉分野では障害種別や障害特性等に応じた支援が求められることを十分に踏まえ、**障害福祉分野における生産性向上の目指すべき姿や必要な取組を明らかにしていく**とともに、間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上に向けた**各自治体や事業所における取組を一層推進**していくことが求められる。

今後の方向性

- 人材確保やケアの充実のための生産性向上、経営改善に向けた支援等（以下「人材確保等」という）については、専門職の確保・育成も含め、引き続き重要な課題であることから、現行の取組を引き続き推進しつつ、国・都道府県・市町村・事業者等の役割にも留意の上で、他分野とも連携しながら、以下の取組を進めてはどうか。
- ① 人材確保等については、全国的な取組とともに、各地域に応じた取組が必要であることから、**国・都道府県の責務に明確に位置づけ**、一層の取組を進める。国において、障害福祉分野における効果的な取組の分析・周知を進めるとともに、各都道府県を通じて、事業所に対する支援体制の構築を進める。
- ② 人材確保等に関する事項について、**都道府県・市町村の障害福祉計画・障害児福祉計画の記載事項に明確に位置づけ**、計画策定プロセスにおいて、都道府県・市町村・地域の関係者が議論し、各地域における必要な取組を計画的に進める。
- ③ 人材確保等の取組の地域の関係者の議論・連携の場として、**各都道府県に障害福祉分野における関係者の協議会を設置**する。その際、介護分野の協議会（介護現場革新会議）や**福祉人材確保のためのプラットフォーム等との連携・役割分担等**を図りつつ、**医療・福祉各分野とも連携しながら**、効果的に取組を進めていく。
- ④ 職場環境改善に向けて、改正労働施策総合推進法の内容等を踏まえ、運営基準省令等において、現行のセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントへの対応に加え、**カスタマーハラスメントへの対応についても、義務付けるとともに**、対応マニュアルの見直しや自治体・事業所への周知徹底等を進める。その際、職員の安全に配慮する必要性は前提としつつ、**利用者の障害特性等も考慮しながら行動に至る背景や利用者の状態等も踏まえ対応すること、対応の結果により利用者の生活を阻害することがないよう慎重に対応を検討すること等に留意**する。
- ⑤ 処遇改善に向けた補助金等の対応に関し、国民健康保険団体連合会の業務を拡充し、都道府県から障害福祉サービス等報酬に関連する**補助金の支払事務について国民健康保険団体連合会への委託を可能とする**。

3. 地域における包括的な支援体制の構築

現状・課題

- 人口減少や世帯構成の変化等の中、**頼れる身寄りがない障害児者や、複合的な課題を抱える障害児者の増加等**といった課題に対応するため、**地域における包括的な支援体制を整備**することが必要。
- このため、地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめや、社会保障審議会福祉部会や介護保険部会のとりまとめも踏まえ、対応を検討することが求められている。

今後の方向性

- 地域における包括的な相談支援体制を構築するにあたっては、サービス事業所のみならず、**各職種、各団体等が地域の担い手としての役割を引き続き果たす**とともに、**基幹相談支援センターや相談支援専門員が中心**となつて、**各分野との連携**を図りながら、以下の対応を進めることとしてはどうか。
その議論の際は、地域共生社会の理念のもと、**地域で住民をどのように支えていくかといった視点**を持つことが必要ではないか。
- ① 頼れる身寄りがない高齢者等については、介護保険法に基づく地域ケア会議を活用して、その生活課題への対応を進めることとするほか、包括的支援事業（総合相談支援事業等）で相談対応等を行うことを明確化する方向性。**頼れる身寄りがない障害児者**についても、次のように対応する。
 - ・ **（自立支援）協議会を活用**して、個別課題から地域の課題を検討する取組を継続していくことで、包括的な支援の実現を図る。また、医療や介護・障害福祉分野以外にまたがる多様な困りごとを地域全体で支えるために、**他分野の会議体との協働・連携**を進める。
 - ・ **障害者相談支援事業により相談を行うことを明確化する**。
- ② 「過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み」により、障害者相談支援事業及び地域活動支援センター事業について、他の制度の事業と一体的に行えるようにすることで、**地域で支え合う機能を強化**する。
 - ✓ 新たな仕組みのもとであっても**障害児者への支援が後退することがないように留意**することが必要。
 - ✓ 併せて、地域共生社会の実現に向けた、**障害福祉施策の役割や貢献も積極的に示していく**ことが重要。

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

◇第 52 回(2026.1.22)

- ▶ 1月22日、厚生労働省は第52回障害福祉サービス等報酬改定検討チームを開催した。
- ▶ 今回は、令和8年度における報酬等の臨時応急的な見直しについて検討が行われ、前回意見等を踏まえた具体的な案が示された。

令和8年度における臨時応急的な見直し（案）

基本的な考え方

- 障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法の施行時から4倍以上に増加し、特に令和6年度報酬改定後において総費用額が+12.1%の伸び（一人あたり総費用額：+6.0%、利用者数：+5.8%）となっている。また、こうした中で、引き続き人材確保が課題となっているとともに、本来の制度趣旨に沿わないで加算を算定する事業者も散見されるなど、サービスの質の低下も懸念される状況。
- このため、喫緊の課題である従事者の処遇改善に加えて、利用者に提供されるサービスの質を確保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、令和8年度に臨時応急的な見直しを実施する。

見直し内容

1. 就労移行支援体制加算の見直し
就労移行支援体制加算について、同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨に沿わない形で算定する事業者の報道があること等を踏まえ、一事業所で算定対象となる年間の就職者数に上限（定員数まで）を設定するなど、適正化を行う。
2. 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し
就労継続支援B型について、平均工賃月額の見直しにより、想定以上に高い報酬区分の事業者が増えたことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。その際、事業運営に大きな影響を生じないよう、一定の配慮を行う。
3. 応急的な報酬単価の特例
収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型※（就労継続支援B型、共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス）について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、それぞれの収支差率に応じて、新規事業所に限り、応急的な報酬単価（一定程度引き下げた基本報酬）を適用する。（既存事業所については従前どおり）
なお、受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域に配慮し、一定の要件の下、対象外とする措置を講じる。
（※）年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス

大臣折衝事項（抄）（令和7年12月24日）

4. 障害福祉サービス等報酬改定

障害福祉サービス等報酬については、介護報酬と同様に、「強い経済」を実現する総合経済対策を踏まえ、令和9年度障害福祉サービス等報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。具体的には、介護分野の処遇改善の対応状況も踏まえ、介護分野との収支差率や賃上げの状況の違い等、障害福祉分野における総費用額の伸び等も勘案しつつ、政府経済見通し等を踏まえた障害福祉分野の職員の処遇改善、障害福祉サービス等事業者の生産性向上や協働化の促進のため、以下の措置を講じる。なお、これらの措置による改定率は+1.84%（国費+313億円（令和8年度予算額への影響額））となる。

- ・ 福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施する。
- ・ 生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円（1.0%）の上乗せを措置する。
- ※ 合計で、福祉・介護職員について、最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.6万円込み）が実現する措置。
- ・ 上記の措置を実施するため、今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから、障害福祉従事者に拡大するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算を設ける。また、これまで処遇改善加算の対象外だった、計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援について、新たに処遇改善加算を設ける。さらに、ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。
- ・ 訪問系サービスにかかる在庫負担基準については、改定内容を踏まえて所要の措置を実施する。

あわせて、障害福祉サービス等の総費用額が急激に伸びている状況や営利法人を中心とする新規参入の増加も一因として障害福祉人材の確保が一層厳しくなっている状況も踏まえつつ、利用者に提供されるサービスの質の確保・向上を図りながら制度の持続可能性を確保する観点から、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」における議論を踏まえ、緊急的な所要の見直しを実施する。

なお、令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に向けては、福祉・介護分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保を図る必要があるとの認識のもと、令和7年度から運用を開始した障害福祉サービス等事業者の経営情報データベースや「障害福祉サービス等経営実態調査」等において、令和6年度改定、令和8年度改定及び令和7年度補正予算で措置した施策や物価や賃金の上昇等が障害福祉サービス事業者の経営状況等に与えた影響について把握する。同時に、利用者数が増加する中で、利用者の特性やニーズの多様化を適切に把握した上で、制度の持続可能性を確保するとともにサービスの質の確保・向上を図る観点から所要の措置を講じるほか、障害福祉分野の処遇改善において、介護分野と比べてベースアップの割合が低いことも踏まえた対応を行うことを検討する。

第 49 回(202. 12.4)

第 49 回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」議事録～抜粋～

*下線は追記

- 全国介護事業者連盟(中川氏) 補正予算になるかと思いますが、今回、補正予算が先週金曜日に発表されたかと思いますが、介護に関しては月1人あたり1.9万円というところになります。障害福祉に関してはサービス等を含めて介護ほどの補正予算の金額には達しなかったと把握しているような状況です。また、これは令和8年度臨時報酬改定で、処遇改善加算等を含めて、またそちらも積み上げをお願いしたいというところではあります。今回の補正予算に関しては、介護に比べるといま一つ、障害福祉は大きな予算を確保できなかったと認識しています。
- 野澤アドバイザー ありがとうございます。
これは厚労省に聞きたいのですが、大体、介護と並びになるような印象があるのですけれども、今回は何でこんなようになったのですか。
- 大竹障害福祉課長 ありがとうございます。
これは給付が増えているとか、そういう話が大きい背景としてある中にはなりますけれども、処遇状況調査などを見ますと、介護と比べても障害のほうは月々の給与が4.5%とか、あるいはトータルのボーナス込みの給与で5.4%とか、かなり高い伸びを示しているという状況がございますので、そのような差も踏まえて、このような措置になっていると御理解いただければと思います。

<通知・公表>

障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果(2025.11.25)

- ▶ 11月25日、厚生労働省は令和7年度障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果を公表した。
- ▶ 福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所における福祉・介護職員(常勤の者)の基本給等について、令和6年9月と令和7年7月を比較すると11,110円の増(+4.5%)となっている。
- ▶ また、平均給与額については、令和6年9月と令和7年7月を比較すると16,970円の増(+5.4%)となっている。
- ▶ 主な結果のポイントは以下のとおり。

障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果のポイント

- 福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の基本給等^(※1)について、令和6年9月と令和7年7月を比較すると11,110円の増（+4.5%）となっている。
- また、平均給与額^(※2)については、令和6年9月と令和7年7月を比較すると16,970円の増（+5.4%）となっている。

福祉・介護職員等処遇改善加算取得	令和6年9月	令和7年7月	差額
基本給等（月給・常勤の者）	249,620円	260,730円	+11,110円
平均給与額	316,370円	333,340円	+16,970円

※1 基本給等 = 基本給（月額）+ 手当のうち毎月決まって支払われる手当（通勤手当、扶養手当、超過労働給付額等は含まない。）
 ※2 平均給与額 = 基本給（月額）+ 手当 + 一時金（4～7月の支給金額の1/6。賞与等含む。）
 ※3 金額は10円未満を四捨五入している。
 ※4 調査対象となった施設・事業所に、令和6年度と令和7年度とも在籍している福祉・介護職員について比較している。

賃金改善の実施方法（複数回答）	
定期昇給	49.8%
ベースアップにより対応	49.8%
賞与等の引き上げまたは新設	48.0%
既存の各種手当の引き上げ	18.3%
各種手当の新設	15.3%

給与等の引き上げの対象者（複数回答）	
施設・事業所の職員全員	61.6%
調査対象サービスの従事者全員	9.6%
何らかの要件に該当した調査対象サービスの従事者	17.9%
調査対象サービスの福祉・介護職員全員	8.5%

令和7年度の加算の取得状況	本調査（R7.7時点）	参考）国保連データ
福祉・介護職員等処遇改善加算	89.9%	88.9% ※
① 加算Ⅰ	54.6%	43.3% ※
② 加算Ⅱ	18.7%	25.4% ※
③ 加算Ⅲ	13.1%	14.0% ※
④ 加算Ⅳ	3.5%	2.7% ※

※ 国保連データ（令和7年3月サービス提供分）

加算額の一部の令和7年度への繰越状況	
加算額の一部を令和7年度に繰り越した	11.7%
加算の全額を令和6年度分の賃金改善に充てた	81.7%

福祉・介護職員等処遇改善加算の届出を行わない理由（複数回答）※上位4つを掲載	
事務作業が煩雑	24.9%
届出に必要な事務を行える職員がいない	13.8%
算定要件を達成できない	12.9%
対象施設・事業所の制約のため困難	10.7%

福祉・介護職員以外に配分した職員の範囲（複数回答）※上位5つを掲載	
サービス管理責任者等	80.7%
事務員	39.2%
看護職員	29.8%
福祉・介護職員以外の配置指導員等	20.7%
理学療法士・作業療法士、機能訓練担当職員、心理指導担当職員	18.5%

【出典】令和7年障害福祉サービス等報酬改定検証調査事業「障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査」

3

障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果のポイント（ペアによる賃金改善）

- 福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所において、ベースアップによる賃金改善額と定期昇給による賃金改善額を明確に分けて把握している施設・事業所は2,201施設・事業所であり（回答施設・事業所の46.8%）、それらの施設・事業所におけるベースアップによる賃金改善額の平均額は6,380円であり、それらの施設・事業所における福祉・介護職員の基本給等を用いてベースアップ率を計算すると、2.5%となっている。

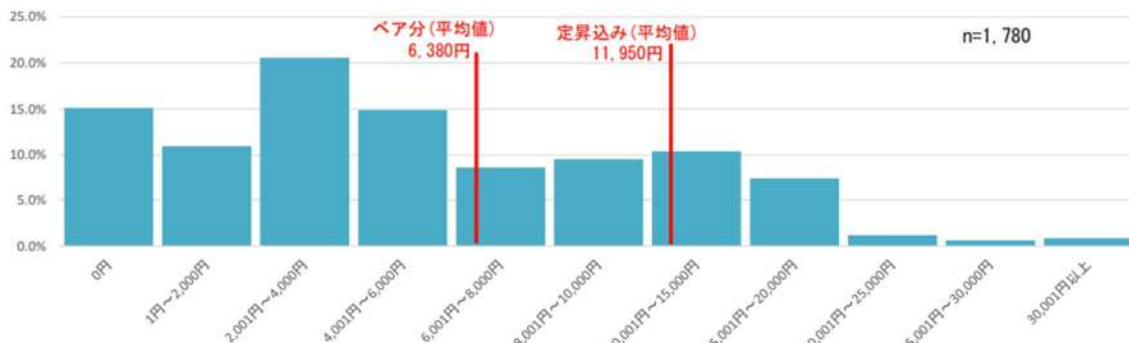
令和7年度に行ったベースアップによる賃金改善の状況

	施設・事業所数	定昇込み賃上げ額・率
福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所	5,145（令和6年） 5,250（令和7年）	11,110円（4.5%）

	施設・事業所数	定昇込み賃上げ額・率	ペア分
ペアによる賃金改善額と定昇による賃金改善額を分けて把握している施設・事業所	2,201（令和7年）	11,950円（4.8%）	6,380円（2.5%）

※ ペア分は、福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所の平均額であることに留意（福祉・介護職員に限っていない）

ベースアップによる賃金改善額の分布



※ 「ベースアップによる賃金改善額と定期昇給による賃金改善額を分けて把握している」と回答した施設・事業所の集計

【出典】令和7年障害福祉サービス等報酬改定検証調査事業「障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査」

4

障害者雇用状況の集計結果(2025.12.19)

- ▶ 12月19日、厚生労働省は令和7年の「障害者雇用状況」集計結果を公表した。
- ▶ 障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率。民間企業は2.5%)以上の障害者を雇うことを義務付けている。
- ▶ 今回の集計結果は、同法に基づき、民間企業や公的機関などにおける毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、集計したものとなっている。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業> (法定雇用率2.5%)

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

- ・雇用障害者数は70万4,610.0人、

対前年差2万7,148.5人増加、対前年比4.0%増加

- ・実雇用率2.41%、前年同率(※小数点以下第3位で比較した場合、前年より上昇)

○法定雇用率達成企業の割合は46.0%、前年同率

<公的機関> (同2.8%、都道府県等の教育委員会は2.7%)

○雇用障害者数はいずれも対前年で上回る。※()は前年の値。

- ・ 国 : 雇用障害者数 1万595.5人(1万428.0人)、
実雇用率 3.04%(3.07%)
- ・ 都道府県 : 雇用障害者数 1万1,375.0人(1万1,030.5人)、
実雇用率 3.03%(3.05%)
- ・ 市町村 : 雇用障害者数 3万9,142.0人(3万7,433.5人)、
実雇用率 2.69%(2.75%)
- ・ 教育委員会 : 雇用障害者数 1万8,550.5人(1万7,719.0人)、
実雇用率 2.31%(2.43%)

<独立行政法人など> (同2.8%)

○雇用障害者数は対前年で上回る。※()は前年の値。

- ・雇用障害者数1万4,120.0人(1万3,419.0人)、実雇用率 2.67%(2.85%)

令和6年度都道府県・市区長村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)(2025.12.24)

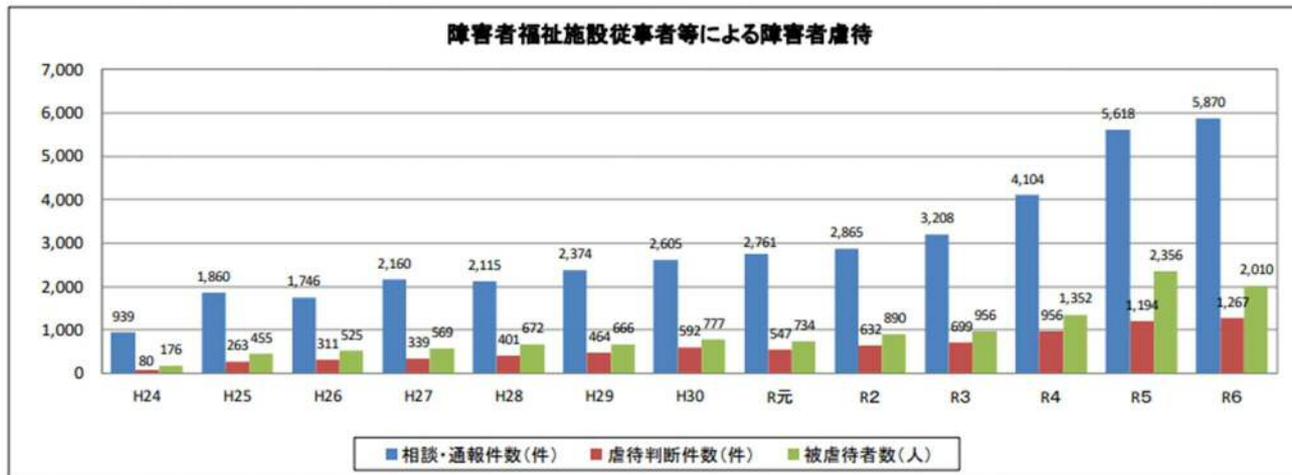
- ▶ 12月24日、厚生労働省は令和6年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況についての調査結果を公表した。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。

2. 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> 経年グラフ

- ・令和6年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は5,870件であり、令和5年度から252件(4.5%)増加。
- ・令和6年度の虐待判断件数は1,267件であり、令和5年度から73件(6.1%)増加。
- ・令和6年度の被虐待者数は2,010人であり、令和5年度から346人(14.7%)減少。

障害者福祉施設従事者等	平成(年度)							令和(年度)					
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618	5,870
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956	1,194	1,267
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352	2,356	2,010

*被虐待者が特定できなかった事例を除く



* 平成24年度は下半期のみのデータ

7. 子ども・家庭福祉

<法改正等>

令和8年度公定価格・基準等の見直し事項(案)が示される

- ▶ 1月13日、こども家庭庁は令和8年度公定価格・基準等の見直し事項(案)を公表した。
- ▶ 主な内容は以下のとおり。

令和8年度公定価格・基準等の見直し事項(案) 全体像

○ 人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、「保育政策の新たな方向性～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～」(令和6年12月こども家庭庁)に基づき、必要な見直しを推進

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

<令和7年度の見直し> ○定員区分の細分化(人口減少対応) ○定員超過減算の適用開始期間の短縮 ○冷暖房費加算の見直し(激変緩和措置の設定)
○1歳児配置改善加算の創設 ○主任保育士専任加算等の複数実施要件への災害対応関係の選択肢の追加(災害対応の強化)

<令和8年度の見直し(案)>

- (1) 満3歳以上限定小規模保育事業の創設
- (2) 過疎地の小規模施設向けの新たな加算(特別地域保育体制確保対応加算(仮称))の創設
- (3) 冷暖房費加算の激変緩和措置の継続
- (4) 3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間の終期設定(令和9年度末まで)
- (5) 学級編成調整加配の見直し
- (6) 定員21～40人の保育所等の調理体制の充実
- (7) 安全計画の策定等を行っていない場合の減算の創設(R8.7～)
- (8) 施設機能強化推進費加算の充実

※令和6年人事院勧告を踏まえた地域区分の見直しは令和8年4月からは実施せず、令和9年度に向けて引き続き検討

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

※令和7年度の見直し事項はなし

<令和8年度の見直し(案)>

- (1) 保育所等におけるこども誰でも通園制度の実施促進のための各種加算の見直し
- (2) 障害児保育充実のための専門職の活用等(①療育支援加算の見直し ②保育士みなし特例の創設)

※医療的ケア児に対応するための体制整備について、現行の予算事業の見直しと併せて、公定価格での対応を令和9年度に向けて検討

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用による職場環境の改善

<令和7年度の見直し> ○保育士・幼稚園教諭等の処遇改善(令和6年人事院勧告+10.7%) ○処遇改善等加算の一本化

<令和8年度の見直し(案)>

- (1) 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善(令和7年人事院勧告+5.3%)
- (2) 経営情報等の報告を行っていない場合の減算の創設(R8.7～)
- (3) 年齢別配置基準を下回る場合の減算の適用タイミングの見直し
- (4) 保育ICT推進加算(仮称)の創設

- 1-(2)過疎地の小規模施設向けの新たな加算(特別地域保育体制確保対策加算(仮称))の創設
- 人口減少下での保育機能の維持・確保に向けて、特に速やかな対応が求められるこどもの数が大きく減少している地域において、今後の対応の検討・取組を促進するとともに、その間の保育機能の維持・確保を図るため、保育機能の維持・確保に向けた検討・取組を進める過疎地域等の自治体に所在する小規模な施設(利用人数が15人以下の保育所・認定こども園)が、保育の質の確保に係る取組や保育機能の維持・確保に向けた取組を行う場合に算定できる「特別地域保育体制確保対応加算(仮称)を創設

○以下の要件に全て該当することとする。

- i 過疎地等を有し、多機能化や統廃合等の保育機能の維持・確保に向けての協議・検討を行っている市町村に所在する施設。
- ii 定員規模が最小であり、かつ、定員と利用児童の差が5人以上(定員20人に対して利用子どもの数が15人以下)である施設。
- iii 以下のような取組により、人口減少地域における保育の質の確保や保育機能の維持・確保に向けた取組を進めている施設。

- ・他の保育所等の児童との交流を行う。
- ・他の保育所等やこども・子育て支援関係施設等との合同研修、勉強会を行う。
- ・他のこども・子育て支援や福祉、地域づくりの取組を行う(多機能化)

○加算の対象となる施設は、地域の協議・検討に参画しつつ、多機能化等、保育機能の維持・確保に向けた様々な取組について積極的に検討し対応を進めることを求める。

1 (2) 特別地域保育体制確保対応加算(仮称)の創設

- 人口減少地域における保育等の機能の維持・確保のため、令和7年度、公定価格において、比較的小規模な定員規模の施設について、定員区分と利用子ども数との乖離を縮小させるため、定員60人以下の施設に係る定員区分の細分化を行った。また、モデル事業の実施等により、必要な多機能化や統廃合等に取り組みやすい環境整備を進めているところ。
- こうした中で、人口減少下での保育機能の維持・確保に向けて、特に速やかな対応が求められるこどもの数が大きく減少している地域において、今後の対応の検討・取組を促進するとともに、その間の保育機能の維持・確保を図るため、保育機能の維持・確保に向けた検討・取組を進める過疎地域等の自治体に所在する小規模な施設(利用人数が15人以下の保育所・認定こども園)が、保育の質の確保に係る取組や保育機能の維持・確保に向けた取組を行う場合に算定できる「特別地域保育体制確保対応加算」(仮称)を創設する。

要件

- 以下の要件に全て該当することとする。
 - 過疎地等(※)を有し、多機能化や統廃合等の保育機能の維持・確保に向けての協議・検討を行っている市町村に所在する施設。

(※)対象となる地域は以下のとおり。

 - 離島振興法(昭和二十八年法律七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律百八十九号)第一条に規定する奄美群島
 - 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地
 - 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯
 - 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
 - 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島
 - 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
 - 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域
 - 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第二項に規定する過疎地域
 - 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島
 - 定員規模が最小であり、かつ、定員と利用児童の差が5人以上(定員20人に対して利用子どもの数が15人以下)である施設。
 - 以下のような取組により、人口減少地域における保育の質の確保や保育機能の維持・確保に向けた取組を進めている施設。
 - ・他の保育所等の児童との交流を行う。
 - ・他の保育所等やこども・子育て支援関係施設等との合同研修、勉強会を行う。
 - ・他のこども・子育て支援や福祉、地域づくりの取組を行う(多機能化)
- 加算の対象となる施設は、地域の協議・検討に参画しつつ、多機能化等、保育機能の維持・確保に向けた様々な取組について積極的に検討し対応を進めることを求める。

対象施設

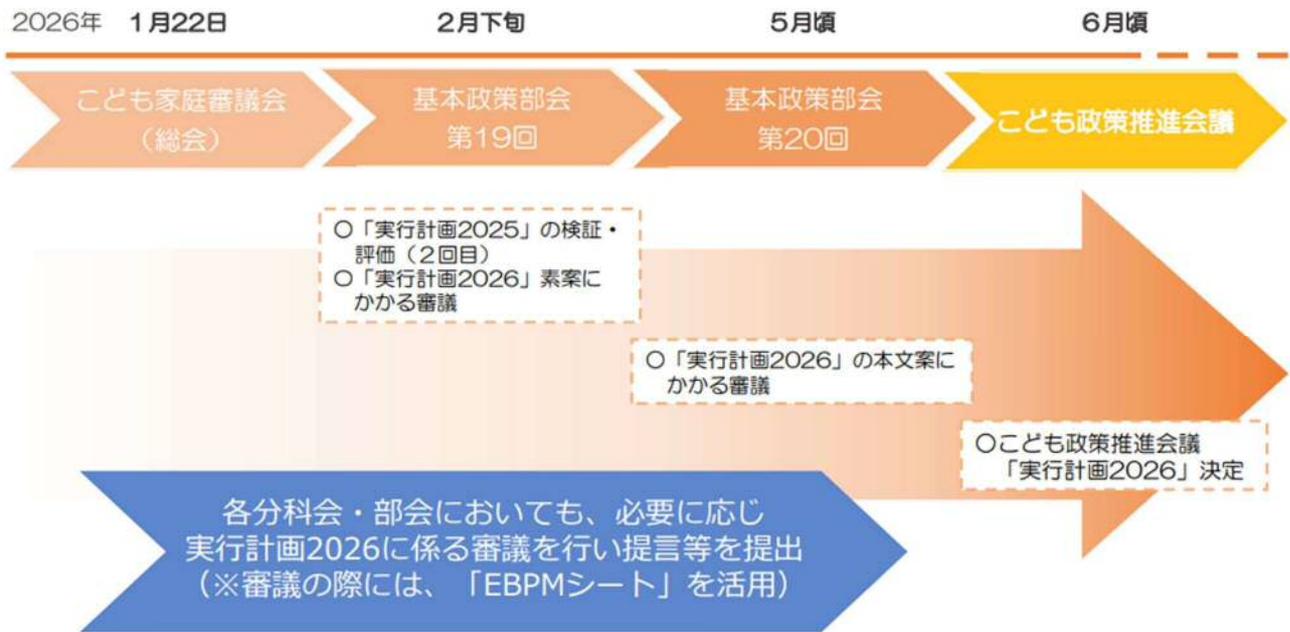
保育所、認定こども園

<会 議>

こども家庭審議会

- ▶ 第7回(2026.1.22)
- ▶ 1月22日、こども家庭庁は第7回こども家庭審議会を開催した。
- ▶ 今回は、内閣府特命担当大臣(こども政策・少子化対策・若者活躍)挨拶の後、今後の分科会・部会における調査・審議及びこども家庭庁の最近の取組等について報告が行われた後、協議が行われた。
- ▶ 会議では、こどもまんなか実行計画2026策定に向けたスケジュールが示された。

○基本政策部会では、こども大綱及びこどもまんなか実行計画に掲げられた施策の進捗状況や数値目標を含めた指標の動きを確認しながら「こどもまんなか実行計画2026」の策定に向け調査審議。並行して各分科会・部会においても必要に応じ調査審議。その後、政府において6月頃を目途に実行計画を改定。



こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会

◇第13回(2025.12.23)※持ち回り開催

- ▶ 12月23日、こども家庭庁は第13回こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会(分科会長:鈴木みゆき國學院大學人間開発学部子ども支援学科教授)を持ち回りで開催し、「公定価格」「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討状況」「満三歳以上限定小規模保育事業の運営基準」「幼保連携型認定こども園設備運営基準等の改正」「過疎地域における包括的支援体制の整備」について共有が行われた。
- ▶ 満三歳以上限定小規模保育事業の運営基準については、下記のとおり示された。

- 小規模保育事業は、原則として0～2歳児を対象とする事業とされてきたところ、「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第29号)により、令和8年4月より、国家戦略特別区域における特例措置(国家戦略特別区域小規模保育事業)を全国展開し、「3～5歳児のみを対象とする小規模保育事業(満三歳以上限定小規模保育事業)」を創設。
- この事業の運営基準については、国家戦略特別区域小規模保育事業(A型)における運営基準と同様の内容を設定。
- なお、国家戦略特別区域小規模保育事業(A型)の運営基準は、現行の小規模保育事業(A型)において、3～5歳児の保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる3～5歳児を受け入れる場合の運営基準と同様。

主な運営基準		3～5歳児のみを対象とする小規模保育事業	国家戦略特別区域小規模保育事業(A型)	保育所(3～5歳児を受け入れる場合)
職員	配置	保育所の配置基準+1名		3歳児 15:1 4・5歳児 25:1
	資格	保育士		
設備・面積	保育室等	保育室・遊戯室 1人当たり1.98㎡ 屋外遊戯場 1人当たり 3.3㎡ ※近くにある屋外遊戯場に代わるべき場所により確保することも可能		
	給食	原則自園調理、外部搬入可 ※外部搬入の可否については公立私立の別を問わない		
連携施設		①保育内容支援と②代替保育を確保		—
保育の内容		保育所保育指針に準じて行う		保育所保育指針に従って行う

こども家庭審議会 基本政策部会子ども・若者参画及び意見反映専門委員会

◇第12回(2026.1.29)

- ▶ 1月29日、こども家庭庁は、第12回こども家庭審議会 基本政策部会子ども・若者参画及び意見反映専門委員会(委員長:土肥潤也 特定非営利活動法人わかものまち代表理事)を開催し、「自治体における意見聴取」「意見を表明しやすい環境づくり」について協議を行った。
- ▶ 意見を表明しやすい環境づくりについては、下記論点について協議が行われた。
 - 子ども・若者の意見を聴くことの大切さについての理解を広めるために、国はどのような取組ができるか。
 - 子ども・若者が、自由に意見を表明しやすい環境及び雰囲気づくりのために、国はどのような取組ができるか。

こども家庭審議会 幼児期までのこどもの育ち部会保育専門委員会

◇第5回(2026.2.5)

- ▶ 2月5日、第5回こども家庭庁のこども家庭審議会 幼児期までのこどもの育ち部会 保育専門委員会(部会長:秋田喜代美 学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授)が開催された。
- ▶ 今回は、「幼児教育と小学校教育との円滑な接続」について下記論点が示され、協議が行われた。



幼児教育と小学校教育との接続の改善に向けた論点（案）

- ◆全ての幼児教育施設において、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく幼児教育の質の向上を図るために、どのような方策が考えられるか。特に、「学びに向かう力・人間性等」のみならず、「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」を一体的に育む指導の改善・充実や、個別の知識や技能の習得のみを目的とした指導、特定の知育プログラム等に従った指導ではなく、自発的な活動としての遊びを通しての総合的な指導による資質・能力の育成に向けて、どのような方策が考えられるか。

(例)

- ・幼児教育センター等を活用した幼児教育アドバイザーの派遣や研修の充実による、環境を構成・再構成する具体的手立てについての理解促進
- ・各地域における、次期要領・指針の趣旨を踏まえた、幼・小・中・高の一貫性のある教育方針の作成と、地域一体となって幼児教育と小学校教育との接続に取り組む体制の構築 ▶小学校との縦の繋がりを軸として、幼児教育施設同士の横の繋がりを構築し、教育の質の向上を図る。

※幼：幼稚園、保育所、認定こども園

- ◆各地域において、幼児教育と小学校教育との接続の重要性・必要性の理解が促進され、幼児教育施設と小学校とが連携し、**幼児教育の学びと小学校教育の学びとが円滑に接続するために、どのような方策が考えられるか。**

(例)

○幼児教育の学びと小学校教育の学びの接続のための取組

- ・合同会議や合同研修、保育・授業の相互参観等を通じた互いの教育への共通理解（「環境を通して行う教育」と授業改善の方向性の趣旨の一貫性の理解を含む）の促進とそれに伴う専門性を発揮した教育の互恵的な充実
- ・園・校が、育みたい資質・能力（期待する子供像）等を共有（「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりとした話し合いを含む）し、**架け橋期（5歳児から小学校1年生までに2年間）のカリキュラムを協働して作成**
- ・幼児教育の学びと小学校教育の学びとの繋がりを踏まえた指導の工夫についての資料等の作成・周知

○持続可能な連携体制づくりのための取組

- ・自治体による行政的支援（方針の策定、連携のための会議の設置、園・校間の調整や助言を行う架け橋期のコーディネーターの育成・配置、マニュアルや取組事例集等の作成など）
- ・園・校における組織的・計画的な体制づくり（接続担当に関する業務分掌の明確化、引継ぎ体制の確保、接続に関わる取組の年間計画への位置付け）

○その他の取組

- ・園・校における取組の発信による、保護者の小学校就学への不安解消や幼児期及び幼保小接続期の教育への理解・協力を促進

<幼児教育と小学校教育との接続の重要性・必要性>

- ・幼児教育施設と小学校とが、互いの教育の良さを理解し、自らの実践に取り入れたり、学びの連続性を意識した実践を行う等の改善が図られる。
- ・スタートカリキュラムの導入・改善も含め、幼児教育施設と小学校とが共に学びや生活の連続性を意識した取組を行うことで、幼児教育施設・小学校間の段差の解消が進み、小学校の学習や生活への円滑な移行が促される。

など

(参考：「幼保小の架け橋プログラム」の成果) **補足イメージ①**

- ・「幼保小の架け橋プログラム」事業の採択自治体においては、その他の自治体に比べて、接続に取り組んでいる中で**改善された小学校の課題（主体性を発揮する児童の姿の増加、友達と協働的に関わる児童の姿の増加、登校渋りの児童の減少）**を選択する割合が高かった。
- ・接続の取組を通して、自身の子供への関わりや指導方法に変化があったと回答した学級担任等の割合は、幼児教育施設で約70%、小学校で約76%であった。

4



幼児教育と小学校教育との接続の改善に向けた論点（案）

- ◆幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図る具体的方策の一つとして、全ての幼児教育施設と小学校において、育みたい資質・能力（期待する子供像）等を共有し、**「架け橋期のカリキュラム」が協働して作成されるようにするため、どのような方策が考えられるか。**
- ◆また、「架け橋期のカリキュラム」の作成に当たっては、**幼児教育と小学校教育との学びの繋がりが子供達の資質・能力の一層の育成に資するよう、幼児教育と小学校教育のそれぞれの専門性を発揮した教育の互恵的な充実を図ることが重要ではないか。**
- ◆**幼児教育施設及び小学校に過度な負担を生じさせないよう留意する必要があるが、そうした観点を踏まえてどのような方策が考えられるか**（小学校の調整授業時数制度における「裁量的な時間」の活用を含む）。また、複数の園と複数の小学校が関係する場合など、生じうる課題への対応をどのように考えるか。

<学びの繋がりを踏まえた、幼児教育と小学校教育の互恵的な充実を図る取組のイメージ>

- ① 幼児教育施設において、幼児の自発的な遊びを通してどのような資質・能力が育まれているか、幼児の姿を通して見取る。
- ② ①で見取った資質・能力について、小学校の各教科等の学習にどのように生かすことができるかという視点から資料を作成・共有するなどし、対話を通じ共通理解を図る。

【対話する際の共通の教育的視点の例】

 - ・ 幼児教育・小学校教育のそれぞれの考え方や指導方法等
 - ・ 育みたい資質・能力（「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）
 - ・ 教育の内容（5つの領域、各教科等）
 - ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」
- ③ 架け橋期のカリキュラムを幼児教育施設と小学校とで協働して作成。

【幼児教育施設】

 - ・ 遊びを通して一体的に育まれた資質・能力が小学校の各教科等の学習にどのように繋がるかを捉え直し、5歳児のカリキュラムの充実や環境構成の工夫を考える。

【小学校】

 - ・ 幼児教育施設において育まれた資質・能力をどのように各教科等の学習に生かせるかを捉え直し、スタートカリキュラムの工夫や各教科等の指導の充実を考える。
- ④ 架け橋期のカリキュラムを基に、各園・校において、具体的な指導計画（年、学期、月、週、日などの指導計画）を作成して実践を進める。

どのような資質・能力が育まれているかを記載

対話のイメージ

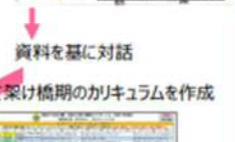


共通理解を図った上で、協働して架け橋期のカリキュラムを作成

学びの繋がりをカリキュラムで示す



例3



◇第4回(2026.1.21)

- ▶ 1月21日、第4回こども家庭庁のこども家庭審議会 幼児期までのこどもの育ち部会 保育専門委員会(部会長:秋田喜代美 学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授)が開催された。
- ▶ 今回は、「生涯にわたるウェルビーイングの向上に資する保育の充実」について協議が行われた。
- ▶ 会議では、下記論点が示され、協議が行われた。

改善・充実に向けた論点(案)

0歳児～

- ◆ 養護は保育所保育の基盤であり、保育所保育全体にとって重要なものであるとともに、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、生命の保持や情緒の安定を図るなど養護の行き届いた環境の下、幼保連携型認定こども園における教育及び保育を展開することとされている。
- ◆ また、乳幼児は同年齢であっても発達個人差が著しいほか、家庭環境及び生活経験、入園までの保育所・認定こども園等の利用状況などにも違いがあることから、乳幼児一人一人の発達過程や興味、関心に応じた保育を行うことが重要である。
- ◆ さらに、障害の有無や国籍等による文化的・言語的背景の多様性等も考慮し、乳幼児一人一人の特性やニーズ等に応じた援助の更なる充実が求められている。これらのことを踏まえて、以下の事項について一層の改善・充実を図ってはどうか。

① 乳幼児期の育ちと学びを支える養護の重要性の明確化

- 養護が、乳幼児期全般を通した育ちと学びの基盤となり得るよう、位置付けや記載内容の整理を図ってはどうか。
- 例えば、現行の保育所保育指針の「養護に関するねらい及び内容」は、特に「乳児保育に関わるねらい及び内容」と重複する部分が多く、また、保育士等の援助と乳幼児の姿が混在する箇所があることなどから、より分かりやすく記載することが必要ではないか。

② 一人一人のこどもの理解を踏まえた援助の充実

- 保育におけるこどもの理解は、乳幼児と実際に関わり、心を通わせる中で保育士、保育教諭等の気付きや振り返りを通して、広がり、深まってくるものであることから、固定的な見方や決めつけに捉われない姿勢を大切にするとともに、乳幼児の行動や育ちを一般的な発達の目安や乳幼児同士の比較から優劣として捉えるのではなく、その過程や思いに目を向けることが重要ではないか。
- また、保育士、保育教諭等自身が保育の人的環境の一部であることを自覚し、自らのまなざしや関わり方が乳幼児にどのように受け止められているかを振り返る視点をもつとともに、乳幼児は場面や相手との関係性によって異なる姿を見せることを踏まえ、他の保育士、保育教諭等や保護者と乳幼児の姿を共有し、多面的に理解を深めていくことが重要ではないか。
- こうした丁寧なこどもの理解を踏まえた援助の充実は、乳幼児一人一人の人権に配慮し、人格を尊重することにつながるるとともに、不適切な保育の防止の観点からも重要ではないか。

③ 特別な配慮を必要とする乳幼児への援助の充実

- 障害のある乳幼児や外国籍等の乳幼児のみならず、全ての乳幼児に対して、一人一人の育ちゆく過程全体を大切に、周囲の様々な人との相互的な関わりを通して育つ存在であることを踏まえた援助が重要ではないか。
- また、特別な配慮を必要とする乳幼児に対しても、保育の基本は共通であるが、より個別的な援助が必要である場合には、一人一人の特性やニーズ等に応じて、専門職や専門機関との適切な連携を図り、その充実を図っていくことが重要ではないか。

2

こども家庭審議会 社会的養育・家庭支援部会

◇第8回(2026.2.4)

- ▶ 2月4日、こども家庭庁は、第8回こども家庭審議会 社会的養育・家庭支援部会を開催し「令和8年度予算案と令和7年度補正予算等」「こどものケアニーズに応じた支援の在り方に関する専門委員会及び特別養子縁組に関する支援の在り方に関する専門委員会における検討状況について(報告)」「児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会における児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策の実施状況に係る検証・評価について(報告)」について報告・協議を行った。

こども家庭審議会 児童虐待防止対策部会

◇第7回(2025.12.25)

- ▶ 12月25日、こども家庭庁は、第7回こども家庭審議会 児童虐待防止対策部会を開催した。
- ▶ 今回は、児童相談所職員の人材確保・育成・定着等について下記のとおり論点が示され、協議が行われた。

現状・現在の取組

【課題認識】

- 児童相談所の職員の人材確保・育成・定着を考える際、定年以外の退職者が高水準であることは大きな課題。背景として業務内容・量等に対する悩み・不満や心身の不調等が考えられ、効果的な対応が求められる。
- 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」のもと引き続き職員の増員を図ることから、**組織的な定着支援**が一層重要。

【国のR7年度の取組】

- 国では自治体による職員の採用・育成・定着を支援するため、広報啓発や見学会開催のほか、**中堅職員同士のピアサポート**の場を設けており、参加者からは定期的な交流機会に対する要望が多数挙げられている。
- 児童福祉司任用後研修と指導教育担当児童福祉司任用前研修（SV研修）の間には法定研修がないほか、所内で気軽に悩みを共有することも難しい。この層の職員が**圏域を越えて所属先の業務改善等を主体的に考える機会**となるよう、階層別研修を計行的に実施したところ、職員が相互に学び合いつつエンパワーメントされることが確認できた。
- 児童相談所を対象に、人材の育成・定着に係る組織マネジメントの取組や課題を調査。大半で実施されている取組がある一方で、**職場環境の整備や心理的安全性の担保等に関しては、管理職と若手層の間で取組状況の認識に乖離**もみられる。

【児童相談所の取組事例】

- 職員の主体性を引き出してやりがいを実感できるように、**所内会議の運営方法**に着目して資料作成の負荷や追及姿勢の指摘を見直したところ、会議が効率化されただけでなく、SVの場としても機能しているとの報告があった。

ご議論いただきたい事項

- 児童相談所の人材確保・育成・定着のために児童相談所長をはじめ**管理職を担う職員に求めるべき役割（リーダーシップ）**として、どのようなことが重要と考えられるか。また、それをどのようにして全国的に実現するとよいか。
- 都道府県や各児童相談所において**職員の定着を目的とした様々な取組**が行われているところ、国としてどのような取組を推進するとよいか。

現状・現在の取組

【第1期の資格取得者】

- こども家庭福祉に関わる人材の一層の専門性の向上を目的に、一定の実務経験のある有資格者や現任者が、国の基準を満たす認定機関が認定した研修及び試験を経て取得する「**こども家庭ソーシャルワーカー認定資格**」をR6年4月に施行。
- こども家庭ソーシャルワーカーの養成は、こども家庭福祉に関わる**個々の支援者の専門性の向上に寄与するのみならず、地域を基盤とした多職種・多機関の連携によるソーシャルワークの実施**につながるものであり、国では財政措置を講じている。
- R7年3月に最初の試験が実施され、**計703名が合格**。47都道府県すべてから資格取得者が輩出されており、**児童相談所や市町村こども家庭センター、児童養護施設、学校・教育委員会、医療機関**など幅広い組織で活躍している。

【研修受講による効果】

- 研修受講者からは、研修受講による**専門性の向上や他職種への理解促進**等、高い研修効果があったことが報告されている。
- 資格取得者には、**多角的・専門的な支援、子どもの権利擁護、関係機関との連携の円滑化、後進の育成**等の役割が期待されている。また実際に、**業務に取り組む意識や相談対応の視点、関係機関との連携業務**等で役割や意識の変化を実感している。
- 人材育成の一環として位置づけている自治体からは、時間的な**受講負担や資格取得者の位置づけについて改善の要望**がある。

ご議論いただきたい事項

- これまでに、認定資格を任用要件とする職種を社会的養護関連施設の施設長・職員にも拡大。
- また、今後、**多職種・多機関の連携によるこども家庭支援体制の中核的な役割を担うことを期待し**、自治体には**将来的な人材育成や人材配置も見据えた計画的な養成**を求めてきた。具体的には下記の職種の積極的な取得を要請しているところ。
 - 市町村相互間の連絡調整、市町村への情報提供、市町村職員の研修など市町村支援全般が役割とされている市町村支援児童福祉司
 - 母子保健機能と児童福祉機能による一体的な支援、教育・福祉・医療等の関係機関との連携、地域資源の開拓などによる包括的支援を実務面でリードすることが求められる統括支援員
- 資格取得者の活躍の機会**が確保されることは、地域を基盤とした多職種・多機関の連携が強化され、こどもや家庭へのより良い支援につながることを期待される。そこで、こども家庭ソーシャルワーカーの普及に向けて、例えば児童相談所への必置化など、どのような取組が考えられるか。

現状・現在の取組

【児童心理司向けの基礎研修】

- 発達支援、愛着形成支援、トラウマケアといったこどもの心のケアについては、児童心理司（全国で3,167人）が中心となって取り組んでいる。児童相談所におけるこどもの心のケアをより一層充実させるには、児童心理司の一層の資質向上が重要。
- R5年度に行った児童心理司の役割や人材育成に関する調査研究では、SV等の組織体制や担当するケース範囲等の業務内容に地域差がみられたほか、経験年数に応じた研修体系がない地域も3割程度存在。心理職としての専門性を全国的に担保することが課題。
- 全国的に児童心理司の専門性を底上げするため、新任者向けの「児童心理司基礎研修スタートアップキット」を作成。今後、各地で児童心理司SV等の指導的職員が講師となり、実践的な研修が広がることを期待。

【児童相談所におけるトラウマケアの充実】

- 児童相談所における心理的援助のうちトラウマケアに焦点化して実施した調査研究では、ケアの充実に関する組織的な理解・合意が十分でない地域もあることが示唆されたほか、在宅支援や措置・委託先のアセスメントやケアは低調な傾向がみられた。
- 児童相談所が関与するこどもの多くが逆境的小児期体験（ACEs）を有する。当事者（ケアリーバー）の声にもあるように、トラウマインフォームドケアや心理教育を徹底するとともに、継続的な心のケアが提供できる体制の整備も必要と考えられる。
- 現在、調査研究においてトラウマケアの体制構築の手引きを検討中。児童相談所内だけでなく関係機関も含めた連続的な心のケアを実施できる体制の整備を図る必要がある。

ご討議いただきたい事項

- 児童心理司は児童福祉法第12条の3第6項により「心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員」となっているが、具体的な業務範囲やそのために必要な研修等は定めていない。また、配置基準は児童福祉司2名に対し児童心理司1名以上を標準として都道府県が定めるものとしているが、児童心理司スーパーバイザーの配置基準は示していない。
- 児童心理司が中心となってこどもの心のケアの充実を推進していくために、今後、どのような取組や方策が考えられるか。

こども家庭審議会 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

◇第29回(2025.12.24)

- ▶ 12月24日、こども家庭庁は、第29回こども家庭審議会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会を開催した(資料は非公表)。

◇こども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第21次報告)(2025.9.11)

- ▶ 9月11日、こども家庭庁は、こども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第21次報告)を公表した。
- ▶ 今般、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの12か月間に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例及び地方公共団体において児童相談所や市区町村の虐待対応担当部署が児童虐待相談として受理した事例のうち、こどもの死亡には至らなかったものの「身体的虐待」等による生命の危険に関わる受傷、「養育の放棄・怠慢」のために衰弱死の危険性があり、令和6年10月1日時点で関わりが継続している重症事例について分析等を実施し、明らかになった課題を受けて報告が取りまとめられている。
- ▶ 主な概要は以下のとおり。

こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第21次報告）の概要

こども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和7年9月】

1. 検証対象

(1) 死亡事例

こども家庭庁が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例56例（65人）を対象とした。

区分	第21次報告			(参考) 第20次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死	計
例数	44 (18)	12 (1)	56 (19)	54 (26)	11 (0)	65 (26)
人数	48 (18)	17 (1)	65 (19)	56 (27)	16 (0)	72 (27)

※1 ()内は、都道府県等が虐待による死亡と断定できないと報告のあった事例について、本委員会にて疑義事例として検証すべきと判断された事例数を内数として記載。

※2 「心中による虐待死」には、こどもは死亡し親は生存した事例を含む。

(2) 重症事例（死亡に至らなかった事例）

こども家庭庁が、児童相談所や市区町村の虐待対応担当部署が児童虐待相談として受理した事例のうち、「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、「養育の放棄・怠慢」のために衰弱死の危険性があり、令和6年10月1日時点で関わりが継続している事例（心中未遂を除く）について、各自治体に1事例程度の報告を求めたところ47事例の回答があった。

【参考】死亡事例数及び人数（第1次報告から第20次報告）

第1次報告 (平成17年4月)	第2次報告 (平成18年3月)	第3次報告 (平成19年6月)	第4次報告 (平成20年3月)	第5次報告 (平成21年7月)	第6次報告 (平成22年7月)	第7次報告 (平成23年7月)	第8次報告 (平成24年7月)	第9次報告 (平成25年7月)	第10次報告 (平成26年9月)
H15.7.1～H15.12.31 (6か月間)	H16.1.1～H16.12.31 (1年間)	H17.1.1～H17.12.31 (1年間)	H18.1.1～H18.12.31 (1年間)	H19.1.1～H20.3.31 (1年3か月間)	H20.4.1～H21.3.31 (1年間)	H21.4.1～H22.3.31 (1年間)	H22.4.1～H23.3.31 (1年間)	H23.4.1～H24.3.31 (1年間)	H24.4.1～H25.3.31 (1年間)
心中以外 心中 計	心中以外 心中 計	心中以外 心中 計	心中以外 心中 計	心中以外 心中 計	心中以外 心中 計	心中以外 心中 計	心中以外 心中 計	心中以外 心中 計	心中以外 心中 計
24 - 24	48 5 53	51 19 70	52 48 100	73 42 115	84 43 127	47 30 77	45 37 82	56 29 85	49 29 78
25 - 25	50 8 58	56 30 86	61 65 126	78 64 142	67 61 128	49 39 88	51 47 98	58 41 99	51 39 90

第11次報告 (平成27年10月)	第12次報告 (平成28年9月)	第13次報告 (平成29年8月)	第14次報告 (平成30年8月)	第15次報告 (令和元年8月)	第16次報告 (令和2年9月)	第17次報告 (令和3年8月)	第18次報告 (令和4年8月)	第19次報告 (令和5年9月)	第20次報告 (令和6年9月)
H25.4.1～H26.3.31 (1年間)	H26.4.1～H27.3.31 (1年間)	H27.4.1～H28.3.31 (1年間)	H28.4.1～H29.3.31 (1年間)	H29.4.1～H30.3.31 (1年間)	H30.4.1～H31.3.31 (1年間)	H31.4.1～R2.3.31 (1年間)	R2.4.1～R3.3.31 (1年間)	R3.4.1～R4.3.31 (1年間)	R4.4.1～R5.3.31 (1年間)
心中以外 心中 計	心中以外 心中 計	心中以外 心中 計	心中以外 心中 計	心中以外 心中 計					
36 27 63	43 21 64	48 24 72	49 18 67	50 8 58	51 13 64	56 16 72	47 19 66	50 18 68	54 11 65
36 33 69	44 27 71	52 32 84	49 28 77	52 13 65	54 19 73	57 21 78	49 28 77	50 24 74	56 16 72

1

こども家庭審議会 障害児支援部会

◇第18回(2026.1.19)

- ▶ 1月19日、こども家庭庁は、第18回こども家庭審議会 障害児支援部会を第154回社会保障審議会障害者部会と合同で開催した。
- ▶ 今回は、「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」「2040年に向けた障害福祉サービスの提供体制」について協議が行われた。(内容はP.22参照)

こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会

◇第3回(2025.12.19)

- ▶ 12月19日、こども家庭庁は、第3回こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会を開催し、令和8年度からの本格実施にむけ協議を行い、協議の取りまとめを行った。
- ▶ 主な内容は以下のとおり。

こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会における 取りまとめ（案）概要

第1 こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討の背景

- 全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するものとして「こども誰でも通園制度」を令和8年度から全国で本格実施
- 令和8年度からの本格実施に向けた検討の方向性について、検討会で議論し、取りまとめ

第2 令和8年度以降の制度の在り方について

- ①**令和8年度以降の利用可能時間**
 - ・令和8年度から全国で実施することとなる中で、全国的な提供体制や保育人材の確保の状況等を踏まえ、月10時間とする。
 - ・令和8年度からの円滑な制度の施行に向けて、令和8年度及び令和9年度の経過措置として、自治体が条例で利用可能時間を3時間～10時間未満の範囲内で設定可能とする。
- ②**公定価格・利用料**
 - ・公定価格については、必要な人材を確保し、しっかりと運営できるものとなるよう設定する。加算は、引き続き障害児、医療的ケア児、要支援児童に係る加算を設けつつ、保護者支援の充実等の取組を適切に評価できるよう設定する。
 - ・利用料については、給食代・食材費、通園バス代、文房具代等の実費に加え、事業所の取組に応じて必要な額を徴収することを可能とする。
- ③**こども誰でも通園制度の研修**
 - ・本制度を利用する全てのこどもたちに、安全・安心な保育と家族以外の人と関わる機会が提供できる環境を整備し、質の高い通園を保障するため、子育て支援員研修に本制度用の新たな研修コース（以下「新コース」という。）を創設し、令和8年度以降は新コースの修了を保育士以外の者が本制度に従事するための要件とする。
 - ※ 令和8年度は従前の要件を満たす者も従事可能とする等の経過措置を設ける。なお、研修の実施状況等を踏まえ、必要に応じて、経過措置期間の延長も検討。
- ④**その他の事項（手引、総合支援システム等）**
 - ・手引については、令和8年度からの本格実施に向けて、給付化に伴う内容の見直しを行うとともに、令和7年度の実施状況等を踏まえつつ、こども誰でも通園制度をより一層理解できるよう改訂する。
 - ・総合支援システムについては、令和7年度の運用状況や、利用者や事業者、自治体の意見等を踏まえ、必要な改修を継続的に実施する。

第3 中長期的な課題について

- ①**利用可能時間の見直し**
 - ・利用可能時間については、「制度の意義、目的に対して十分か」「提供体制は確保できるか」「人材確保は十分か」等に留意しながら、財源確保の課題等も踏まえつつ、関係者の意見を伺いながら検討が必要。
- ②**公定価格の見直し**
 - ・公定価格については、令和9年度以降についても、社会情勢や経営環境の変化等を踏まえつつ、質の高い通園が保障されるとともに、安定した運営が可能となるよう継続的な見直しを行う必要。
 - ・見直しの検討に際しては、財源確保の課題等も踏まえつつ、制度の実施状況や事業所の取組、経営状況の実態等を把握・分析し、具体的なデータに基づき行うことが重要。
- ③**こども誰でも通園制度の対象者**
 - ・対象年齢の下限（0歳6か月）については、0歳児に多い虐待死を防ぐ等の観点から引下げを求める意見があることを踏まえ、関係施策の充実等を図りつつ、併せて、こどもの安全確保に留意しつつ、その在り方について検討することも考えられる。
 - ・対象年齢の上限（満3歳未満）については、自治体によって満3歳到達後の受け皿確保の課題が指摘されていることを踏まえ、幼稚園等に満3歳児クラスの設置を働きかける等した上で、その在り方について検討することも考えられる。
- ④**こども誰でも通園制度の効果検証**
 - ・こども誰でも通園制度の実施状況を随時把握・確認することに加え、制度の趣旨・目的が達成されているのかを確認する等、効果検証していく必要。

第4 おわりに

- 令和8年度の本格実施に向けて準備を進めるとともに、中長期的な課題については、制度の実施状況等を丁寧に把握した上で、幅広い関係者の意見を伺いながら検討していくべきである。

保育士養成課程等検討会

◇第1回(2026.1.23)

- ▶ 1月23日、こども家庭庁は、第1回保育士養成課程等検討会を開催した。
- ▶ 本検討会は、保育を取り巻く環境の変化や保育士養成等に関する課題の整理、それらを踏まえた見直し等について専門的に検討を行うため設置された。
- ▶ 第1回では、主な論点案として下記が示され、協議が行われた。

(1) 保育士養成課程等の見直しに関する事項

- ：社会情勢の変化や、保育所保育指針等の改訂の議論を踏まえ、保育士養成課程において修得すべき内容についてどのように考えるか。（観点例：少子化・核家族化・地方の過疎化、今後の保育士に必要となる専門的知識・技術）。
- ：保育士の質の確保・向上に向けて、養成課程について改善すべき点はあるか。（観点例：必修・選択科目の内容・単位数、実習の実施時期や期間・内容面における質の確保・現場の負担軽減、他の福祉系国家資格との単位互換・履修免除、DXやICTの進展、養成課程とキャリアアップ研修等との棲み分け）
- ：幼稚園教諭免許状等の教職課程の見直しの議論も踏まえ、保育士養成課程においてどのような見直しが必要か。（観点例：修得内容（科目）の一層の整合性）

(2) 保育士養成制度の課題に関する事項

- ：保育士の質向上と量的確保の両立をどのように目指すか。
- ：養成校（4年制大学、短期大学、専門学校等）、保育士試験、それぞれの持つ強みはどのようなものか。
- ：養成校への進学者や保育所等への就職者が増加するよう、保育士養成課程を修了することが誇りとなったり、保育士の魅力を向上させたりするためには、どのような方策が考えられるか。（観点例：養成校、自治体、保育士・保育所支援センター等の連携、児童養護施設等社会福祉分野での活躍）

(3) 指定保育士養成施設の養成課程と保育士試験（地域限定保育士試験を含む）の試験問題との整合性に関する事項

(4) 保育士等の研修に関する事項

- ：保育士等向けの各種研修をどのように体系的に整理していくか（観点例：養成課程とキャリアアップ研修等との棲み分け、キャリアラダー）
- ：研修の受講を促進するためにはどのような方策が必要か（観点例：保育現場を離れにくい保育士等に研修を受講してもらうための改善方策（代替職員の確保、オンライン・オンデマンドによるe-ラーニング研修等））

8. 地域福祉

法制審議会民法（成年後見等関係）部会

◇第 33 回(2026.1.27)

- ▶ 1月27日、法務省は、成年後見制度の見直しに関する要綱案をまとめた。
- ▶ 今後、法制審議会総会を経て国会に民法改正案が提出される見込み。

法定後見制度の見直しの概要				令和8年1月 法務省民事局
法定後見制度	本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所によって選任された者が本人を支援する制度			
現行の制度	事理弁識能力の程度によって、利用できる制度が画一的に法定されている			
対象者の能力	不十分		著しく不十分	欠く常況
制度	補助		保佐	後見
支援を行う者	補助人		保佐人	後見人
支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の一部の取消し	特定の行為の代理 重要な財産上の行為の全部+それ以外の行為の取消し	包括代理 日常行為以外の行為の全部の取消し
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択			
見直し後の制度	適用範囲の拡大			廃止
対象者の能力	不十分			欠く常況
制度	補助			選択可
必要とする支援の内容	代理	取消し	取消しの特則	
	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部又は一部の取消し	重要な財産上の行為の全部の取消し+それ以外の行為の取消し	
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択			
制度	代理権付与の審判	要同意事項の審判	特定補助人を付する処分の審判	
支援を行う者	補助人	補助人	特定補助人	
支援を行う者の権限	特定の行為の代理権	特定の重要な財産上の行為の同意権・取消権	特定の重要な財産上の行為の取消権 + 意思表示の受領・保存行為	

- ▶ 主な変更点は以下のとおり。
 - ①現行の3類型(後見・保佐・補助)の見直し
 - ・「補助」の適用範囲を拡大し、「保佐」「後見」類型を廃止。一人ひとりに応じて個別具体的に必要な支援内容を設計する。(包括的代理権は廃止)
 - ②「特定補助人」の仕組みを新設
 - ・「精神上的理由により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」(現行の後見類型に相当)について、「特定補助人を付する処分の審判」を新設。
 - ③補助開始の審判の取り消し
 - ・制度利用の必要がなくなると家庭裁判所が認めた場合には補助開始の審判を取り消す。
 - ④任意後見制度の見直し
 - ・例外的に、任意後見監督人を選任しないことができる制度を設ける。(家裁が、明らかに任意後見監督人による監督の必要がないと認めるとき)

<通知・公表>

令和7年度民生委員・児童委員の一斉改選結果公表(2026.1.16)

- ▶ 1月16日、厚生労働省は、令和7年度民生委員・児童委員の一斉改選結果を公表した
- ▶ 改選結果については以下のとおり。

改選結果

定数：240,971人 ※ 令和4年（前回改選時）240,547人

委嘱数：220,880人 ※ 令和4年（前回改選時）225,356人

充足率：91.7% ※ 令和4年（前回改選時）93.7%

うち新任委員 69,207人 (31.3%)

再任委員 151,673人 (68.7%)

- ▶ 全国民生委員児童委員連合会は、今回の結果を受けて、1月19日に全民児連としての見解とともに、今後の対応を整理し、ホームページに「令和7年12月の民生委員・児童委員の一斉改選結果について」を公表した。

令和7年12月の民生委員・児童委員の一斉改選結果について ～抜粋～

今般、令和7年12月に実施されました民生委員・児童委員(以下、民生委員)の全国一斉改選の結果が厚生労働省より公表されました。

全国民生委員児童委員連合会(以下、全民児連)として、この結果を極めて深刻な事態と受け止めており、引き続き「なりて確保」の課題への対応を図っていく所存です。

I. 改選結果

今回の民生委員の一斉改選において、全国の定数 240,971 人に対し、充足率は 91.7%となりました。これは、前回の令和4年12月改選時の充足率 93.7%と比較して 2.0 ポイントの低下となり、欠員数は約 2 万人に達しています。

民生委員の充足率は、一貫して低下傾向にありましたが、この傾向はより加速していることがわかりました。地域共生社会の実現が喫緊の課題とされる現代において、その土台を支える民生委員制度の持続可能性が危ぶまれる事態となっています。

一方、新任委員の割合は 31.3%ですが、都道府県・指定都市ごとに見れば6割近くに及ぶところもあり、地域差が顕著です。新任委員の割合が高すぎると、地域の支援力が低下することも懸念されます。

II. なりて確保の課題の背景

- ① 高齢者単独世帯の増加や生活課題の複雑化
- ② 高齢就業者等の増加
- ③ 地域関係の希薄化
- ④ 活動の見えにくさ

III. 民生委員制度を持続させるために

令和9(2027)年に民生委員制度創設110周年の節目を迎える今、全民児連は、制度の持続可能性の観点から、なりてを確保し、無理なく委員活動を継続できる環境を整え、誰もが支え合い安心して暮らせる地域づくりをめざします。民生委員は厚生労働大臣から委嘱を受ける特別職の地方公務員であり、その確保は、本来、国および地方自治体が責任と主体性を持

って取り組むべき課題です。その認識のもと、以下の取り組みについて、国、地方自治体、そして各地の民児協の関係者と連携し、取り組んでいきます。

- ① 活動環境の整備と負担軽減の徹底
- ② 働きながら活動できる環境づくりの促進
- ③ 広報活動の強化
- ④ 行政主体の選任活動の促進と柔軟な選任要件の運用、支援体制の強化

9. 人材確保等

<会議>

労働政策審議会 雇用環境・均等分科会

◇第 89 回(2026.1.20)

- ▶ 1月20日、厚生労働省は、第89回労働政策審議会(雇用環境・均等分科会)を開催した。改正労働施策総合推進法、改正男女雇用機会均等法、改正職業安定法に関連する政省令や指針について、厚生労働省案からの諮問を「妥当」と答申した。
- ▶ 令和7年の改正で、職場におけるカスタマーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を講じることを事業主に義務付ける規定が追加され、国が事業主が講ずべき具体的な措置の内容等について指針を示すこととされていた。政令で定める施行期日は令和8年10月1日。
 - ①労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱について
 - ②労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱について
 - ③労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案要綱について
 - ④事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針案要綱について
 - ⑤事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針案要綱について
 - ⑥労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示案要綱について

労働政策審議会 職業安定分科会 雇用環境・均等分科会 同一労働同一賃金部会

◇とりまとめ(2025.12.25)

- ▶ 12月25日、厚生労働省は労働政策審議会(職業安定分科会 雇用環境・均等分科会 同一労働同一賃金部会)のとりまとめの部会報告を行った。
- ▶ 主なポイントは以下のとおり。

労働政策審議会 同一労働同一賃金部会の部会報告(主なポイント)

労働政策審議会 雇用環境・均等分科会(第89回)	資料7-2
令和8年1月20日	

- 正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消を図る、いわゆる「同一労働同一賃金」について、令和2年4月の施行から5年を経過したことから、労働政策審議会同一労働同一賃金部会で、令和7年2月から見直しを検討。計14回開催し、同年12月25日に取りまとめ。
- 非正規雇用労働者の待遇改善は着実に進められてきたが、依然として賃金格差があるとして、更なる待遇改善に向け、**省令・告示等の見直しを求める内容。**
- 取りまとめを受け、厚生労働省において省令・告示等の改正作業を行い、令和8年秋を目途に施行予定。

1 均等・均衡待遇(同一労働同一賃金ガイドラインの更なる明確化等)【告示】

(1) 同一労働同一賃金ガイドライン(※)の更なる明確化

(※) 短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針(平成30年厚生労働省告示第430号)

①働き方改革関連法の施行後の裁判例等を踏まえ、ガイドラインの記載を見直し(記載の充実・新規追加)

<例> 賞与(記載の充実)・退職手当(新規追加)：待遇の性質・目的として、労務の対価の後払い、功労報償等の様々な性質・目的が含まれる等

家族手当(新規追加)：相応に継続的な勤務が見込まれる短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の家族手当を支給

住宅手当(新規追加)：転居を伴う配置の変更の有無に応じて支給される住宅手当について、通常の労働者と同一の転居を伴う配置の変更がある短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の住宅手当を支給

②待遇について、職務の内容等の違いに応じた均衡のとれたものとする事が求められることの明確化

③無期雇用フルタイム労働者等について、短時間・有期雇用労働者に該当しないが、ガイドラインの趣旨が考慮されるべきであること等の明確化

(2) 派遣先における派遣料金への配慮義務が適切に履行されるよう、派遣先が派遣元からの派遣料金交渉に一切応じない場合等は、法の趣旨を踏まえた対応とはいえないことを明確化等

2 労働者に対する待遇に関する説明義務の改善【省令・告示】

- (1) 雇入れ時の労働条件明示事項に「待遇の相違等に関する説明を求めることができる」旨の追加【省令】
- (2) 説明方法について、現行の「資料を活用し、口頭により説明することを基本」を見直し、「資料を活用し、口頭により説明」又は「説明事項を全て記載した資料の交付」のいずれかとする旨に改正【告示】等

3 公正な評価による待遇改善の促進等【告示】

- (1) 短時間・有期雇用労働者の賃金について、職務の内容等を公正に評価して昇給に反映する等、公正な評価に基づく決定が望ましいことを明確化
- (2) 派遣労働者の待遇改善を進めるため、職務の成果等の評価や教育訓練、キャリアコンサルティング、就業機会の確保及び提供を総合的に行うよう努めること等の留意事項を明記
- (3) 短時間・有期雇用労働者の処遇改善に関する自社の取組状況等について、ウェブサイトで公表することが望ましいことを明確化 等

4 行政による履行確保【運用】

同一労働同一賃金のより一層の遵守の徹底を図るため、都道府県労働局による報告徴収等を通じて履行確保を図るとともに、各種マニュアルや働き方改革推進支援センターによるコンサルティングの実施等により、制度周知や企業の取組支援を進める 等

◇第 29 回(2025.12.25)

- ▶ 12月25日、厚生労働省は第27回労働政策審議会（職業安定分科会 雇用環境・均等分科会 同一労働同一賃金部会）（部会長：守島基博学習院大学経済学部経営学科教授、一橋大学名誉教授）を開催し、同一労働同一賃金の施行5年後見直しについて協議が行われた。
- ▶ 今回の部会にて5年後見直しに関する報告書が正式に取りまとめられた。
- ▶ 主な見直しのポイントについては以下のとおり。
 - ①ガイドラインの改定
 - 退職金、住宅手当、家族手当等の項目を新設。最高裁判決を踏まえた「均衡」待遇の考え方を反映
 - ②説明義務の改善
 - 雇入れ時に「待遇差の理由について説明を受けられる」旨を明示することを義務化（省令・指針等）
 - ③派遣労働者への対応
 - 派遣料金交渉の円滑化や、一般賃金の運用見直しを継続。
- ▶ 今後の継続検討として、社会情勢の変化を踏まえ、将来的な法規定の在り方も含めた定期的な見直しを検討している。

◇第 28 回(2025.12.11)

- ▶ 12月11日、厚生労働省は第27回労働政策審議会（職業安定分科会 雇用環境・均等分科会 同一労働同一賃金部会）（部会長：守島基博学習院大学経済学部経営学科教授、一橋大学名誉教授）を開催し、同一労働同一賃金の施行5年後見直しについて協議が行われた。
- ▶ 「5年後見直し」の報告書の案およびガイドラインの改定案の実質的な検討を行い、施行5年間の成果と課題の整理が行われた。
- ▶ 主な見直しの方向性は以下のとおり。
 - ①ガイドラインの明確化
 - 最高裁判決を踏まえ、職務内容が異なる場合でも相違に応じた「均衡」ある待遇が必要であることを明記。
 - ②説明義務の改善
 - 労働者が待遇差について説明を求めやすくなるよう、雇入れ時の明示事項に追加。また、企業に対して自発的な説明を促す規定を指針に設ける。
 - ③派遣労働者への対応
 - 派遣料金交渉の円滑化や、労使協定方式における適正な過半数代表者の選出・周知方法を指針で具体化。
 - ④正社員転換の促進
 - 転換措置を講ずる際、面談等で労働者の意向を確認・配慮することを指針に示す

特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議

◇第 13 回(2026.1.7)

- ▶ 1月7日、出入国在留管理庁は「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」を開催した。
- ▶ 前回の分野別運用方針の案について指摘があった箇所の修正案が示された。
- ▶ また第3回会議から第13回会議までの議論を踏まえて、分野別運用方針に関する有識者会議の主な御意見と対応として1月16日に下記資料が公表されている。

◇第 12 回(2025.12.23)

- ▶ 12月23日、出入国在留管理庁は「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」を開催した。
- ▶ これまでの議論を踏まえて、分野別運用方針について案が示された。前回の受入れ見込数について介護分野における運用方針では主に下記の内容でまとめられている。



介護

- (A) 第9期介護保険事業計画における介護サービス見込み量・必要介護職員数に基づき推計。
 (B) 令和5年度の就業者数(209.8万人、特定技能外国人を除く)と同数と仮定。
 (D) ロボットの導入促進やIT技術を活用した生産性向上の取組による効率化(令和10年度までに2%程度)を想定
 (E) 多様な人材層の参入促進等の取組により、直近5年間の就業者の平均増加数(1万人程度/年、特定技能及び技能実習を除く)が令和10年度まで継続すると想定。

◇第 11 回(2025.12.10)

- ▶ 12月10日、出入国在留管理庁は「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」を開催した。
- ▶ 前回に引き続き、これまでの有識者会議のフォローアップについてと専門家会議における検討結果の報告、特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針の作成について協議が行われた。
- ▶ 専門家会議における検討結果の報告内容は以下のとおり。

特定技能制度及び育成就労制度の技能評価に関する専門家会議における検討

○ 専門家会議を計8回開催し、19分野の特定技能評価試験・育成就労評価試験について検討を行った。

【参考規定】

- 基本方針（特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針）第3の3(2) 育成就労外国人に対しては、育成就労を終了するまでに、…相当程度の知識又は経験が必要とする技能を修得していることが求められる。…当該技能水準は…技能検定3級等又は特定技能評価試験により確認する。
- 試験方針（特定技能制度及び育成就労制度に係る試験の方針）第3の3(1)特定技能評価試験 実技試験は、製作等作業試験により実施するが、分野所管行政機関において製作等作業試験により実施することが困難と認める場合には、判断等試験、計画立案等作業試験、実地試験により実施することも可能とする。

主な指摘事項と対応方針

1. 特定技能評価試験については、ほとんどの分野で実技試験を判断等試験(注1)により実施しており、技能を正確に測る観点から検討が必要

- ① 海外で実施する場合も含め、製作等作業試験(注2)を実施する方向で検討すべき
⇒自動車整備分野(車体整備区分)、航空分野(航空機整備区分)、林業分野において製作等作業試験を実施する
⇒他の分野・業務区分においては、コストや体制の確保の面から現時点で製作等作業試験を実施することは困難
- ② 製作等作業試験実施が困難な試験についても、計画立案等作業試験(注3)の導入など難易度の適正化を図るべき
⇒全ての分野で計画立案等作業試験の導入及びより実際の工程に即した判断等試験などを導入する
- ③ 労働安全衛生に関する問題の質を高めるべき
⇒全ての分野で試験問題を作成する際の試験委員に、労働安全衛生コンサルタントなどの労働安全衛生の専門家を1名以上選任する



注1) 判断等試験：受験者に対象物又は現場の状態、状況等を原材料、標本、模型、写真、ビデオ等を用いて提示し、判別、判断、測定等を行わせるもの
注2) 製作等作業試験：受験者に材料等を提供、貸与等して実際に物の製作、組立て、調整等の作業を行わせるもの
注3) 計画立案等作業試験：受験者に現場における実際の課題等を紙面を用いて表、グラフ、図面、文章等によって提示し、計算、計画立案、予測等を行わせるもの

分野ごとの対応	介護	リハビリテーション	サプライ	工業製品製造業	建設	船用工業	自動車整備	航空	宿泊	運送業	自動車	鉄道	物流倉庫	農業	漁業	製造業	飲食料品製造業	外食業	林業	木材産業	資源管理	
①	○	○	○	○	○	○	○※1	○※3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②	○	○	○	○	○	○	○※2	○※4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 車体整備区分 ※2 自動車整備区分 ※3 航空機整備区分 ※4 空港グランドハンドリング区分

2. 育成就労の3年目の試験に特定技能1号評価試験を設定している分野・業務区分は、少なくとも国内で行う試験は製作等作業試験の実施を検討すべき
⇒製作等作業試験を実施している育成就労評価試験(初級)の合格を必須とし、初級の実技試験の合格基準を8割に引き上げる(元案6割)

分野ごとの対応	介護	リハビリテーション	サプライ	工業製品製造業	建設	船用工業	自動車整備	航空	宿泊	運送業	自動車	鉄道	物流倉庫	農業	漁業	製造業	飲食料品製造業	外食業	林業	木材産業	資源管理	
	○	○	○	○※5	○	○	○	○	○	○	○	○※6	○	○	○	○	○※7	○	○	○	○	○

※5 RPF製造区分及び生コンクリート製造区分 ※6 運輸係員区分を除く ※7 飲食料品製造業区分



3. 今般の指摘への対応状況を専門家会議で確認した上で施行する必要がある

⇒ 指摘事項への対応状況は、具体的な試験問題の修正案も含め各試験の開始までに改めて専門家会議において確認・了承を得る

▶ 特定技能制度における在籍型出向の要件についても案が下記のとおり示されている。

特定技能制度における在籍型出向の要件（案）

必要不可欠要件

1. 研修的・教育的目的であり、かつ当該研修・教育が特有の設備・機材等を寡占的に管理する法人又は出向元では通常得られない特有の技能を要する業務を行う法人でなければ実施できず、出向先でも同一の業務区分に属する業務に従事すること（技術指導を行うために必要不可欠であることを含む）
2. 特定技能所属機関同士が密接に関連するものであること（次のいずれかに該当すること）
 - ①親会社と子会社の関係にある法人
 - ②同一の親会社を持つ法人
 - ③相互間に密接な関係がある法人
3. 特定技能所属機関同士で特定産業分野に属する技能を要する業務について安定的な業務委託等の関係があり、特定技能外国人以外の者であれば研修・教育目的の在籍型出向が一般的であると認められること
4. 出向期間は短期間（1年につき通算4月以内）であること（2号特定技能外国人の場合は、在留期間の半数を超えない期間であること）

懸念払拭要件

1. 出向元・出向先の企業を明らかにすること（在籍型出向の出向先となる企業は1回につき1社に限る）
※出向期間は1年につき、通算4月以内かつ出向先は2社まで（1回につき1社まで。再出向などは不可）
2. 出向期間を明らかにし、出向期間中の1号特定技能外国人支援の責任を明確にすること
※出向元・出向先いずれも特定技能所属機関であり、支援の責任を有するが、出向期間中のそれぞれの責任の範囲等を出向協定等により明確にすることが求められる
3. 出向期間中、所定内賃金等の待遇は出向元におけるものが維持又は向上されること
4. 出向元・出向先のいずれもが中小・小規模事業者でないこと（ただし、出向元又は出向先のいずれかが、「出入国在留管理庁長官が認める中小・小規模事業者でない企業」の子会社又は関連会社である場合は除く。）

- ▶ 必要不可欠要件及び懸念払拭要件の該当性については、分野所管省庁の協力を得て、出入国在留管理庁が在留審査等において出向協定等により確認する
- ▶ 航空、鉄道の2分野に限定し、運用状況を的確に把握する（不正行為等が確認された場合、当該企業には在籍型出向を認めないこととするなど、厳正な処分等を行う）

- ▶ 特定技能制度及び育成就労制度の受入れ見込数の算出方法についても、下記のとおり示された。

特定技能制度及び育成就労制度の受入れ見込数の算出方法について

○ 現行(特定技能)の受入れ見込数が令和6年度から令和10年度までの設定であるため、**令和10年度末を基準時点**とし、分野ごとに算出。

- (A) **必要就業者数**: 産業需要等を踏まえた基準時点の必要就業者数
- (B) **就業者数**: 基準時点の就業者数(経過措置中の技能実習生を含む。)

※(F)②イ参照。

(C) **人手不足数**: $C = A - B$

(D) **生産性向上**: 基準時点までの生産性向上の取組による省人化(人材確保相当数)を推計

(E) **国内人材確保**: 基準時点までの高齢者、女性等の就業促進や処遇改善の取組による国内人材確保数を推計
※A、D及びEは、業務区分等の追加のない既存分野では、令和6年3月の受入れ見込数設定時に算出しており、基本的にはその数値となる(当該分野に係る政府計画において目標の変更等がある場合は変更し得る。)

(F) **受入れ見込数**: 生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人手不足が深刻な分野は外国人を受け入れることから、 $F = C - (D + E)$

今次設定においては、特定技能と育成就労それぞれの受入れ見込数で構成

① 特定技能

- ア 既存分野では、令和6年3月に設定した受入れ見込数が基礎
- イ 新規分野や業務区分等の追加がある分野(追加に係る部分)では、令和8年度から令和10年度までの3年間の受入れ見込数を算出

② 育成就労

- ア 令和9年度から令和10年度までの2年間の受入れ見込数を算出
- イ 技能実習生の受入れがある既存分野では、基本的に、基準時点に推計される技能実習生数は育成就労での受入れに替わると想定(経過措置により技能実習で入国・在留する者は含まない。)

※分野の特性を踏まえ、特定技能・育成就労の構成比を調整する場合あり。



◇ 第8回(2025.10.6)

- ▶ 10月6日、出入国在留管理庁は「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」を開催した。
- ▶ 今回は、これまでの有識者会議のフォローアップについてのほか、前回から引き続き「特定技能制度及び育成就労制度の上乗せ基準等(案)」「育成就労制度における本人意向による転籍の制限(案)」について協議が行われた。

10. 予算

<法改正等>

令和 8 年度予算案閣議決定(2025.12.26)

- ▶ 12月26日に、令和8年度予算案が閣議決定された。
- ▶ 総額 122兆3,092億円。
- ▶ 厚生労働省分は、35兆433億円。厚労省の予算案の主なポイントは以下のとおり。

令和 8 年度厚生労働省予算案における重点事項

「労働供給制約社会」へ本格的に突入するとともに、日本経済が新たなステージに移行しつつあることが明確になる中で、
○社会構造の変化に対応した保健・医療・介護の構築や、包摂的な地域共生社会の実現等
○物価上昇を上回る賃上げの普及・定着に向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進
について、以下を柱に予算措置を行い、安心と活力ある暮らしの実現を目指す。

I. 社会の構造変化に対応した保健・医療・介護の構築

- <医療・介護・障害福祉分野の賃上げ・経営の安定・人材確保等>
 - 診療報酬改定 +3.09%、薬価等改定 ▲0.87%
 - 介護報酬改定 +2.03%
 - 障害福祉サービス等報酬改定 +1.84%
- <地域医療・介護の提供体制の確保>
 - 質が高く効率的な医療提供体制の確保
 - 救急・災害医療提供体制の確保
 - 小児・周産期医療提供体制の確保
 - 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進
- <創薬力等強化に向けた医薬品・医療機器等のイノベーションの推進、安定供給や品質・安全性の確保等>
 - 研究開発環境の整備、創薬シーズ・医療機器の実用化支援
 - 研究開発によるイノベーションの推進
 - 医薬品等の安定供給の推進
 - 医薬品等の品質確保・安全対策の推進、薬物対策
- <医療・介護分野におけるDXの推進、「攻めの予防医療」の推進等>
 - 医療・介護分野におけるDXの推進
 - 歯科保健医療・栄養対策・リハビリテーションの推進
 - がん対策、循環器病対策等の推進
 - 重症化を含む予防施策の推進、女性の健康づくり
- <難病・移植医療・肝炎対策の推進等>
- <感染症対策の体制強化、国際保健への戦略的取組等>
- <安定的で持続可能な医療保険制度の運営確保>

II. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着に向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

- <賃上げ支援、非正規雇用労働者への支援>
 - 中小・小規模企業等に対する賃上げ支援、非正規雇用労働者への支援
- <リ・スキリング、ジョブ型人事、労働移動の円滑化の推進>
 - リ・スキリングによる能力向上支援、ジョブ型人事指針の周知、成長分野等への労働移動の円滑化
- <人材確保の支援>
 - 深刻化する人手不足への対応
- <多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組等>
 - 就職氷河期世代、障害者や高齢者等多様な人材の活躍促進
 - 多様な働き方の実現に向けた環境整備、仕事と育児・介護の両立支援、ワーク・ライフ・バランスの促進
 - ハラスメント対策の推進、安心安全な職場環境の実現
 - フリーランスの就業環境の整備
- <女性の活躍促進>
 - 男女間賃金差異の解消、女性管理職比率の向上に向けた取組の推進
 - 子育て中の女性等に対する就職支援の実施
 - 女性の健康課題に取り組む事業主への支援

III. 包摂的な地域共生社会の実現等

- <地域共生社会の実現等>
 - 生活困窮者自立支援等の推進
 - 生活保護制度の着実な推進
 - 障害者支援の促進、依存症対策の推進
 - 成年後見制度の適正な利用の推進
 - 相談支援・地域づくり等による包括的な支援体制の整備
 - 困難な問題を抱える女性への支援の推進
 - 自殺総合対策、ひきこもり支援の推進
- <安心できる年金制度の確立>
- <戦没者の慰霊・戦没者遺族等の援護の推進>
- <被災者・被災施設の支援等>

令和8年度 厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

I. 社会の構造変化に対応した保健・医療・介護の構築

医療・介護・障害福祉分野の員上げ・経営の安定・人材確保等

○診療報酬・薬価等改定

令和7年度補正予算における「医療・介護等支援パッケージ」による措置に引き続き、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）及び「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）に基づき、施設類型ごとの費用構造や経営実態を踏まえて経営の改善や従事者の処遇改善につながる的確な対応を行う。

(1) 診療報酬 +3.09%(令和8・9年度の2年度平均)
令和8年度 +2.41%、令和9年度 +3.77%

- ※1 うち、賃上げ分 +1.70%(令和8年度 +1.23%、令和9年度 +2.18%)
 医療現場での生産性向上の取組と併せ、令和8・9年度において、それぞれ+3.2%分のベースアップ実現を支援するための措置（看護補助者・事務職員についてはそれぞれ5.7%）を講じる。
 賃上げ対応拡充時の特例的な対応+0.28%を含む。
- ※2 うち、物価対応分 +0.76%(令和8年度 +0.55%、令和9年度 +0.97%)
 高度機能医療を担う病院（大学病院を含む。）への物価対応本格導入時の特例的な対応+0.14%を含む。
- ※3 うち、食費・光熱水費分 +0.09%
- ※4 うち、令和6年度診療報酬改定以降の経営環境の悪化を踏まえた緊急対応分 +0.44%
 配分に当たっては、令和7年度補正予算の効果を減じることのないよう、施設類型ごとのメリハリを維持する。
- ※5 うち、後発医薬品への置換の進展を踏まえた処方や調剤に係る評価の適正化、実態を踏まえた在宅医療・訪問看護関係の評価の適正化、長期処方・リフィル処方取組強化等による効率化 ▲0.15%
- ※6 うち、※1～5を除く改定分 +0.25%
 各科改定率 医科 +0.28%、歯科 +0.31%、調剤 +0.08%

* 実際の経済・物価の動向が令和8年度診療報酬改定時の見通しから大きく変動し、医療機関等の経営状況に支障が生じた場合には、上記※1～※3（特例的な対応を除く。）について、令和9年度予算編成において加減算を含め更なる必要な調整を行う。

(2) 薬価等 ▲0.87%(薬価 ▲0.86%、材料価格 ▲0.01%)
 イノベーションの推進について、製薬企業の予見可能性を高める観点から、市場拡大再算定の類似品の薬価引下げ（いわゆる共連れ）を廃止し、薬価改定以外の機会も含め、自品の販売額による市場拡大再算定の対象とすることとするほか、要件の明確化を行う。また、医薬品の安定供給の確保の観点から、最低薬価について物価動向を踏まえた対応等を行う。

○介護報酬改定 +2.03%

令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。

- ・ 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施する。
- ・ 生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。
 ※ 合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。
- ・ 介護保険施設等における食費の基準費用額について、1日当たり100円引き上げる（低所得者については、所得区分に応じて、利用者負担を据え置き又は1日当たり30～60円引上げ）。

○障害福祉サービス等報酬改定 +1.84%

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。

- ・ 福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施する。
- ・ 生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円（1.0%）の上乗せ措置をする。
 ※ 合計で、福祉・介護職員について、最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.6万円込み）が実現する措置。

医療機関や薬局、介護施設等における経営の改善及び従事者の処遇改善については、令和7年度補正予算において、「医療・介護等支援パッケージ」を緊急措置した。

- ・ 医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援
- ・ 施設整備の促進に対する支援
- ・ 福祉医療機構による優遇融資等の実施
- ・ 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善に対する支援
- ・ 介護事業所・施設のサービス継続に対する支援
- ・ 障害福祉分野における賃上げに対する支援

（ ）内は令和7年度当初予算額、（ ）は令和7年度補正予算に計上された事項。以下同じ。

I. 社会の構造変化に対応した保健・医療・介護の構築

地域医療・介護の提供体制の確保

○質が高く効率的な医療提供体制の確保 843億円（777億円）

- 新たな地域医療構想の推進、勤務医の働き方改革の推進、在宅医療の推進等のための地域医療介護総合確保基金等による支援
 - 医師偏在対策の推進、医療従事者の働き方改革の推進
 - 人生会議（ACP）の普及・啓発活動の更なる推進
 - 特定行為研修の推進、多様なニーズに合わせた看護師の養成等による看護師確保の推進
 - 薬局機能の見える化の推進、薬局機能及び薬剤師サービスの高度化 等
- ・ 生産性向上に対する支援【医療・介護等支援パッケージ】
 ・ 病床数の適正化に対する支援【医療・介護等支援パッケージ】
 ・ 医師偏在是正に向けたリカレント教育の実施や医師マッチングへの支援等
 ・ 特定行為研修修了者の養成・ナースセンターの活用等による看護師確保の推進

○救急・災害医療提供体制の確保 118億円（115億円）

- ドクターヘリの活用による救急医療体制の確保
 - 医療施設等の防災・減災対策、DMAT・DPAT等の体制整備等による災害に備えた危機管理体制強化 等
- ・ ドクターヘリの運航維持、国民保護事案発生時等における救急・災害医療体制の確保

○小児・周産期医療提供体制の確保 20億円（4.2億円）

- 周産期母子医療センター等への支援
 - 地域における小児医療の機能強化と医療連携体制の構築 等
- ・ 出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科への支援【医療・介護等支援パッケージ】
 ・ 周産期医療の連携体制、希望に応じて安全な無痛分娩が選択できる体制の構築

○地域包括ケアシステムの更なる深化・推進 2,357億円（2,417億円）

- 地域医療介護総合確保基金等による地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備や介護従事者の確保支援
- 地域の多様な主体による柔軟なサービス提供を通じた介護予防の取組の推進と高齢者を地域で支えていく体制の構築支援
- 保険者機能の一層の推進に向けたインセンティブの強化
- 介護職員等処遇改善加算の取得支援
- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」等に基づいた認知症施策の推進
- 介護施設等の防災・減災対策の推進 等

- ・ 訪問介護・ケアマネジメントの提供体制確保に対する支援【医療・介護等支援パッケージ】
- ・ 社会福祉法人の連携・協働の推進【医療・介護等支援パッケージ】
- ・ 介護支援専門員の確保・資質向上や介護人材の確保・育成、定着に向けた取組支援
- ・ 自治体の認知症施策推進計画の策定支援等

Ⅲ. 包摂的な地域共生社会の実現等

地域共生社会の実現等

- 生活困窮者自立支援等の推進 **898億円 (833億円)**
 - ▶ 自立相談支援事業における住まい支援等の推進、就職氷河期世代を含む就労訓練事業の普及促進
 - ▶ 子どもの学習・生活支援事業等の推進 等
 - ・生活困窮者等に対する自立支援の機能強化
- 生活保護制度の着実な推進 **85億円 (89億円)**
 - ▶ 生活保護受給者の適正受診・健康管理の推進
 - ▶ 生活保護業務を担う福祉事務所の適切な体制確保
 - * 臨時・特例的に生活扶助基準に上乗せしている特例加算について、1,000円引上げ(令和8年10月～:1人当たり月額2,500円)
 - ・平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応
 - ・ケースワーカーの業務負担軽減の推進、デジタル技術の活用等
- 障害者支援の促進、依存症対策の推進 **1兆8,720億円 (1兆7,113億円)**
 - ▶ 障害福祉サービス事業所等の整備の推進
 - ▶ 重度障害者等の通勤や職場等における支援の推進
 - ▶ 地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援の推進
 - ▶ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進
 - ▶ 地域における依存症対策の支援体制整備、調査研究推進、民間団体支援 等
- 成年後見制度の適正な利用の推進 **46億円 (48億円)**
 - ▶ 都道府県・市町村・中核機関による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進 等
 - ・成年後見制度と権利擁護支援等の連携強化
- 相談支援・地域づくり等による包摂的な支援体制の整備 **1,015億円 (885億円)**
 - ▶ 生活困窮者自立支援制度を軸とした包摂的な支援体制の整備
 - ▶ 過疎地域等における既存の相談支援・地域づくり事業の機能集約 等

- ・地域との連携・協働を図るモデル事業の実施による互助機能の強化
- ・DWATの養成等による災害時の福祉支援体制の強化
- 困難な問題を抱える女性への支援の推進 **52億円 (51億円)**
 - ▶ 官民協働等による自立支援のための就職支援等の推進
 - ・困難な問題を抱える女性の地域移行支援の推進
- 自殺総合対策、ひきこもり支援の推進 **58億円 (58億円)**
 - ▶ 地域の実情に応じた継続的な自殺防止対策、民間団体への支援を通じた全国的な自殺防止対策、子ども・若者の自殺危機対応チームによる支援の推進
 - ▶ 地方自治体における広域連携等を通じたひきこもり相談支援の取組の推進 等
 - ・自殺対策の強化
- 安心できる年金制度の確立 13兆8,231億円 (13兆6,129億円)**
- 持続可能で安心できる年金制度の運営
- 戦没者の慰霊・戦没者遺族等の援護の推進**
- 遺骨収集等の計画的実施、遺骨の鑑定等に関する体制整備 **34億円 (33億円)**
- 戦没者の慰霊・戦争体験者の記憶継承 **12億円 (11億円)**
 - ・地域における戦没者の慰霊・戦争体験者の記憶継承の推進
- 被災者・被災施設の支援等 129億円 (114億円)**
- 被災者・被災施設の支援、雇用の確保、原子力災害からの復興への支援等
 - ・災害からの復旧・復興に対する支援、医療施設等の耐災害性強化 等

▶ こども家庭庁分は、7兆4,956億円。こども家庭庁の予算案のポイントは以下のとおり。

令和8年度 こども家庭庁予算案の主なポイント

○…補正予算額
○-○…主要施策集に対応

1. 「こどもまんなか社会」に向けた基本政策の推進 **6,585億円**

(6,534億円)

(1) 企業等と連携したこども・若者のための社会環境の変革 **7億円(2億円)** (3) こどもの育ちを支える基礎的な支援 **6,568億円(6,532億円)**

○「こどもとともに成長する企業」構想の推進等 [1-1] **7億円(2億円)**

○ 社会の気運醸成に向けた民間主導の取組支援 [2億円]

○ 多子世帯を含めた大学授業料減免等の着実な実施 **6,567億円(6,532億円)**

○ こども政策に関するEBPM推進体制の強化 **0.1億円(-1億円)**

※ こども未来戦略により拡充された児童手当の確実な支給のため、2兆973億円を計上

(2) 全国どの地域でもこどもが健やかに育つ社会の実現 **10億円(-1億円)**

○ 地域こども政策推進事業の創設 等 [1-2] **10億円(-1億円)**

[3,677億円]

○ 物価高に対応した子育て世帯への強力な支援(物価高対応子育て応援手当)

2. 若年世代等が希望する将来設計を追求できる社会の構築 **1兆3,877億円**

(1兆3,486億円)

(1) 若者政策の推進 **34億円(38億円)**

- 若年世代とのつながり・居場所づくりの推進 **7億円(9億円)**
- 虐待や貧困などに直面する学生等へのアウトリーチ支援 **3億円(3億円)**
- 若年世代の将来設計の可能性の最大化 **11億円(11億円)**

○ プレコンセプションケアの推進等 [2-1] 等 **12億円(12億円)**

- ・プレコンセプションケア推進のための体制強化
- ・不妊治療等のアクセス支援 等

○ 若者10万人の総合調査 ○ 地域少子化対策重点推進交付金 [90億円]

○ 地域における若者支援強化のためのコーディネート事業

○ 卵子凍結モデル事業による環境整備

(2) 仕事と子育ての両立への支援 **1兆3,843億円(1兆3,448億円)**

○ 自営業・パート・フリーランス・農家等の育児中の国民年金保険料免除 [2-2] **152億円(-1億円)**

- 病児保育の充実 [2-3] **149億円(113億円)**
- 放課後児童クラブ事業の拡充 [2-4] **1,361億円(1,261億円)**
- 企業主導型保育・ベビーシッター利用者支援事業 [2-5] **2,428億円(2,347億円)**
- 手取り10割相当の育休給付、育児時短給付 **9,649億円(9,648億円)** 等
 - 企業等の活力を活かした小学生の預かり機能の構築 [16億円]
 - 安全で質の高いベビーシッターの利用促進
 - 入院中のこどもの家族の付添い等の環境改善

3. 多様で質の高い育ちの環境の提供等 **2兆776億円**

(1兆9,706億円)

(1) 多様で質の高い育ちの環境の提供 **2兆613億円(1兆9,673億円)**

- 保育士等の処遇改善 [3-1] **+858億円**
- こども誰でも通園制度の全国展開 **349億円(126億円)**
- 認可外保育施設等の利用料に係る給付上限額の引き上げ [3-2] **+37億円**
- 3歳児に係る保育士等の配置基準の完全実施(R10年度から) [3-3]
- 保育士等のミドルリーダーによる地域の保育の質の向上 [3-4] **1億円(-1億円)**
- 第三者評価による保育の質の向上や「見える化」の推進等 **2億円(2億円)**
- 保育士・保育所支援センターの推進 **5億円(5億円)** 等
 - 保育人材の確保 ○ 「はじめての100か月の育ちビジョン」の推進 [131億円]
 - 保育所等における物価高対応のための支援

(2) こどもの安心・安全 **163億円(33億円)**

- こども性暴力防止法の円滑な施行 [3-5] **27億円(-1億円)**
- 保育所等における虐待防止対策 [3-6] **2億円(-1億円)**
- こどものためのショートステイトワイライステイの強化 等 [3-7] **12億円(7億円)**
 - こども性暴力防止法関連システム開発等の施行準備 [41億円]
 - 保育所等における性被害防止対策
 - こどものためのショートステイトワイライステイの受け皿拡充

令和8年度 こども家庭庁予算案の主なポイント

○…修正予算額
○…主要施策集に対応

4. 地域の多様な主体が連携したこども・若者支援システムの構築

9,984億円

(9,696億円)

(1) 支援ニーズを見逃さないコンタクトポイント・相談体制の構築 (2) 支援ニーズを抱えるこども・若者への支援 8,735億円(8,363億円)

【妊娠・出産・乳幼児】

1,248億円(1,332億円)

- 妊婦等への支援給付と相談支援、産婦健診等 873億円(929億円)
- 出産直後の母子の心身ケアや育児サポート、乳児全戸訪問等 100億円(89億円)

【こども・若者】

- こども家庭センターによる総合的な相談支援 [4-1] 245億円(295億円)
- ひとり親家庭への相談支援体制の更なる強化 9億円(6億円)
- こどもの自殺の要因分析、ICTやAIの活用も見据えた新たな自殺対策の検討等 [4-2] 2億円(1億円) 等 [4-3]

- 妊娠・出産・乳幼児期の悩みやリスク等の早期発見・相談等 [75億円]
 - ・ 1か月児・5歳児健診の支援
 - ・ 新生児マススクリーニング検査実証事業
- 支援ニーズをまるごと受け止める包括的なシステムの構築
 - ・ 地域ネットワーク構築によるこども支援
 - ・ こども家庭センターの設置・機能強化
- 虐待防止対策の強化(こども・若者支援人材バンクの創設等)
- ヤングケアラーへの食支援を通じた実態把握
- ひとり親家庭のためのワンストップ相談体制の強化
- こどもの自殺対策の強化
 - ・ 法定協議会の効果的な運営に向けたモデル事業

【ひとり親・貧困家庭】

- 物価高に対応したひとり親・貧困家庭のこどもへの集中的な食事等支援の創設 [4-4] 11億円(一億円)
- ひとり親家庭等のこどもの体験機会・学習支援の大幅な拡充 [4-5] 36億円(18億円)
- ひとり親家庭の収入増に向けた就業と養育費確保への支援 等 119億円(125億円)

- ひとり親の収入増に向けた就業支援の強化 [20億円]
- 物価高に対応したこどもの貧困・ひとり親家庭等への緊急的な支援
 - ・ 重点支援地方交付金を活用したひとり親家庭等への給付金等の支援の促進
 - ・ 地域における緊急的な支援と連携した物価高対応集中相談事業
 - ・ ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業

【障害児・医療的ケア児等】

- 障害児等の保育所等におけるインクルージョン(包容)の強化 [4-6]
- 医療的ケア児やその家族への支援の拡充 等 [4-7] 16億円(一億円)[再掲] 53億円(46億円)

【児童虐待・社会的養護】

- 専門性ある児童相談所職員等の処遇の大幅な改善 [4-8] 9億円(4億円)
- 養育環境等に課題を抱える児童等のための包括的な支援 6億円(11億円)
- 家庭養育環境を確保するための里親等委託の推進 [4-9] 10億円(10億円)
- 児童養護施設等の職員の処遇改善 [4-10] +49億円 等

- こどもホスピスへの支援 [265億円]
- 発達に特性のあるこどもへのアセスメント強化・伴走的支援
- 児童虐待防止対策のためのシステム構築
- 共働き家庭里親等への支援、児童養護施設等の職員の処遇改善等
- 児童養護施設等における物価高対応のための支援

5. 人口動態・社会経済の変化を踏まえた持続的なこども政策の展開

334億円

- 人口減少地域での保育提供体制の維持・確保への支援等 6億円(一億円)[再掲] (334億円)

- 施設整備交付金による保育施設等の改築等の支援、こどもDXの着実な推進 334億円(334億円) 等

- 施設整備交付金による保育施設等の改築等の支援 ○ 人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業 [392億円]

3

3-1, 4-7, 4-10

改定

保育士や児童養護施設の職員等の処遇改善

保育士等

令和8年度予算案
858億円

5.3% 引き上げ

こども家庭庁発足(令和5年4月)以降、
保育士等の処遇を21.2%の引き上げ

児童養護施設等の職員

令和8年度予算案
49億円

4.9% 引き上げ

障害児支援 事業所等の職員

令和8年度予算案
86億円

最大1.9万円/月(6.3%)
の引き上げ (※定期昇給込み)

- ▶ 内閣府防災・内閣官房防災庁設置準備室
- ▶ 内閣府防災は、防災庁(仮称)の令和8年中の設置を見据え、関連費用として202億円を計上した。防災庁の設置に向け、事前防災の徹底や災害対応力の強化を図るとともに、防災庁の設置および施策の実施体制の整備等に必要な予算を確保し、防災体制の抜本的強化を図る。
- ▶ 地方自治体の対策を支援する「防災力強化総合交付金」の新設(35億円)等が計上されている。

防災庁(仮称)設置に向けた予算確保の方向性

- 令和8年中の防災庁(仮称)設置に向け、事前防災の徹底や災害対応力の強化等を図るとともに、防災庁(仮称)の設置及び施策の実施体制の整備等に必要な予算を確保し、防災体制の抜本的強化を図る。
- 既に措置された令和7年度補正予算(122億円)も併せて活用し、防災体制の充実・強化を更に加速化する。

令和8年度当初予算案

[内閣府防災担当・防災庁(仮称)予算]

合計202億円 (前年度: 146億円)

○防災対策の充実・司令塔機能の強化

- ・**防災力強化総合交付金** 35億円 (新規)
[シミュレーションに基づく災害リスク評価を通じた防災計画の見直し、資機材や運用体制など、地方自治体への防災対策支援の抜本的強化]
- ・**事前防災対策総合推進費** 17億円 (前年度17億円)
[防災技術の開発・実装など各省連携による事前防災対策の推進]

上記のほか、以下のような防災対策の充実を推進。

- ◇大規模災害対策の推進
- ◇避難生活環境の抜本的改善
- ◇被災者支援体制強化
- ◇産官学民連携体制の構築
- ◇防災教育、人材育成の推進
- ◇防災DXの推進
- ◇国際防災協力、防災産業の海外展開 など

○防災庁(仮称)の設置・運営等に必要な経費

- ・**防災庁(仮称)関係経費** 45億円 (新規)
[設置・運営に必要な準備経費、人件費、運営経費等]

令和7年度補正予算

[内閣府防災担当・準備室予算]

合計122億円

(主要事項)

- ・プッシュ型支援物資の分散備蓄の充実 (6.5億円)
- ・大規模地震に係る地域ごとの分野横断的な災害リスク評価 (0.3億円)
- ・防災情報システムの効果的な利活用促進業務 (5.5億円)
- ・船舶を活用した医療提供体制にかかる資器材等の整備 (6.9億円)
- ・被災者生活再建支援金等 (47.8億円、※義務的経費)
- ・新総合防災情報システムの整備 (16.2億円、デジタル庁一括計上) など

[地域未来交付金]

- ・地域防災緊急整備型 (1,000億円の内数)



防災庁(仮称)の設置に向けた災害対応力の抜本的強化(主要事項)

(令和8年度当初予算案及び令和7年度補正予算)

【8年度当初予算案: 202億円(146億円)】
【7年度補正予算: 122億円】

1. 一貫した災害対応の司令塔機能の確立

○防災力強化総合交付金 35億円(新規)

- ・シミュレーションに基づく災害リスク評価を通じた実効性の高い防災計画への見直し、防災・減災に必要な資機材や運用体制の整備など、地方自治体の防災対策に対する国の支援を抜本的に強化する新たな交付金を創設。



緊急メール(トレカール) 被害想定イメージ

○事前防災対策総合推進費 17億円(17億円)

- ・防災技術の開発・実装や各省連携等による事前防災対策の推進。



2. 事前防災の徹底・災害対応力の充実強化

(注) *は7年度補正予算を含む

(1) モレ・ムラのない被災者支援の実現

- プッシュ型支援の備蓄物資の分散備蓄の充実** 6.5億円*
・新たな分散備蓄拠点の追加整備及び冷暖房機器など備蓄物資・資機材の充実。



災害ボランティアの例

- 船舶活用医療に関する資器材等の整備** 6.9億円*
・船舶活用医療の提供に必要な資器材等を分散備蓄する。



船舶の車両甲板で使用するエフェクト

(2) 産官学民連携体制の強化

- 官民連携による被災者支援のネットワークの構築** 4.4億円*
・NPO等の登録・管理データベースの整備・運用、災害中間支援組織の機能強化、団体登録制度の周知等の普及啓発を実施する。



NPO等による災害の例(仮想図)

(3) 防災人材育成や訓練、防災教育の推進

- 地方自治体と連携した訓練・研修の拡充** 3.9億円(3.9億円)
・地方自治体と連携した地震・津波防災訓練等の実施や自治体職員向けの研修の拡充。



地震・津波防災訓練

(4) デジタル防災技術の徹底活用(防災DX)

- 防災情報システムの効果的な利活用促進** 5.5億円*
・新物資システム(B-PLo)の操作研修や現地訓練、新総合防災情報システム(SOBO-WEB)の実践的な訓練の普及促進等。
- 災害画像の集約等による初動対応の充実** 1.1億円(新規)
・災害時の空撮画像を集約・解析し、被害の全体像を迅速に共有。



SOBO-WEBのイメージ



被害の全体像と現場の写真を統合表示

(5) 防災技術の開発・実装、国際展開

- 国際防災協力・防災産業の海外展開** 3.7億円(3.4億円)
・防災産業の海外展開支援の充実とともに、2027年秋のアジア太平洋防災閣僚級会議(日本開催)に向けた企画・検討を実施。



海外展示会における防災技術のプレゼンテーション

- 防災庁(仮称)関係経費** 44.8億円(新規) ・防災庁(仮称)の設置・運営に必要な準備経費、人件費、運営経費等。

令和7年度補正予算成立(2025.12.24)

- ▶ 令和7年12月24日、政府は、令和8年度予算編成に向けた片山財務大臣と上野厚生労働大臣の大臣折衝の結果を公表した。
- ▶ 主な内容は以下のとおり。

令和7年12月24日
厚生労働省

大臣折衝事項 【抜粋】

2. 診療報酬・薬価等改定

令和8年度診療報酬改定は、当初予算段階から所要の歳出歳入を可能な限り織り込む運営への質的転換を図る観点に立ち、令和7年度補正予算における「医療・介護等支援パッケージ」による措置に引き続き、「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月13日閣議決定)及び「強い経済」を実現する総合経済対策」(令和7年11月21日閣議決定)に基づき、施設類型ごとの費用構造や経営実態を踏まえて経営の改善や従事者の処遇改善につながる的確な対応を行う。あわせて、現役世代の保険料負担の抑制のため、後発医薬品への置換えの進展を踏まえた対応、適切な在宅医療の推進のための対応、調剤報酬の適正化、長期処方・リフィル処方の取組強化などを行う。

具体的には、以下のとおりとし、その際、令和6年度診療報酬改定以降の経営環境の悪化を踏まえた緊急的な対応その他の特例的な措置を図ることとする。

(1) 診療報酬

+3.09% (令和8年度及び令和9年度の2年度平均。令和8年度+2.41% (国費2,348億円程度(令和8年度予算額。以下同じ。))、令和9年度+3.77%)

(注) 令和8年6月施行

※1 うち、賃上げ分+1.70% (令和8年度及び令和9年度の2年度平均。令和8年度+1.23%、令和9年度+2.18%)。

医療現場での生産性向上の取組と併せ、令和8年度及び令和9年度において、それぞれ+3.2%分のベースアップ実現を支援するための措置(看護補助者及び事務職員についてはそれぞれ5.7%)を講じ、施設類型ごとの職員の規模や構成に応じた配分となるよう措置する。

賃上げ分+1.70%のうち+0.28%については、医療機関等の賃上げ余力が足元で乏しくなっている中で、今回の改定から、令和6年度診療報酬改定においてベースアップ評価料の対象とされた職種に加えて、入院基本料等で措置することとされた職種の賃上げについても、後述する賃上げの実効性確保の取組と併せて賃上げ分として措置することとする。踏まえ、医療機関等における賃上げ余力の回復・確保を図りつつ幅広い医療関係職種での賃上げを確実にすべく、賃上げ対応拡充時の特例的な

対応として措置することとし、今後の関係調査等において実績等を検証し、所要の対応を図る。

※2のうち、物価対応分 +0.76% (令和8年度及び令和9年度の2年度平均。令和8年度 +0.55%、令和9年度 +0.97%)。

特に、令和8年度以降の物価上昇への対応としては、+0.62% (令和8年度 +0.41%、令和9年度 +0.82%) を充て、診療報酬に特別な項目を設定することにより対応することとし、それぞれの施設類型ごとの費用関係データに基づき、以下の配分とする。さらに、病院の中でも、その担う医療機能に応じた配分を行う。

病院 +0.49%
医科診療所 +0.10%
歯科診療所 +0.02%
保険薬局 +0.01%

また、我が国経済が新たな「成長型経済」に移行する段階を迎え、賃金と物価がともに緩やかに上昇していくメカニズムが維持されるとの認識の下、今回の改定から本格的な物価対応を講じることとする中で、特に、高度機能医療を担う病院（大学病院を含む。）については、医療技術の高度化等の進展の影響を先行的に受けやすい一方で、汎用性が低く、価格競争原理の働きにくい医療機器等を調達する必要性から物価高の影響を受けやすいこと等を踏まえ、+0.14%を物価対応本格導入時の特例的な対応として措置することとする。今後の関係調査において実績等を検証し、所要の対応を図る。

※3のうち、食費・光熱水費分 +0.09%。

入院時の食費基準額の引上げ（40円/食）（患者負担については、原則40円/食、低所得者については所得区分等に応じて20円～30円/食）及び光熱水費基準額の引上げ（60円/日）（患者負担については、原則60円/日、指定難病患者等については据え置き）の措置を講じることとする。

※4のうち、令和6年度診療報酬改定以降の経営環境の悪化を踏まえた緊急対応分 +0.44%。

配分に当たっては、令和7年度補正予算の効果を減じることのないよう、施設類型ごとのメリハリを維持することとする。

病院 +0.40%
医科診療所 +0.02%
歯科診療所 +0.01%
保険薬局 +0.01%

※5 うち、後発医薬品への置換えの進展を踏まえた処方や調剤に係る評価の適正化、実態を踏まえた在宅医療・訪問看護関係の評価の適正化、長期処方・リフィル処方の取組強化等による効率化 ▲0.15%

※6 うち、※1～5を除く改定分 +0.25%

各科改定率 医科 +0.28%

歯科 +0.31%

調剤 +0.08

令和8年度診療報酬改定について (令和7年12月24日大臣折衝事項)

中医協 総-1
8 . 1 . 9

1. 診療報酬 +3.09% (R8年度及びR9年度の2年度平均。R8年度+2.41%、R9年度+3.77%) (R8年6月施行)

※1 うち、賃上げ分 +1.70% (2年度平均。R8年度+1.23%、R9年度+2.18%)

- ・ 医療現場での生産性向上の取組と併せ、R8・R9にそれぞれ3.2% (看護補助者、事務職員は5.7%) のペアを実現するための措置
- ・ うち、改定率の0.28%分は、医療機関等における賃上げ余力の回復・確保を図りつつ幅広い職種での賃上げを確実にするための特例的な対応

※2 うち、物価対応分 +0.76% (2年度平均。R8年度+0.55%、R9年度+0.97%)

- ・ 特に、R8以降の物価上昇への対応として+0.62% (R8年度+0.41%、R9年度+0.82%) を充て、施設類型ごとの費用関係データ等に基づき配分。(病院+0.49%、医科診療所+0.10%、歯科診療所+0.02%、保険薬局+0.01%)
- ・ また、改定率の0.14%分は、高度医療機能を担う病院 (大学病院を含む) が物価高の影響を受けやすいこと等を踏まえた特例的な対応

※3 うち、食費・光熱水費分 +0.09% (入院時の食費基準額の引上げ (40円/食)、光熱水費基準額の引上げ (60円/日))

- ・ 患者負担の引上げ: 食費は原則40円/食 (低所得者は所得区分等に応じて20~30円/食)、光熱水費は原則60円 (指定難病患者等は据え置き)

※4 うち、R6改定以降の経営環境の悪化を踏まえた緊急対応分 +0.44%

- ・ 配分に当たっては、R7補正予算の効果を減じることのないよう、施設類型ごとのメリハリを維持 (病院+0.40%、医科診療所+0.02%、歯科診療所+0.01%、保険薬局+0.01%)

※5 うち、後発医薬品への置換えの進展を踏まえた処方や調剤に係る評価の適正化、実態を踏まえた在宅医療・訪問看護関係の評価の適正化、長期処方・リフィル処方の取組強化等による効率化 ▲0.15%

※6 うち、※1～5以外分 +0.25% 各科改定率: 医科+0.28%、歯科+0.31%、調剤+0.08%

3. 介護報酬改定

「強い経済」を実現する総合経済対策において、「介護分野の職員の処遇改善については、(中略)他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。

具体的には、政府経済見通し等を踏まえた介護分野の職員の処遇改善、介護サービス事業者の生産性向上や協働化の促進等のため、以下の措置を講じる。なお、これらの措置による改定率は+2.03% (国費+518億円 (令和8年度予算額への影響額)) となる。

- ・ 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円 (3.3%) の賃上げを実現する措置を実施する。
- ・ 生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円 (2.4%) の上乗せ措置を実施する。

※ 合計で、介護職員について最大月1.9万円 (6.3%) の賃上げ (定期昇給0.2万円込み) が実現する措置。

- ・ 上記の措置を実施するため、今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける。また、これまで処遇改善加算の対象外だった、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等について、新たに処遇改善加算を設ける。
- ・ また、令和9年度介護報酬改定を待たずに、介護保険施設等における食費の基準費用額について、1日当たり100円引き上げる（低所得者については、所得区分に応じて、利用者負担を据え置き又は1日当たり30～60円引上げ）。

なお、令和9年度介護報酬改定においては、介護分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保を図る必要があるとの認識のもと、「介護事業経営実態調査」等において、介護サービス事業者の経営状況等について把握した上で、物価や賃金の上昇等を適切に反映するための対応を実施する。同時に、介護保険制度の持続可能性を確保するため、介護給付の効率化・適正化に取り組む必要がある。今般の有料老人ホームに関する制度改正の内容も踏まえつつ、サービスの提供形態に応じた評価の在り方について所要の措置を講じることを検討する。

4. 障害福祉サービス等報酬改定

障害福祉サービス等報酬については、介護報酬と同様に、「強い経済」を実現する総合経済対策」を踏まえ、令和9年度障害福祉サービス等報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。具体的には、介護分野の処遇改善の対応状況も踏まえ、介護分野との収支差率や賃上げの状況の違い等、障害福祉分野における総費用額の伸び等も勘案しつつ、政府経済見通し等を踏まえた障害福祉分野の職員の処遇改善、障害福祉サービス等事業者の生産性向上や協働化の促進のため、以下の措置を講じる。なお、これらの措置による改定率は+1.84%（国費+313億円（令和8年度予算額への影響額））となる。

- ・ 福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施する。
- ・ 生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円（1.0%）の上乗せを措置する。

※ 合計で、福祉・介護職員について、最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.6万円込み）が実現する措置。

- ・ 上記の措置を実施するため、今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから、障害福祉従事者に拡大するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算を設ける。

また、これまで処遇改善加算の対象外だった、計画相談支援、障害児相談

支援及び地域相談支援について、新たに処遇改善加算を設ける。さらに、ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。

- ・ 訪問系サービスにかかる国庫負担基準については、改定内容を踏まえて所要の措置を実施する。

あわせて、障害福祉サービス等の総費用額が急激に伸びている状況や営利法人を中心とする新規参入の増加も一因として障害福祉人材の確保が一層厳しくなっている状況も踏まえつつ、利用者に提供されるサービスの質の確保・向上を図りながら制度の持続可能性を確保する観点から、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」における議論を踏まえ、緊急的な所要の見直しを実施する。

なお、令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に向けては、福祉・介護分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保を図る必要があるとの認識のもと、令和7年度から運用を開始した障害福祉サービス等事業者の経営情報データベースや「障害福祉サービス等経営実態調査」等において、令和6年度改定、令和8年度改定及び令和7年度補正予算で措置した施策や物価や賃金の上昇等が障害福祉サービス事業者の経営状況等に与えた影響について把握する。同時に、利用者数が増加する中で、利用者の特性やニーズの多様化を適切に把握した上で、制度の持続可能性を確保するとともにサービスの質の確保・向上を図る観点から所要の措置を講じるほか、障害福祉分野の処遇改善において、介護分野と比べてベースアップの割合が低いことも踏まえた対応を行うことを検討する。

令和7年度補正予算成立(2025.12.16)

- ▶ 11月28日に、令和7年度補正予算案が閣議決定され、12月16日に参議院本会議で成立した。
- ▶ 総額 18兆3,034億円。
- ▶ 厚生労働省分は、2兆3,252億円で、「医療・介護等支援パッケージ」として1兆3,649億円を計上。介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善に対する支援に1,920億円を計上した。
 - 介護従事者に対して幅広く月1万円の賃上げ支援を実施し、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に対して月0.5万円を上乗せ。
 - 併せて、介護職員の職場環境改善を支援。人件費に充てた場合、介護職員に対して月0.4万円の賃上げに相当。
 - 障害福祉分野は、障害福祉従事者に対する幅広い賃上げ支援として、439億円を計上。
- ▶ こども家庭庁分は、6,479億円。
 - 保育士等の処遇改善に844億円(公定価格上の人件費を5.3%改善)
 - 児童養護施設等の職員の処遇改善に233億円(児童養護施設等職員は4.9%引上げ)

▶ 1. 厚労省の補正予算案のポイント

令和7年度 厚生労働省補正予算案のポイント

追加額 2兆3,252億円

※労働保険特別会計10億円を含む。※四捨五入により、計数の合計が一致しないものがある

I. 「医療・介護等支援パッケージ」 1兆3,649億円 (医療 1兆3,648億円 介護等 3,281億円) ○ 医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援 5,341億円 ○ 施設整備の促進に対する支援 462億円 ○ 福祉医療機構による優遇融資等の実施 804億円 ○ 生産性向上に対する支援 200億円 ○ 病床数の適正化に対する支援 3,490億円 ○ 出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科への支援 72億円 ○ 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善に対する支援 1,920億円 ○ 介護事業所・施設のサービス継続に対する支援 510億円 ○ 介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等に対する支援 220億円 ○ 訪問介護・ケアマネジメントの提供体制確保に対する支援 71億円 ○ 障害福祉分野における賃上げ・テクノロジー導入等に対する支援 453億円 ○ 福祉医療機構による優遇融資の実施、社会福祉法人の連携・協働の推進 106億円 ○ 医療・介護分野等へのマッチング支援の強化のためのハローワークの体制整備 0.5億円	IV. 創業力強化に向けたイノベーションの推進、医薬品等の安定供給確保や品質・安全性の確保等 1,527億円 ○ 革新的医薬品等実用化支援基金の造成による創業環境の整備 241億円 ○ 後発医薬品製造基盤整備基金の造成による後発医薬品企業の品目統合等に向けた設備投資等の支援 844億円 ○ 医薬品卸業者に対する継続的な安定供給のための支援 63億円 ○ ファースト・イン・ヒューマン (FIH) 試験実施体制の整備 12億円 ○ 再生医療等の臨床研究支援等に係る基盤の体制整備・強化 3.0億円 ○ がん・難病の全ゲノム解析における情報基盤の構築、研究の推進 115億円 ○ 革新的医療機器の創出に向けた産業振興拠点の強化 7.6億円 ○ AIを活用した創業に向けたプラットフォームの整備 7.5億円 ○ 臨床研究中核病院における国際水準の治験・臨床試験対応能力の強化 22億円 ○ 抗菌薬等や人工呼吸器の国内在庫の確保等に向けた体制整備への支援 41億円 ○ 海外依存度の高い原薬等の供給リスク低減に向けた支援 4.7億円 ○ バイオ後続品の国内生産体制整備計画に対する支援 79億円 ○ 血漿分画製剤の確保対策 8.5億円 ○ 薬剤師等を活用した市販薬の濫用防止対策の推進、薬物対策 4.1億円等
II. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着に向けた支援等 360億円 ○ 最低賃金引上げに対応した業務改善助成金による中小企業等の賃上げ支援 352億円 ○ 生活衛生関係事業者の物価高騰への対応に向けた価格転嫁の取組支援等 6.9億円 ○ 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の実施 0.5億円	V. 次なる感染症危機等に備えた体制強化、国際保健への戦略的取組等 627億円 ○ 国立健康危機管理研究機構の機能強化 42億円 ○ プレパレンデミックフクツク、感染症危機対応医薬品等 (MCM) の確保等 85億円 ○ CBRNEテロ対策として必要な医薬品の備蓄強化 1.1億円 ○ 関係国際機関等への拠出を通じたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 等の推進 319億円等
III. 医療・介護の確保、DXの推進、「取組の予防医療」の推進等 2,277億円 ○ 医師層在任正に合わせたリカレント教育の実施や医師のマッチングへの支援等 3.1億円 ○ 特定行為研修者の養成・ナースセンターの活用等による看護師確保の推進 4.3億円 ○ ドクターヘリの運航維持、国民保護事業発生時等における救急・災害医療体制の確保 24億円 ○ 周産期医療の連携体制、希望に応じて安全な無痛分娩が選択できる体制の構築 6.0億円 ○ 介護支援専門員の確保・資質向上や介護人材の確保・育成、定着に向けた取組支援 55億円 ○ マイナ保険証の利用促進に向けた取組 224億円 ○ 全国医療情報プラットフォームにおける、電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋、公費負担医療制度等のオンライン資格確認、予防接種のデジタル化等の推進 290億円 ○ 診療報酬改定DXの取組の推進 42億円 ○ 自治体検診における医療機関等との連携の推進 28億円 ○ 医療安全の向上・物流DXの推進に資する医薬品・医療機器等製品データベース構築 5.1億円 ○ 医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化 15億円 ○ 整合的かつ効率的な審査支払機能の運用に向けた国保総合システムの改修 20億円 ○ 介護情報基盤の整備や介護テクノロジー開発企業等への支援等に向けた取組の強化 224億円 ○ 生涯を通じた歯科健診を行う環境整備の推進 8.8億円 ○ 科学的根拠に基づくがん検診の受診率向上に向けた取組の推進 5.4億円 ○ 女性の健康総合センターを中心とした女性特有の健康課題への対応の推進 18億円 ○ 実績のある移植実施施設への支援等による移植医療対策の推進 13億円等	VI. 包括的な地域共生社会の実現等 4,683億円 ○ 自治体の認知症施策推進計画の策定支援等 5.0億円 ○ 生活困窮者等に対する自立支援の機能強化 54億円 ○ 平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応 1,475億円 ○ ケースワーカーの業務負担軽減の推進、デジタル技術の活用等 34億円 ○ 成年後見制度と権利擁護支援等の連携強化 9.8億円 ○ 地域との連携・協働を図るモデル事業による互助機能の強化 3.5億円 ○ シルバー人材センターによる高齢者就業機会確保に向けた体制整備支援 3.1億円 ○ 自殺対策の強化、困難な問題を抱える女性の地域移行支援の推進 22億円 ○ 地域における戦没者の慰霊・戦争体験者の記憶継承の推進 0.9億円 ○ 災害からの復旧・復興に対する支援、医療施設等の耐災害性強化 327億円 ○ DWATの養成等による災害時の福祉支援体制の強化 3.7億円 ○ B型肝炎訴訟の給付金等の支給 1,198億円等

1.1 介護、障害の処遇改善

【「医療・介護等支援パッケージ」(介護分野)】

施策名: 医療・介護等支援パッケージ(介護分野)

令和7年度補正予算案 2,721億円

① 施策の目的

- 国民のいのちと暮らしを守り、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備するため、「医療・介護等支援パッケージ」を緊急措置する。
- 介護分野においては、
 - ・ 他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う。
 - ・ 介護事業所・施設が、物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続するための支援等を行う。
 - ・ ICT等のテクノロジーの導入や経営の協働化、訪問介護・ケアマネジメントの提供体制の確保に向けた取組を支援する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○	○					○			

③ 施策の概要

<p>ア 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護従事者に対して幅広く月1万円の賃上げ支援を実施し、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に対して月0.5万円を上乗せ。 ・ 併せて、介護職員の職場環境改善を支援。人件費に充てた場合、介護職員に対して月0.4万円の賃上げに相当。 <p>※いずれも半年分</p> <p style="text-align: right;">1,920億円</p>	<p>イ 介護事業所・施設のサービス継続支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、訪問系サービスの訪問・送迎に必要な経費、災害発生時に必要な設備・備品、介護保険施設の食品の購入費等を支援。 <p>※この他、施設の大規模修繕等に対する支援を実施</p> <p style="text-align: right;">510億円</p>
<p>ウ 介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護記録ソフト等の介護テクノロジーの導入・定着や、経営の協働化、経営改善を支援するとともに、これらの支援を行う都道府県相談窓口等の機能強化を図り、伴走支援を充実。 <p style="text-align: right;">220億円</p>	<p>エ 訪問介護・ケアマネジメントの提供体制確保支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経験年数が短いホームヘルパーへの同行支援や、中山間地域等における通所介護事業所の訪問機能追加、訪問介護事業所のサテライト(出張所)の設置、居宅介護支援(ケアマネ)事業所の人材確保、シャドウワーク等の業務負担軽減、協働化等を支援。 <p style="text-align: right;">71億円</p>

④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

「医療・介護等支援パッケージ」の実施により、介護分野において、必要な人材確保、円滑なサービス継続、効率的かつ安定的な介護サービス提供が可能となる。

**施策名:ア 介護分野における物価上昇・賃上げ等に対する支援
(介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業)**

令和7年度補正予算案 1,920億円

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

- 介護分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差がある状況。
- 介護分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う。支援については、持続的な賃上げを実現する観点を踏まえて実施する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○	○								

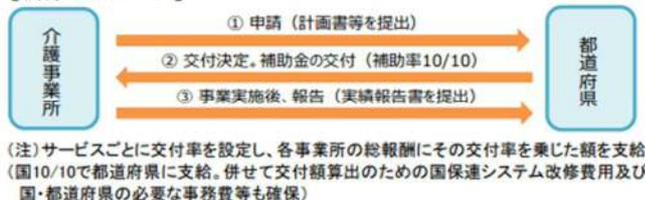
③ 施策の概要

- ① 介護従事者に対して幅広く賃上げ支援(※1)を実施。
 - ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者(※2)の介護職員に対して賃上げ支援を上乗せ。
 - ③ 併せて、介護職員について、職場環境改善に取り組む事業者(※3)を支援(介護職員等の人件費に充てることも可能)。
- (※1) 処遇改善加算の対象サービスについては加算取得事業者、対象外サービス(訪問看護、訪問リハ、ケアマネ等)については処遇改善加算に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業者が対象。
- (※2) 処遇改善加算の取得に加え、以下の要件を満たす事業者。
ア) 訪問、通所サービス等
→ ケアプランデータ連携システムに加入(又は見込み)等。
イ) 施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等
→ 生産性向上加算Ⅰ又はⅡを取得(又は見込み)等。
- (※3) 処遇改善加算を取得の上、職場環境等要件の更なる充足等に向けて、職場環境改善を計画し実施する事業者(要件は、令和6年度補正予算の「介護人材確保・職場環境改善等事業」と同様)。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- (1) 支給要件・金額
- ① 介護従事者に対する幅広い賃上げ支援 1.0万円
 - ② 協働化等に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せ 0.5万円
 - ③ 介護職員の職場環境改善の支援
※人件費に充てた場合、介護職員に対する0.4万円の賃上げに相当
- (2) 対象期間: 令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額を支給

【執行のイメージ】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援を実施することで、介護サービス提供に必要な人材確保につながる。

令和7年度補正予算案 453億円

※障害児支援分(こども家庭庁計上)を含めた場合は637億円

施策名:医療・介護等支援パッケージ(障害福祉分野)

① 施策の目的

- 障害福祉分野の人材確保が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行う。
- ロボットやICT等のテクノロジーの導入を支援する。
- 人材確保や生産性向上等に取り組む障害福祉サービス事業所に対するワンストップ型の支援体制を確保する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

ア 障害福祉分野における賃上げに対する支援

- ・ 足下の賃上げの状況等を踏まえ、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における対応の一部の前倒しとして、障害福祉従事者に対する幅広い賃上げ支援

439億円

※この他、障害児支援人材の賃上げ支援として183億円(こども家庭庁計上)

イ 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業

- ・ 障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化に向けた、ロボットやICT等のテクノロジーの導入の支援

6.0億円

ウ 障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート促進事業(都道府県等実施分)

- ・ 人材確保や生産性向上等に取り組む障害福祉サービス等事業所に対するワンストップ型の支援体制の確保

5.6億円

エ 障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート拠点整備事業(国実施分)

- ・ 都道府県レベルでの総合的な支援体制の整備を促すとともに、生産性向上に係る効果的な取組・手法の全国展開

3.3億円

④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 障害福祉分野の職員の賃上げや人材確保・生産性向上の支援等を行うことで、障害福祉サービスの提供に必要な介護人材確保に繋がる。

施策名:ア 障害福祉分野における賃上げに対する支援

① 施策の目的

- 障害福祉分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、福祉・介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差がある状況。
- 障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

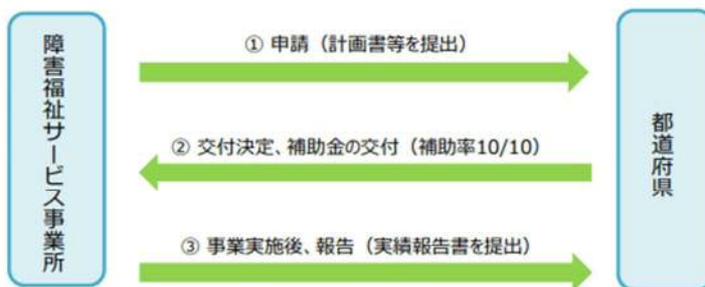
③ 施策の概要

- 障害福祉従事者に対して幅広く賃上げ支援(※)を実施。
(※)処遇改善加算の対象サービスについては加算を取得し取組を推進する(又は見込み)事業者、対象外サービス(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援)については処遇改善加算取得事業者に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業者が対象

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- (1)支給要件・金額
障害福祉従事者に対する幅広い賃上げ支援 1.0万円
- (2)対象期間:令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額を支給

【執行のイメージ】



(注)サービスごとに交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給
(国10/10で都道府県に支給。併せて交付額算出のための国保連システム改修費用及び国・都道府県の必要な事務費等も確保)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 障害福祉分野の職員の賃上げ支援を実施することで、障害福祉サービス提供に必要な人材確保につながる。

1.2 物価対策

施策名:イ 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

① 施策の目的

- 物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、将来的に必要な設備・備品の購入費用等に対する補助を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

- 物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、介護事業所・施設のサービス類型・規模等を踏まえ、
・特に長距離移動が求められる訪問系サービス等においては、訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費、
・大規模災害の発生時には、介護事業所・施設への避難も想定されることから、介護事業所・施設について、衛生用品や備蓄物資、ポータブル発電機など災害発生時に必要な設備・備品などの購入費用等に対する補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1)実施主体
都道府県

(2)補助上限額
■介護事業所・施設(訪問介護、通所介護、施設系を除く):1事業所あたり20万円
■訪問介護、通所介護事業所:
規模(訪問回数等)、提供形態に応じて上限額を区分(※)し、
訪問介護 1事業所あたり20万円、30万円、40万円、50万円
通所介護 1事業所あたり20万円、30万円、40万円
■施設系(特養、老健、介護医療院等):定員1人あたり6万円
(※)訪問介護は延べ訪問回数(200回以下、201回以上～2000回以下、2001回以上)で区分(30万円、40万円、50万円)。ただし、移動経費に着目し、集合住宅併設型は20万円とする。
通所介護は延べ利用者数(300人、600人)で20万円、30万円、40万円の3区分とする。

(3)補助率
国:3/4、都道府県:1/4(都道府県事務費は国:10/10)

(4)補助対象
介護事業所・施設

(5)補助対象経費(例)
【介護サービスを円滑に継続するための対応】
ア. 訪問・送迎の移動の経費などサービス提供の継続に必要な経費
イ. ネットクーラー、冷感ポンチョ、熱中症対策ウォッチ
ウ. 業務用スポットエアコン、サーキュレーター、断熱カーテン など
【大規模災害等への備え】
平時のサービス提供にあたって使用することも可能とするが、災害発生時に使用可能な状態で維持するものとする。
ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資(ローリングストックの初期費用)
イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池
ウ. 衛生用品、医療用品
エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ
オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費

【事業スキーム】
国 → 補助 → 都道府県 → 補助 → 介護サービス事業所・施設

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 介護サービスの円滑な継続を支援することにより、介護サービスの維持を図る。

施策名:イ 介護施設等に対するサービス継続支援事業

令和7年度補正予算案 210億円

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

介護保険施設等は、入所者の栄養・心身の状況等を考慮した食事を提供する必要があるが、物価上昇の影響がある中でも、食事提供というサービスを円滑に継続するための支援を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○	○								

③ 施策の概要

介護保険施設等が、物価上昇の影響がある中でも、食事提供というサービスを円滑に継続できるよう、介護保険施設等の規模等を踏まえ、食料品等の購入費等に対する補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1)実施主体

都道府県

(2)補助上限額

定員1人あたり1.8万円

(3)補助率

国:10/10(都道府県事務費 国:10/10)

(4)補助対象

介護老人福祉施設(地域密着型含む)、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

(5)補助対象経費

食材料費

【事業スキーム】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・介護サービスの円滑な継続を支援することにより、介護サービスの維持を図る。

14

施策名:イ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等

令和7年度補正予算案 22億円

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

・都道府県・市町村が、計画的かつ「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組と一体的に行う老朽化した高齢者施設等の改修・大規模修繕等の取組等を支援し、物価上昇の影響がある中でも、防災・減災対策が推進される環境を整備する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○	○					○			

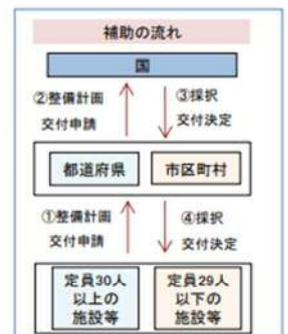
③ 施策の概要

・広域型施設において、「第1次国土強靱化実施中期計画」に関する取組と一体的に実施する大規模修繕等や、小規模な高齢者施設の改修・大規模修繕等に必要となる経費等を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

対象施設等	基準単価	補助率	実施主体
定員30人以上の特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム、養護老人ホームの大規模修繕(※)	・社会福祉連携推進法人等の社員等が運営するもの 61,600千円 ・「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組を行うもの 29,260千円	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4 国 1/3 自治体 1/3 事業者 1/3	都道府県 指定都市 中核市
定員29人以下の小規模施設の改修工事・大規模修繕等(※)	・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス 15,400千円 ・養護老人ホーム、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、(看護)小規模多機能型居宅介護事業所等 7,730千円	定額補助	市区町村
介護施設等環境改善事業(介護保険事業費補助金)	・北海道管内の入所・居住系の高齢者施設等 2,000千円	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	自治体

※:大規模修繕には、耐震強化のための天井等の非構造部材の落下防止対策等を含む。



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

老朽化した高齢者施設等の改修・大規模修繕が進むことにより、保全経費や維持費用等の抑制や国土強靱化対策の一層の推進が図られ、利用者・介護職員の生命・財産の保持や地域における安定的かつ継続的なサービス提供が促進される。

▶ 2. こども家庭庁の補正予算案のポイント

令和7年度 こども家庭庁 補正予算案のポイント 総額:6,479億円

1. 企業等の活力を活かした子育て・こども・若者支援

子育てしやすい環境の整備 (27億円) (32億円)

- 企業等の活力を活かした小学生の預かり機能の構築(10億円)[1-1]
- 安全で質の高いベビーシッターの利用促進(4億円)[1-2]
- 入院中のこどもの家族の付添い等の環境改善(2億円)[1-3]
- [こども誰でも通園制度の本格実施に向けた対応] 等
- 「こどもまんなか社会」への民間の取組支援と環境整備等(5億円)
- 民間企業の取組支援と環境整備(5億円)[1-4] (「こどもとともに成長する企業」構想の推進等)
- [OEPM・効果検証の確実な実行による成果の確保] 等

2. ライフデザインの多様化を促した若者政策 (95億円)

本格的な若者政策の始動 (95億円)[2]

- 若者10万人の総合調査(1億円)[2-1]
- 地域における若者支援強化のためのコーディネート事業 (3億円)[2-2]
- プレコンセプションケアの取組の強化等(13億円) 等

3. 多様で質の高い育ちの環境の提供等 (1,068億円)

多様で質の高い育ちの環境の提供 (959億円)

- 保育士等の処遇改善(844億円)[3-1]
- 保育人材の確保(113億円) 等
- こどもの安心・安全 (109億円)
- こども性暴力防止法関連システム開発等の施行準備(38億円)
- こどものためのショートステイ・ワイルドステイの受け皿拡充(1億円)[3-4]
- こどもの居場所づくり支援(5億円) 等

6. 人口動態・社会経済の変化を踏まえた持続的なこども政策の展開 (464億円)

- 施設整備交付金による保育施設等の改築等の支援 (390億円)[6-1]
- 人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業 (3億円)[6-2]
- こどもDXの着実な推進 等 (72億円)[6-3]

4. 地域の多様な主体が連携したこども・若者支援システムの構築

支援ニーズを見逃さないコンタクトポイント・相談体制の構築 (75億円) (1,097億円)

- 妊娠・出産・乳幼児期の悩みやリスク等の早期発見・相談等(59億円)[4-1]
 - 1か月児・5歳児健診の支援、新生児マスキリング検査実証事業 等
- 支援ニーズをまるごと受け止める包括的なシステムの構築(10億円)[4-2]
 - 地域ネットワーク構築によるこども支援、こども家庭センターの設置・機能強化の促進 等
- 虐待防止対策の強化(こども・若者支援人材バンクの創設等)(3億円)
- ヤングケアラーへの食支援を通じた実態把握(0.2億円)[4-4]
- ひとり親家庭のためのワンストップ相談体制の強化(1億円)
- こどもの自殺対策の強化(1億円)[4-6]
 - 法定協議会の効果的な運営に向けたモデル事業
 - [ICTやAIの活用も見据えた新たな自殺対策の検討]

支援のニーズを抱えるこども・若者への支援 (1,022億円)

- ひとり親の収入増に向けた就業支援の強化(3億円)
- 児童虐待防止対策のためのシステム構築(18億円) (239億円)
- 共働き家庭里親等への支援、児童養護施設等の職員の処遇改善等[4-9]
- 発達に特性のあるこどもへのアセスメント強化・伴走的支援(3億円)
- 地域のインクルージョン、こどもホスピスへの支援(5億円)[4-11] 等

5. 物価高対応のための強力な支援 (3,724億円)

(3,677億円)

- 物価高に対応した子育て世帯への強力な支援(物価高対応子育て応援手当)[5-1]
- 物価高に対応したこどもの貧困・ひとり親家庭等への緊急的な支援(17億円)
 - [重点支援地方交付金を活用したひとり親家庭等への給付金等の支援の促進][5-2]
 - 地域における緊急的な支援と連携した物価高対応集中相談事業
 - ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業 等
- 保育所や児童養護施設等における物価高対応のための支援(30億円)[5-3]

2.1 処遇改善関係

3-1

改定

保育士等の処遇改善

[844億円]

昨年度に続き、保育士等の処遇を大幅に改善

保育士等の処遇については、保育士等が、こどもの一番身近でその健康や育みを担っていることも十分に踏まえ、未来を担うこどもの保育の質の向上を図る観点から改善に取り組む

○ 公定価格上の人件費を**5.3%**改善

※改善額のイメージ:令和6年賃金構造基本統計調査における保育士の平均賃金32.9万円をもとに機械的に計算すると年額では約20万円の改善となる。

○ こども家庭庁発足(令和5年4月)以降、保育士等の処遇を**21.2%**の引き上げ

※令和5年度:5.2%、令和6年度:10.7%、令和7年度:5.3% 9

困難を抱えるこどもを現場で支える職員等の処遇を大幅に改善

児童養護施設等	4.9%引き上げ	
障害児支援事業所等	措置費	4.8%引き上げ
	給付費	約1万円/月の引き上げ*

* 令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額。
別途、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、
約6千円/月(令和7年度分)の処遇改善加算を実施済み。

2.2 物価対策

保育所等の物価高対応のため、特例的な加算・補助を創設

保育所等	1施設あたり10万円 (保育所、幼稚園、認定こども園の場合)
地域こども・子育て支援事業 (放課後児童クラブ、 地域子育て支援拠点など)	1支援の単位あたり5万円 (放課後児童クラブの場合)
児童養護施設等	こども1人あたり約1.1万円 (児童養護施設(乳児以外)の場合)

令和7年度補正予算案(概要)

◎令和7年度補正予算案 :122.0億円*

1. 事前防災など防災・減災の取組の推進(46.8億円)

○大規模地震に備え国民一人ひとりが行うべき取組の周知啓発(0.07億円)

国民一人ひとりに対し大規模地震への事前防災の取組や発災時の適切な行動を促すため、南海トラフ地震や首都直下地震の新たな被害想定や対策を踏まえた国民一人ひとりが行うべき取組について周知啓発するべく、映像資料を作成する。

○実践的な防災行動定着に向けた国民運動の推進(1.8億円)

幼児期から義務教育期にかけて、より実践的な防災教育を関係省庁とも連携して推進するなど、国民一人ひとりの行動変容を促す取組を推進する。

○災害ケースマネジメントの普及・定着 (0.1億円)

車中泊避難やホテル・旅館等への避難について、自治体による運営体制の構築、訓練の実施、運営マニュアルの作成等を支援し、優良事例の横展開を図る。

○防災情報システムの効果的な利活用促進(5.5億円)

防災情報システムを活用した効果的な災害対応の実現に向けて、関係省庁・都道府県等を対象としたシステム研修・訓練を行い、システム利活用の意義・有用性を啓発するとともに、多様な災害種別に対応した机上演習(TTX)等の実践的な訓練の普及促進を図る。

○防災分野のデータ流通促進・高度化等に向けた調査検討(1.0億円)

災害対応機関間(特に都道府県及び市町村間)のデータ流通の更なる促進に向けて、災害対応基本共有情報(EEI)の普及を含めたデータ連携ルール等の検討を行う。

○広域連携を含めた新たな被災者支援システムの構築に向けた調査業務(4.4億円)

官民の多様な被災者支援システム間の相互連携に必要なツール(複数のシステム間でのデータ連携等に必要なデータ処理を行う ETL ツール)等を活用した実証調査を行うとともに、自治体等と連携した被災者支援版 EEI(災害対応基本共有情報)の検討や、被災者情報の取扱い等、相互情報連携に必要な留意事項をまとめた「指針」の作成に係る調査を実施する。

○被災者支援業務のDX化に向けた相談・人材派遣事業(0.2億円)

被災者支援業務のデジタル技術導入等に課題がある自治体に対し、外部のデジタル人材や防災人材等を派遣し、被災者支援業務のDX化を支援する。

○プッシュ型支援における物資輸送等に関する実証調査事業(1.3億円)

国や自治体において備蓄している災害用物資について、陸上以外の輸送手段である空路を主に活用して、物資の保管から搬出、輸送までを円滑に行う体制や手法について検討する。併せて、プッシュ型支援終了後の資機材等の回収まで含めた安定的な輸送体制の構築についても検討の上、これらを踏まえた実証実験を行う。

○自治体備蓄促進に向けた検討業務(0.9億円)

地方公共団体における災害用物資備蓄に関する検討項目として、「品目」「数量」の2項目を中心に優先度合いについても検討を進め、災害用備蓄物資の備蓄推進に向けた施策を検討する。

○プッシュ型支援における内閣府備蓄物資の分散備蓄(6.5億円)

全国各地への迅速かつ確実なプッシュ型支援を可能とするため、令和7年度までに整備した全国8地域の分散備蓄拠点に加え、新たな分散備蓄拠点を追加的に整備するとともに、既存の備蓄拠点の物資・資機材についても品目・数量の充実を図る。段ボールベッドやパーティション、簡易トイレ、温かい食事を提供するための資機材や入浴のための資機材等、調達に時間を要するため一定の備蓄が必要なものについて、購入・分散備蓄を実施する。

○国の地方公共団体への先手支援に向けた訓練(0.2億円)

災害発生時に国が地方公共団体の要請を待たずに効果的かつ効率的に支援を行うため、関係省庁や地方公共団体等と連携し、被災地域の情報を基に派遣する応援組織、派遣する地域、派遣規模などについて調整を行い、被災状況に応じた支援の調整を行うことができるよう全国各地で訓練を実施する。

○官民連携による被災者支援のネットワークの構築(4.4億円)

災害中間支援組織の設立・機能強化を図るとともに、被災者援護協力団体登録制度を運用し、災害中間支援組織を核にした官民連携ネットワークの構築を図る。

○企業の防災力・事業継続力強化に資する先進技術の導入促進に向けた調査(0.2億円)

企業の防災力・事業継続力強化に向けた「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」での企業間マッチング事業を本格展開させるため、企業の事前防災に関するニーズやシーズに関する調査、課題の把握など、事業戦略策定に向けた調査等を実施する。

○防災・減災、国土強靱化新時代の実現に向けた「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」の構築(1.2億円)

避難生活環境の改善のためのスキル・ノウハウを身につけてもらう研修の実施を通じて、地域のボランティア人材育成を図る。

○災害時に活用可能なキッチンカー・トレーラーハウス等に係る登録制度(0.7億円)

災害時に活用可能なキッチンカー・トレーラーハウス等のいわゆる災害対応車両を平時からデータベース化し、災害時に被災自治体がニーズに応じて派遣を要請することにより、迅速な被災者支援を可能とする災害対応車両登録制度について、より迅速な派遣に資するための車両検索システムの改修を行うとともに、登録ステッカーの配布による普及・啓発活動を実施する。

○避難所における良好な生活環境の確保等に向けた取組の検討(0.2億円)

能登半島地震等の災害において、避難所運営で浮き彫りとなった課題を抽出し、避難所におけるTKB(トイレ・テント、キッチン、ベッド・バス)の推進などの、良好な生活環境を確保するための取組について、調査研究を実施する。

○各火山地域の特性を踏まえた火山防災対策の推進(0.4億円)

改正活動火山対策特別措置法等を踏まえ、火山地域の市町村等が、集客施設等における避難確保計画の作成を適切に援助できるよう、避難確保計画が未作成の避難促進施設に対し、国が市町村等と共同で避難確保計画作成に係る支援を実施し、各種支援資料の充実化を図る。

○大規模地震災害に係る分野横断的な影響を考慮した災害リスク評価による防災対策の推進(0.3億円)

地域特性を踏まえて戦略的な防災対策を実施するため、分野横断的な災害リスク評価手法について検討し、徹底的な事前防災対策を推進する。

○立川・有明の丘・東扇島施設に係る施設改修等(0.8億円)

災害対策本部予備施設(立川)及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点(有明の丘・東扇島)について、政府の災害対応に必要な機能及び性能を確保するため、施設の老朽化に伴う設備の改修に係る設計等を行う。

○首都直下地震発生時に緊急災害対策本部が一時移転する場合等における省庁間連絡手段の確保(0.04億円)

首都直下地震発生時に官邸が使用できなくなった場合に緊急災害対策本部を立川等の代替拠点に移転するに当たり、地震の影響で携帯電話等の公衆通信網が使えないときにも緊急災害対策本部事務局と各省庁とが密接に連携して円滑な移転を実施できるよう、必要な非常用通信手段を確保する。

○非常災害時対応力強化のための体制整備(9.3億円)

現在、内閣府防災担当の執務室は、合同と民間ビルの二拠点体制となっているが、これにより、円滑な情報共有や迅速な意思決定及び各部署との緊密な連携に支障が生じていることから、早急に執務室の一元化を図る。

○中央防災無線網の管理に要する経費(7.1億円)

中央防災無線網の円滑な運用を継続するため、ネットワーク設備、直流電源装置、電話交換設備の機器の更新、設備の集約を行うとともに、衛星通信サービスへの移行による指定公共機関との低コストな通信サービスを実現する。また、有明の丘防災拠点施設の機能拡充整備を行う。

2. 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の強化(7.1億円)

令和8年1月からの船舶を活用した医療提供体制の運用開始に向け、船舶内で使用する資器材等について効果的な分散備蓄を行うとともに、国民や医療関係者等に対する広報を行い、船舶活用医療の実効性を高める。

11. 災害対策

<法改正等>

防災立国の推進に向けた基本方針 閣議決定（2025.12.26）

- ▶ 12月26日、「防災立国の推進に向けた基本方針」が閣議決定された。
- ▶ 本方針は、事前防災と発災時から復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔となる防災庁の必要性や機能、果たすべき役割、組織体制の在り方などを示したもの。
- ▶ 本方針に沿って次期通常国会に防災庁設置法案をはじめ、所要の法律案が提出され、令和8年中の防災庁の設置に向けた準備が進められる。
- ▶ 主な概要は以下のとおり。

防災立国の推進に向けた基本方針

- 世界有数の災害大国である我が国において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震、南海トラフ地震や富士山噴火など**国難級の災害の発生が切迫**する中、**人命・人権最優先の「防災立国」の実現が急務**。
- 国難級の災害に対しても**死傷者や避難者を大幅に低減**させ、**必要な国家・社会機能を維持**するため、**平時からの事前防災の徹底**が必要。
- そのため、我が国の防災全体を俯瞰的に捉え、産官学民のあらゆる力を結集し、中長期的視点から**我が国の防災の在り方を構想**するとともに、**徹底した事前防災、発災時から復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔**となる組織として**「防災庁」を設置**。

防災庁の機能、果たすべき役割

○ 防災庁の機能

- 内閣直下に設置
- 総理を組織の長とし、総理を助ける防災大臣を配置
- 尊重義務を伴う各府省庁への勧告権等
- 災害対応力の強化に必要な予算・人員の確保
- 内閣府防災担当を発展的に改組
- ※個別行政分野における防災対策等は引き続き各府省庁で実施

○ 防災庁の果たすべき役割 ～ 平時から発災時、復旧・復興までの一貫した司令塔機能 ～

I 防災に関する基本的政策・国家戦略の立案

- **これまでの災害に対する中長期的視点を踏まえた定期的かつ十分な検証**
- 多様な経験と高度な知見を基に、あらゆる事態を想定し、起こり得る被害を先読みした**防災の基本政策・国家戦略の企画・立案**

II 徹底的な「事前防災」の推進・加速の司令塔

- 各主体の連携による地域レベルでの具体的なシミュレーションに基づく**災害リスク評価、計画企画・立案の推進**
- 各主体による事前防災対策の**抜けや漏れ把握、分野横断的な関係者間コーディネート**や**平時からの実施勧告等による事前防災の推進**
〔建物等の耐震化 ・防災まちづくりと復興の事前準備
・スフィア基準等を踏まえた避難生活環境の抜本改善 等〕

III 発災時から復旧・復興までの災害対応の司令塔

- 政府災害対策本部の運営や国全体の被害状況把握など**災害初動体制の構築**
- **被災自治体への迅速な応援体制の構築**
- 被災自治体の**ワンストップ窓口**として被災者のニーズを俯瞰的に把握
- 過去の災害のノウハウをいかした**継続的・包括的な被災地伴走支援体制の構築**

- 内閣総理大臣を助け防災庁の事務を統括する**防災大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官**の下に、**内部部局として4部門**を置き、各部門に属する統括官及び参事官を配置。
- 当面、「**日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震**」及び「**南海トラフ地震**」に対し、地域における事前防災の推進、大規模災害時の政府の災害対応の業務継続性などの観点から**防災庁の地方機関設置に向けた具体的検討を実施**。
- 機動的かつ柔軟な組織体制を目指し、**防災庁の職員採用を始め、官民の様々な関係機関からの人員により、体制を構築**。

防災庁の組織体制の在り方

<h4>防災庁の内部組織</h4> <p>内閣総理大臣</p> <p>防災大臣 — 副大臣、大臣政務官</p> <p>事務次官</p> <p>統括官 — 参事官</p> <p>I 総合政策部門 予算・会計、人事、広報等の官房機能や庁全体の政策の調整、防災技術の研究開発・実装等に関する事務</p> <p>II 災害事態対処部門 大規模災害への対処や訓練・人材育成等に関する事務</p> <p>III 防災計画部門 大規模災害に対する災害リスク評価や計画の企画・立案及び対策の推進、復旧・復興に関する基本的な政策に関する事務</p> <p>IV 地域防災部門 デジタル防災技術を活用し、産官学民の総力を結集した災害対応及び被災者支援体制の構築、普及啓発・防災教育などに関する事務</p> <p><small>※統括官及び参事官の担務については、災害の発生状況や防災施策の動向を踏まえ、柔軟に調整。</small></p>	<h4>地方機関</h4> <p>当面、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」及び「南海トラフ地震」に対し、以下の取組を推進する観点から地方機関の設置に向けた具体的検討を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害リスク評価や対策の検討・実行支援、地域レベルでの産官学民の連携体制構築など、事前防災推進によって地域防災力向上に関する支援体制の強化 ● 大規模災害発生時における政府の災害対応の業務継続性や迅速な被災地支援体制の構築等 <p><small>※防災庁本庁の設置を先行し、地方機関が担うべき機能・適地についても並行して検討。</small></p>
	<h4>人材確保・育成</h4> <p>機動的かつ柔軟な対応が可能な組織体制を目指し、官民の様々な関係機関から幅広く人員を募り、必要な体制を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各府省庁との人材交流、防災庁職員の採用・育成 ● 中途採用を含む外部人材の業務参画・登用 ● 「防災大学校（仮称）」の設置検討など教育・訓練機能の充実 ● 働き方に配慮した執務環境や生活環境確保など処遇改善の検討
	<h4>設置時期</h4> <p>R8通常国会において関連法案を提出・成立の後、防災庁の業務遂行に必要な所要の準備を行った上で、令和8年中の設置を目指す。</p>

防災庁の担う具体的な事務

<h4>大規模災害に対する事前防災の推進</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● 各主体の連携による地域レベルでの具体的なシミュレーションに基づく災害リスク評価、計画企画・立案の推進 ● 事前防災対策の進捗状況や抜けや漏れの把握 ● 協定締結の促進など、民間企業の地域防災への参画を促す取組の推進 	<h4>円滑かつ迅速な災害緊急事態対処</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● 初動体制や被災自治体への迅速な応援体制の構築 ● デジタル技術活用による迅速な被害状況把握 ● 首長的意思決定支援、対応手順の標準化 ● 災害時の船舶を活用した医療提供体制整備 	<h4>早期の復旧・より良い復興の実現</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● 被災自治体のワンストップ窓口、継続的・包括的な被災地支援 ● 事前復興の概念を踏まえた復興に関する対応方針検討
<h4>被災者に寄り添った支援体制の構築</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● 備蓄強化などスフィア基準等を踏まえた避難生活環境の抜本改善 ● 女性・高齢者・子ども・障害者・外国人等の多様な視点等を取り入れた支援の充実 ● 災害ケースマネジメント実施体制の構築 ● 災害救助法適用等に係る事務、被災者生活再建支援制度の運用 ● 新物資システム（B-PLo）の活用等を通じた物資支援体制の構築の推進 ● 国民保護における救援に係る制度運用、訓練の実施 ● 感染症危機や原子力災害との複合に備えたノウハウの共有、訓練等の実施 	<h4>デジタル防災技術の徹底活用</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害対応の高度化・効率化に向けたデジタル防災技術の活用基盤・環境整備 ● 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を中核とした「防災デジタルプラットフォーム」の強化・利活用 ● 災害対応に精通したデジタル人材の育成・派遣 	
<h4>国民の行動変容を促す普及啓発・防災教育</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● 総合的・戦略的なコミュニケーションデザインの検討 ● 幼児期からの実践的な防災教育 ● 地域が一体となったコミュニティ防災教育の推進 ● 災害の記録・課題・教訓の継承等 	<h4>戦略的な防災情報発信</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● 防災行動変容を促す情報発信のための基盤技術の構築 ● 地域レベルでの報道機関を含むメディアとの連携による適時・的確かつ戦略的な防災情報発信 	<h4>産官学民連携体制の構築</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● 産官学民それぞれの災害対応力強化 ● 都道府県等とのカウンターパートとなる職員を通じた地方自治体との連携体制の強化 ● 災害支援に関わるNPO等との協働強化と参画拡大 ● 産官学民関係者同士での平時から顔の見える関係等の連携体制構築
<h4>体系的な人材育成システムの充実・強化</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関と連携した実践的な訓練等の推進 ● 防災に関する幅広い経験や専門知識、関係者間のコーディネート力を有する行政職員や民間人材など体系的な育成 	<h4>防災技術の研究開発・実装、防災産業の発展</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● 防災に関する新技術ニーズ・シーズの把握・統合 ● 被害想定の高高度化やAIの活用、災害救助・対応ロボットの開発など関係機関連携による防災技術の研究開発・実装の推進 ● 防災技術・ノウハウを活用した防災産業の発展 	<h4>国際防災協力の推進</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害の経験・課題・教訓や知見・ノウハウの国際展開など、国際防災の議論と枠組みづくりの主導 ● 防災関連企業・防災技術の海外展開による国際社会との連携強化

<会 議>

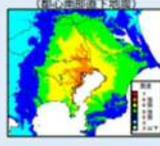
防災立国推進閣僚会議

◇第4回(2025.12.26)※持ち回り開催

- ▶ 12月26日、内閣府は第4回防災立国推進閣僚会議を持ち回りで開催した。
- ▶ 今回は防災立国の推進に向けた基本方針(案)について承認が行われるとともに、中央防災会議防災対策実行会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ報告書概要について共有が行われた。
- ▶ 中央防災会議防災対策実行会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ報告書概要については以下のとおり。

首都直下地震対策検討ワーキンググループ 報告書 概要

- 減災目標を定めた首都直下地震緊急対策推進基本計画の策定(平成27年3月)から10年が経過。
- 同基本計画及び政府業務継続計画の見直しに向けて、中央防災会議防災対策実行会議の下、**首都直下地震対策検討ワーキンググループを設置(令和5年12月)し、防災対策の進捗状況等を踏まえ、被害想定の見直し、新たな防災対策の検討を実施。**

首都直下地震の人的・物的被害等	首都中枢機能への影響	巨大過密都市を襲う被害
<p>○ 東京圏は、人口・建物数が極めて膨大 → 被害の絶対量が大きい (揺れ・火災による多くの直接死 膨大な避難者が発生し、多くの災害関連死)</p> <p><新たな被害想定(最大値)> (都心南部直下地震の場合) ※下記の被害量は、一定の条件下の試算であることに留意。</p> <p>【人的被害】 死者 約 1.8 万人 避難者 約 480 万人 帰宅困難者 約 840 万人 ※災害関連死者: 約 1.6 万人 ~ 4.1 万人</p> <p>【建物被害】 全壊・焼失 約 40 万棟</p> <p>【ライフライン被害等】 停電軒数 約 1,600 万軒 固定電話・インターネット不通回線数(被災直後) 約 760 万回線 携帯電話停波基地局率(1日後) 51% 上水道 断水人口(被災直後) 約 1,400 万人 (停電考慮あり) 約 1,300 万人 (停電考慮なし) 下水道 機能支障人口(被災直後) 約 200 万人 (停電考慮あり) ※前回報告(H25)と同条件の試算値 約 180 万人 (停電考慮なし) 避難所の食料不足(7日間) 約 1,300 万食</p> <p>【経済的被害】 約 83 兆円</p> 	<p>○ 首都中枢機能(政治、行政、経済)が高度に集積 → 発災時に中枢機能を確保できなければ、我が国全体の国民生活・経済活動、海外にも大きな影響</p> <p>・庁舎が大きい(損壊するおそれ小さいが、業務再開に一定の制約が発生する可能性) ・電力を単独系統受電している機関の停電リスク ・ライフラインが想定どおり復旧できないおそれ ・国内外で金融市場等への風評が流れ、市場の不安心理が増幅のおそれ ・過酷事象等により、現行のBCPでは対応困難な可能性</p> <p>政府機関 ・非常用発電設備やバックアップ等により、システムは継続稼働が可能</p> <p>金融決済機能 ・非常用発電設備やバックアップ等により、システムは継続稼働が可能</p> <p>企業の本社系機能 ・ライフライン(特に電力・通信)、データセンター等の被災により、機能が停滞・低下 ・本社系機能の停滞・低下が全国的な企業活動に影響</p>	<p>電力供給の不安定化 ■ 計画停電等による需要抑制(1ヵ月程度) ■ 他のライフライン等の停止</p> <p>燃料不足による影響 → 非常用発電設備の停止 物流の停滞等</p> <p>道路交通の麻痺 流通・物流機能低下による物資不足</p> <p>膨大な数の被災者の発生 被災者の多様化(高齢者、子ども、外国人、マンション住居等) → 帰宅困難者、滞留者の発生 → 避難所不足、災害関連死リスクの増</p> <p>土地不足等による復旧・復興の遅れ</p> <p>通信停止等による情報の制約等 ■ 停電、通信インフラ被災 → 情報入手困難 キャッシュレス決済停止 企業等の事業継続が困難</p> <p>情報発信の遅れ等による混乱 ■ 被災情報収集・共有の機能低下 → 適時適切な情報発信の遅れ → SNS等によるデマ・流言の拡散 被災地の混乱 国の信用力低下</p> <p>企業活動停滞等による国内外経済への打撃 ■ ライフライン・交通施設、自社の被災 ■ 港湾被災による輸出入停滞 → 企業活動停滞、国民生活への影響 サプライチェーンを通じ国内外に影響</p> <p>王様: この10年間でより顕著になった被害の様相</p>

新たな対策のポイント

防災意識の醸成(「自分ごと」化)、社会全体での体制の構築

- ① 東京圏で生活する各人が取り組むべきこと 個人・家庭の取組(住宅の耐震化、家具等の固定、感震ブレーカー設置、家庭備蓄)、企業等の取組(BCPの策定、実効性の向上)
- ② 総合的な防災力の向上に資する多様な連携 地域における防災力の向上・連携、企業との連携、NPO法人・ボランティア・中間支援組織等との連携
- ③ 防災DXの加速 データ・システム等の連携、デジタル技術活用による確・効率的な被災者支援等

I 首都中枢機能の確保

- ① BCPの策定・実効性確保
- ② 首都中枢機能のリダンダンシーの強化
 - ライフラインの冗長性・代替性の強化
 - 首都中枢機能の一時的移転
- ③ 政府の情報発信機能の強化
 - 我が国の信用力確保のための国内外への情報発信の強化(デマ等への対策)

II 膨大な人的・物的被害への対応強化

- ① 直接被害の絶対量を軽減するための**予防対策の徹底**
 - 建築物、施設の耐震化等の推進
 - ライフライン・インフラの強靭化
 - ・ ライフライン・インフラの耐震化等の推進
 - ・ デジタル基盤(電力・通信)の冗長性・代替性の強化
 - 火災対策
 - 新たなライフスタイル(二地域居住・テレワーク)定着による被害軽減への期待
- ② 限られた人的・物的リソースの中で対応するための**災害対応力の強化**
 - 高齢者・障害者など要配慮者への支援強化
 - 外国人対応の強化
 - 避難生活環境の整備
 - 広域応援体制の強化
- ③ 真に支援が必要な被災者に災害対応リソースを集中するための**災害対応ニーズの大幅な抑制と役割の分担**
 - 在宅避難の促進
 - 広域的避難の推進
 - 企業活動の早期回復

III 迅速な復興・より良い復興への備え

- 我が国の国際競争力維持のための**迅速な復興**、次の災害に備えて災害リスクを減らす**より良い復興**に向けた事前準備を推進
- 一時的な住まいの確保
 - 被災者の生活再建
 - 事前復興計画の推進
 - 地籍調査の加速
 - 各種用地の事前確保の促進

国土強靭化推進会議

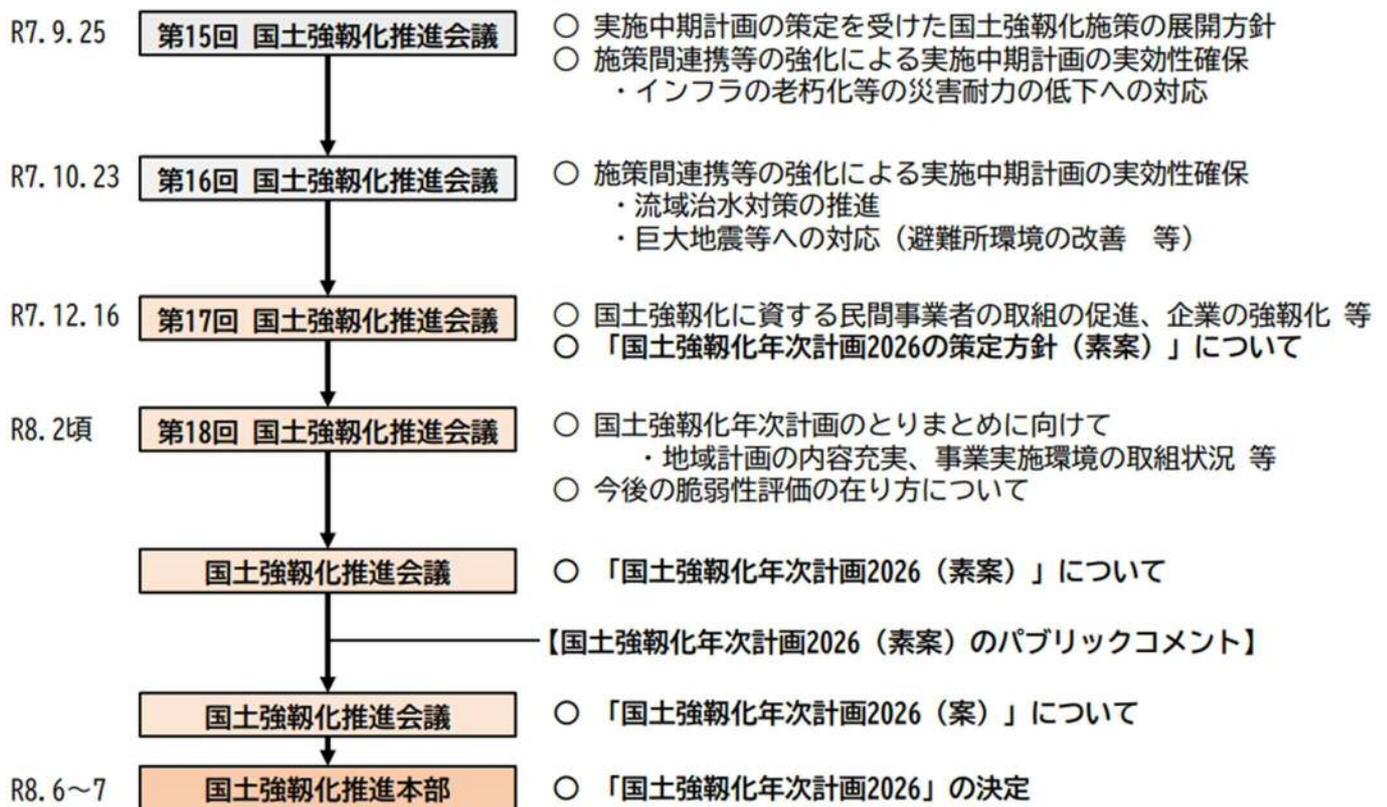
◇第17回(2025.12.16)

- ▶ 12月16日、内閣官房は第17回国土強靭化推進会議を開催し、「国土強靭化に資する民間事業者の取組の促進、企業の強靭化」「国土強靭化年次計画 2026 の策定方針(素案)」について協議を行った。
- ▶ 国土強靭化年次計画 2026 については、策定方針素案が示されるとともに、今後のスケジュールが示され、協議が行われた。
- ▶ 国土強靭化年次計画 2026(素案)では、記載事項として下記が示された。
 1. 年次計画の策定の趣旨
 2. 施策の実施状況の評価の在り方
 3. 指標による進捗管理等
 4. 防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策の取りまとめ

- 5. 第1次国土強靱化実施中期計画の進捗管理
 - 6. 地域の強靱化の推進
 - 7. 官民連携の促進と「民」主導の取組の活性化
 - 8. 「国土強靱化 広報・普及啓発活動戦略」の推進
- ▶ 今後、夏ごろを目途に国土強靱化年次計画 2026 を策定し、公表される予定。

「国土強靱化年次計画2026」の策定に向けたスケジュール（案）

資料5



災害時の保健・医療・福祉分野の連携強化検討会

◇第2回(2026.1.26)

- ▶ 1月26日、厚生労働省は第2回災害時の保健・医療・福祉分野の連携強化検討会を開催した。
- ▶ 今回は「都道府県における保健医療福祉調整本部の機能強化」「災害に備えた福祉的支援体制」「厚生労働省保健医療福祉調整本部支援チームの設置」について協議が行われた。
- ▶ 「都道府県における保健医療福祉調整本部の機能強化」については、今後の方向性(案)として下記が示され、協議が行われた。

今後の方向性（案）

- 保健医療福祉調整本部において、適切な情報分析、円滑な保健医療福祉活動チームの派遣調整ができるよう、**平時に厚生労働省大臣官房厚生科学課（厚労省保健医療福祉調整本部支援チーム）が、都道府県が実施する研修・訓練を支援する（議題1-3で詳述）。**
- 災害時の体制強化通知（※）に、**保健医療福祉調整本部における機能として、情報分析（病院・施設・地域）、支援活動（物資・人的・搬送）が急性期の調整事項である旨、会議準備に係る資料（次頁以降参照）について一例を記載して、さらなる周知を行う。**
- 保健医療福祉調整本部の運営方法・手順をまとめた手引きの作成や、災害時に支援活動を行う関係団体との平時から顔の見える関係の場の構築など、**保健医療福祉調整本部の連携や体制強化の推進策について検討する。**
 - ▶ 「災害に備えた福祉的支援体制」については、12月に取りまとめられた社会保障審議会福祉部会報告書における検討の方向性をもとに、平時からの連携体制の構築、DWATの平時からの体制づくり・研修等について協議が行われた。
 - ▶ 「厚生労働省保健医療福祉調整本部支援チームの設置」については、「厚生労働省保健医療福祉調整本部支援チーム」の役割(案)と体制(案)が示され、協議が行われた。

厚生労働省保健医療福祉調整本部支援チームの役割（案）（1）

- 災害発生時には市区町村災害対策本部、保健医療福祉調整地域本部（保健所）、都道府県の保健医療福祉調整本部、DMATコーディネーター、DHEAT等が各種調整に当たる。
- 厚生労働省保健医療福祉調整本部支援チーム（以下、厚労省支援チーム）はこうした現場の調整がより円滑に進むようサポートする目的で、以下1～4の役割を持つこととしてはどうか。

※保健医療福祉活動チームを「活動チーム」、被災した都道府県を「被災県」、厚生労働省保健医療福祉調整本部支援チームを「厚労省支援チーム」と表記している。

1. 活動チームの派遣調整【厚労省支援チーム→被災県】

- 被災状況が明らかになる前の段階において、その災害規模に応じたチームを先遣隊として派遣できるよう厚労省支援チームで調整する。**→各チームの既存の派遣判断の基準を標準化する。**
- 被災状況に係る情報が集約されてきた段階において、需要に対して供給不足が想定される地域への派遣について、都道府県が柔軟に意思決定できるようサポートを行う。
 - ▶ 留意点として、風水害では被害状況が徐々に明らかになるため、派遣の判断が難しいため、都道府県・市町村の判断を促す必要がある。
 - ▶ 被災地の状況に応じた活動チームの撤退判断の基準の標準化を目指す。

2. 情報提供依頼（急性期以降）【厚労省支援チーム→被災県】 ※都道府県の保健医療福祉調整本部が立ち上がった後の時期を想定。

- 厚生労働省各局が別々に被災県に情報を求めることのないよう、可能な状況であれば、保健医療福祉調整本部の定期的な会議を傍聴し、情報収集を行う。
- 厚労省支援チームが厚生労働省各局の必要な情報を一元管理し、厚生労働省現地对策本部を介して、被災県に情報提供を求める。
※厚労省支援チームは厚生労働省現地对策本部と定期的にリモート会議を実施する。
- 都道府県の保健医療福祉調整本部が立ち上がる前の超急性期においては、被害状況の把握を組織的に行うことが困難と考えられるため、従来通り厚生労働省各局が被災県各局から情報を収集する。

厚生労働省保健医療福祉活動支援チームの役割（案）（2）

3. 要請受付【被災県→厚労省支援チーム】

- 被災県の要請を受け止めるワンストップ窓口として連絡を受け、各局・活動チームから成る厚労省支援チーム員が情報共有・現状分析を一元的に行い、要請事項への対応を行う。対応する部局が厚労省支援チーム外の場合は該当部局へ伝達し、対応を求める。
- 現地对策本部が閉鎖した後、復興復旧を経て平時に戻るまで、厚生労働省の窓口を継続。
(例えば、福祉、就労等の関係での要請情報を厚労省支援チームが被災県から収集し、厚労省支援チームが必要な部局につなぐことを想定。)

4. 他省庁との調整【厚労省支援チーム↔他省庁】

- 災害対応する内閣府、国土交通省、防衛省、経済産業省等からの連絡は厚労省支援チームが受け、必要な調整を実施する。

厚生労働省現地对策本部との役割分担

- 厚生労働省現地对策本部に派遣されている職員が被災県と活動チームでは、調整しきれていない事項について、聴き取り、厚労省支援チームへ伝達する。
- その他、厚生労働省現地对策本部に派遣されている職員は発災初期の災害コーディネーターや都道府県保健医療福祉調整本部が実動するまでのサポートを行う。

政策委員会構成組織一覧

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国救護施設協議会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

◇通巻「第 81 号」No.6 Ver. 1◇

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会
作成・発行：政策企画部

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

政策企画部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-7889 FAX. 03-3580-5721

ホームページ : <http://zseisaku.net/>